

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	重事 00-01 <u>R 3</u>
提出年月日	<u>令和4年2月4日</u>

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（重事）

（再処理施設）

1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第36条 重大事故等対処設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
- なお、当該条文は、第2回以降申請対象条文のため、第1回申請対象条文の00資料で示している別紙3～6の資料については、添付対象外としているが、MOX燃料加工施設との横並びを示す必要があると判断し、別紙4を添付の対象とする。
 - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。

別紙

重事00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(重事)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	2/4	3	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	2/4	2	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	2/4	0	

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (1 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第三十六条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。⑦</p> <p>二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。⑧⑩⑪</p> <p>三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。⑫</p> <p>四 健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。⑬</p> <p>五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。⑭</p> <p>六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。⑮</p> <p>七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。⑯</p> <p>2 常設重大事故等対処設備は、前項各号に掲げるもののほか、共通要因（事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する共通要因をいう。以下この条において同じ。）によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、</p>	<p>9. 設備に対する要求事項 9.2 重大事故等対処設備 9.2.1 重大事故等対処設備に対する設計方針</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、重大事故等対処設備に対する一般的な要求事項を記載しており、設工認においても同様の記載が必要と判断し記載したため。</p> <p>重大事故等対処については、放射エネルギー、発熱量等に基づいた対策の優先順位、対処の手順等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：概ね12年（冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・UPr未満、それ以外は冷却期間12年以上）せん断処理するまでの冷却期間：15年 これにより、使用済燃料の放射エネルギー及び崩壊熱密度が低減する。①-1</p> <p><u>重大事故の発生の仮定においては、安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象として、地震、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）、配管の全周破断、動的機器の多重故障（多重の誤作動、多重の誤操作を含む）、長時間の全交流動力電源の喪失を想定し、これによる安全上重要な施設の機能喪失の範囲を整理することで重大事故の発生を仮定し、具体的には臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、TBP等の錯体の急激な分解反応及び使用済燃料の著しい損傷の発生を仮定する。</u></p> <p>放射性物質の漏えいによる重大事故については、放射性物質の保持機能の機能喪失により発生する。液体状又は固体状の放射性物質の保持機能は、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とすることにより喪失しない、又は喪失する場合であっても工程停止により漏えいを収束させることから事故の発生は想定されない。火山の影響、機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源喪失においては、機能喪失は考えられないことから事故の発生</p>	<p>(ii) 重大事故等対処施設（再処理施設への人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等、制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は(i)安全機能を有する施設に記載)</p> <p>重大事故等対処については放射エネルギー、発熱量等に基づいた対策の優先順位、対処の手順等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として、再処理施設に受け入れるまでの冷却期間を概ね12年、せん断処理するまでの冷却期間を15年とし、設計する。 これにより、使用済燃料の放射エネルギー及び崩壊熱密度が低減する。①-1</p> <p>八、ハ、(3)(i)(a)6) 放射性物質の漏えい</p> <p>放射性物質の漏えいによる重大事故については、放射性物質の保持機能の機能喪失により発生する。液体状又は固体状の放射性物質の保持機能は、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とすることにより喪失しない、又は喪失する場合であっても工程停止により漏えいを収束させることから事故の発生は想定されない。火山の影響、機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源喪失においては、機能喪失は考えられないことから事故の発生</p>	<p>1. 安全設計 1.7 その他の設計方針 1.7.18 重大事故等対処設備に関する設計</p> <p>5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.1 通常運転時の一般要求</p> <p>【「等」の解説】 「放射エネルギー、発熱量等」とは、処理する使用済燃料の諸元の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「対策の優先順位、対処の手順等」とは、重大事故等への対処を検討するために必要な事項の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 「八、ハ、(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」の内容を要約して記載した。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、重大事故等の選定に関する事項を記載しており、ここで「放射性物質の漏えい」による重大事故の発生が想定されないことを記載しており、技術基準規則の第四十三条への適合性の観点で記載が必要であるため。</p>	<p>5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.1 通常運転時の一般要求</p>	<p>備考</p>

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
🗨️：発電炉との差異の理由 📦：許可からの変更点等

【「等」の解説】
「放射エネルギー、発熱量等」とは、処理する使用済燃料の諸元の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。

【「等」の解説】
「対策の優先順位、対処の手順等」とは、重大事故等への対処を検討するために必要な事項の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。

【許可からの変更点】
「八、ハ、(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」の内容を要約して記載した。

(当社の記載)
<不一致の理由>
事業変更許可申請書において、重大事故等の選定に関する事項を記載しており、ここで「放射性物質の漏えい」による重大事故の発生が想定されないことを記載しており、技術基準規則の第四十三条への適合性の観点で記載が必要であるため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (2 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>適切な措置が講じられたものでなければならない。②</p> <p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 常設設備（再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。⑬</p> <p>二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。⑤</p> <p>三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。⑩</p> <p>四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。④</p>	<p>は想定されない。</p> <p>また、内的事象において、放射性物質を内包する液体の移送配管の全周破断で液体状の放射性物質の保持機能が機能喪失し漏えいが発生するが、設計基準対象の施設により漏えいを停止し漏えい液を回収することで事象を収束できることから、事故の発生は想定されない。その他の内的事象においては、保持機能の喪失は考えられないことから事故の発生は想定されない。</p> <p>気体状の放射性物質の閉じ込め機能（放出経路維持機能、放射性物質の捕集及び浄化機能並びに排気機能）の機能喪失は、外的事象（地震及び火山の影響）を想定した場合、排風機、廃ガス洗浄器へ水を供給するポンプ等の直接的な機能喪失、電源喪失による間接的な機能喪失により閉じ込め機能が喪失するが、工程停止により放射性物質の気相への移行量が減少し、放射性物質の放出が抑制されることから事故の発生は想定されない。</p> <p>内的事象として、長期間にわたり全交流動力電源が喪失した場合も、外的事象と同様に工程が停止することから事故の発生は想定されない。また、動的機器の多重故障の場合は、当該系統の異常を検知し、工程を停止した上で建屋換気設備（セルからの排気系、汚染のおそれのある区域からの排気系）により代替排気を行うことから事故の発生は想定されない。以上より放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。①-2</p> <p>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。①-3</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。①-4</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃</p>	<p>は想定されない。</p> <p>また、内的事象において、放射性物質を内包する液体の移送配管の全周破断で液体状の放射性物質の保持機能が機能喪失し漏えいが発生するが、設計基準対象の施設により漏えいを停止し漏えい液を回収することで事象を収束できることから、事故の発生は想定されない。その他の内的事象においては、保持機能の喪失は考えられないことから事故の発生は想定されない。</p> <p>気体状の放射性物質の閉じ込め機能（放出経路維持機能、放射性物質の捕集及び浄化機能並びに排気機能）の機能喪失は、外的事象（地震及び火山の影響）を想定した場合、排風機、廃ガス洗浄器へ水を供給するポンプ等の直接的な機能喪失、電源喪失による間接的な機能喪失により閉じ込め機能が喪失するが、工程停止により放射性物質の気相への移行量が減少し、放射性物質の放出が抑制されることから事故の発生は想定されない。</p> <p>内的事象として、長期間にわたり全交流動力電源が喪失した場合も、外的事象と同様に工程が停止することから事故の発生は想定されない。また、動的機器の多重故障の場合は、当該系統の異常を検知し、工程を停止した上で建屋換気設備（セルからの排気系、汚染のおそれのある区域からの排気系）により代替排気を行うことから事故の発生は想定されない。①-2</p> <p>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。①-3</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。①-4</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃</p>	<p>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。④</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。④</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃</p>	<p>【「等」の解説】 「工場等」については事業指定基準規則に基づく用語として許可の記載のとおりとした。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (3 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 本記載は、事業変更許可申請書本文及び添付書類六に記載は無いが、技術基準規則の第三十条一項4号への適合性の観点で記載が必要であるため。</p> <p>【「等」の解説】 「通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等」とは一般産業用工業品を取り扱う設備の総称として示した記載であることから記載した。</p>	<p>料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。①-5</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと同搬型のものがあり、以下のとおり分類する。①-6</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。①-7</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。①-8</p> <p>重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査にあたっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。重大事故等対処設備の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。①-9</p>	<p>料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。①-5、⑥-8</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響を受ける事象(以下「外的事象」という。)を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと同搬型のものがあり、以下のとおり分類する。①-6</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。①-7</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。①-8</p> <p>また、主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所を第7図に示す。②</p>	<p>料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。①</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと同搬型のものがあり、以下のとおり分類する。①</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。①</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。①</p> <p>主要な重大事故等対処設備の設備分類を第1.7.18-1表に示す。① また、主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所を第1.7.18-1図に示す。①</p>	<p>⑥-8 (P19へ)</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> ・「一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等」については、一般産業用工業品として維持管理を行う対象を明確化した。 ・「一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う」については、「試験研究用原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について(令和2年9月30日原子力規制庁)」を踏まえて記載した。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (4 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。⑭</p> <p>六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。③</p>	<p>9.2.2 多様性、位置的分散等</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。②-1, ③-1, ⑤-1</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。②-2, ③-2, ⑤-2</p> <p>共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。②-3, ③-3, ⑤-3</p>	<p>(イ) 多様性、位置的分散、悪影響防止等 1) 多様性、位置的分散</p> <p>【「等」の解説】 「周辺機器等」の指す内容はSA設備、DB設備、自主対策設備などの総称であり、添付書類の中で明確にするため、許可の記載の通りとした。(以下同じ)</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び「八、ハ、(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する【□】設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。②-1, ③-1, ⑤-1</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。②-2, ③-2, ⑤-2</p> <p>【許可からの変更点】 考慮する事象の明確化。(以下同じ)</p> <p>共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。②-3, ③-3, ⑤-3</p>	<p>(1) 多様性、位置的分散、悪影響防止等 a. 多様性、位置的分散</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、洪水、化学薬品漏えい、火災及び「添付書類八 6.6.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。◇</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。◇</p> <p>共通要因のうち自然現象については、地震、津波に加え、敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害等の事象を考慮する。◇その上で、これらの事象のうち、敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事</p>	<p>5.1.2 多様性、位置的分散等 (1) 多重性又は多様性及び独立性</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因として、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(以下「外部人為事象」という。)、洪水、火災及びサポート系の故障を考慮する。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、サポート系の故障は設計基準より厳しい条件の結果としてもたらされるユーティリティ故障として考慮されているため。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、高潮は考慮すべき自然現象としていない(立地的特徴)ことから、設計上考慮する必要がないため。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、立地的特徴から津波の組み合わせは考慮していないことから、設計上考慮する必要がないため。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>自然現象の組合せについては、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p>	

(当社の記載)
＜不一致の理由＞
再処理施設特有の設計上の考慮として、「設計基準より厳しい条件の要因となる事象」を考慮しているため。

(当社の記載)
＜不一致の理由＞
「重大事故等における条件」(発電炉の「環境条件」に相当)を具体化したため。

(当社の記載)
＜不一致の理由＞
事業変更許可申請書において、自然現象として高温及び塩害を考慮している旨を記載しているため。

(発電炉の記載)
＜不一致の理由＞
再処理施設では、サポート系の故障は設計基準より厳しい条件の結果としてもたらされるユーティリティ故障として考慮されているため。

(発電炉の記載)
＜不一致の理由＞
再処理施設では、高潮は考慮すべき自然現象としていない(立地的特徴)ことから、設計上考慮する必要がないため。

(発電炉の記載)
＜不一致の理由＞
再処理施設では、立地的特徴から津波の組み合わせは考慮していないことから、設計上考慮する必要がないため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (5 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>【「等」の解説】 「近隣工場等」については事業指定基準規則に基づく用語として許可の記載のとおりとした。 (以下同じ)</p> <p>共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。②-4, ③-4, ⑤-4</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。②-5, ③-5, ⑤-5</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 「周辺機器等からの影響」の明確化が必要であり、内訳について記載したため。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。②-6, ③-6, ⑤-6</p> <p>共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象として地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。②-7, ③-7, ⑤-7</p>	<p>共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。②-4, ③-4, ⑤-4</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。②-5, ③-5, ⑤-5</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。②-6, ③-6, ⑤-6</p> <p>共通要因のうち「八、ハ、(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する【□】設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象として地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。②-7, ③-7, ⑤-7</p>	<p>象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。◇</p> <p>共通要因のうち人為事象については、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物(航空機落下)、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。◇ その上で、これらの事象のうち、敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。◇</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。◇</p> <p>共通要因のうち「添付書類八 6.6.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象として地震、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下を考慮する。また、内的事象として動的機器の多重故障、多重誤作動、多重誤操作(以下「動的機器の多重故障」という。)、長時間の全交流動力電源の喪失及び配管の全周破断を考慮する。◇</p>	<p>外部人為事象として、飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、立地的特徴から船舶の衝突は考慮すべき人為事象としていないため。</p>

(当社の記載)
＜不一致の理由＞
再処理施設特有の設計上の考慮として、「設計基準より厳しい条件の要因となる事象」を設計上考慮しているため。

(発電炉の記載)
＜不一致の理由＞
再処理施設では、立地的特徴から船舶の衝突は考慮すべき人為事象としていないため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (6 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。②-8</p> <p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。②-9</p>	<p>i) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。②-8</p> <p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。②-9</p>	<p>(a) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。④</p> <p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。 【④】重大事故等における条件に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。⑤</p>	<p>接続口から建屋内に水又は電力を供給する経路については、常設重大事故等対処設備として設計する。</p> <p>建屋等については、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を確保し、位置的分散を図ることを考慮する。</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備並びに使用済燃料プールの冷却設備及び注水設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難となった場合に、当該パラメータを推定するために必要なパラメータと異なる物理量又は測定原理とする等、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータに対して可能な限り多様性を有する方法により計測できる設計とするとともに、可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故緩和設備は、発電炉とは異なり事業指定基準規則において定義されていない設備であり、再処理施設では重大事故等に対処するための設備は全て常設重大事故等対処設備又は可搬型重大事故等対処設備として整理しているため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難となった場合には可搬型設備で対応することを基本としており、常設設備で主に対応する発電炉と方針が異なるため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 環境条件に対して機能を損なわないことは「9.2.5 環境条件等」にて具体化しているため。</p>

(発電炉の記載)
 <不一致の理由>
 再処理の場合、途中で可搬型ホースを経由する場合もあり、経路には常設と可搬型の両方が存在するため。

(発電炉の記載)
 <不一致の理由>
 建屋等に設置又は保管する重大事故等対処設備が必要な機能を発揮するための前提となる設計であるため、「9.2.5 環境条件等」において記載する。

(発電炉の記載)
 <不一致の理由>
 重大事故緩和設備は、発電炉とは異なり事業指定基準規則において定義されていない設備であり、再処理施設では重大事故等に対処するための設備は全て常設重大事故等対処設備又は可搬型重大事故等対処設備として整理しているため。

(発電炉の記載)
 <不一致の理由>
 再処理施設では、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難となった場合には可搬型設備で対応することを基本としており、常設設備で主に対応する発電炉と方針が異なるため。

(発電炉の記載)
 <不一致の理由>
 環境条件に対して機能を損なわないことは「9.2.5 環境条件等」にて具体化しているため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (7 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設特有の設計上の考慮として、「設計基準より厳しい条件の要因となる事象」を設計上考慮しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認の章構成に合わせて引用先を変更。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針を記載しているため。</p> <p>【等の解説】 「関連する工程の停止等」とは、機能を確保するための手段の例示であり、保安規定で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 基本設計方針の記載に合わせ、表現及び語尾を統一。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、「化学薬品漏えい」及び「内的事象の配管の全周破断」に対する位置的分散の方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、健全性を確保する設計方針を記載しているため。</p>	<p>常設重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。②-10</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。②-11</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。②-12</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。②-13</p> <p>また、溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。②-14</p>	<p>常設重大事故等対処設備は、「イ (1) 敷地の面積及び形状」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対して常設重大事故等対処設備は、「ロ (5) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ (6) 耐津波構造」及び「ロ (4) (ii) 重大事故等対処施設の火災及び爆発防止」に基づく設計とする。②-10</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。②-11</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。②-12</p> <p>【許可からの変更点】 基本設計方針の記載に合わせ、記載の語尾を統一。(以下同じ)</p> <p>【等の解説】 「関連する工程の停止等」とは、機能を確保するための手段の例示であり、保安規定で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>また、溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。②-14</p>	<p>常設重大事故等対処設備は、「添付書類四 4.4.6 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.8 耐津波設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。④</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。【④】地震、津波及び火災に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。⑤</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、④関連する工程を停止する等の手順を整備する。②-13</p> <p>④ (P27 ～)</p> <p>また、溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は溢水、化学薬品漏えい、火災及び配管の全周破断に対する常設重大事故等対処設備の健全性【④】については、「(3) 環境条件等」に記載する。⑤</p>	<p>常設重大事故防止設備は、「1. 地盤等」に基づく地盤に設置するとともに、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）及び火災に対して、「2.1 地震による損傷の防止」、「2.2 津波による損傷の防止」及び「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故等と同時に関心を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故等と位置的分散を図る。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (8 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、 内的事象を要因として発生する 重大事故に対する設計要求の除 外方針を記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。 (以下同じ)</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、 凍結、高温、降水、積雪、火山 の影響、塩害、航空機落下に対 しては位置的分散ではなく健全 性を確保する設計方針を記載し ているため。</p>	<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>②-15</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、<u>安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</u>②-16</p> <p>常設重大事故等対処設備は、<u>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。</u>②-17</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等、損傷防止措置又はこれらを適切に組み合わせることで重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>②-18</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、<u>安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</u>②-19</p>	<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>②-15</p> <p>【許可からの変更点】 機能を損なわないための設計の 明確化。 (以下同じ)</p> <p>常設重大事故等対処設備は、<u>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。</u>②-17</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、関連する工程の停止等、損傷防止措置又はこれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>②-18</p>	<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、【◇】関連する工程を停止する等の手順を整備する。</u>②-16</p> <p>常設重大事故等対処設備は、<u>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性【◇】について、「(3) 環境条件等」に記載する。</u>◇</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、【◇】関連する工程を停止する等の手順を整備する。</u>②-19</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、立地的特徴から 「船舶の衝突」を人為事象として 選定しておらず、設計上考慮する 必要がないため。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、屋外に設置する。</p> <p>落雷に対して常設代替交流電源設備は、<u>避雷設備等により防護する設計とする。</u></p> <p>④ (P30へ)</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、<u>侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</u></p> <p>⑮ (P41へ)</p> <p>生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物からの影響を受けるおそれのある常設重大事故防止設備は、<u>侵入防止対策により重大事故等に対処するための必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</u></p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 落雷に対する避雷設備等の対策は「9.2.5 環境条件等」にて具体化しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (9 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、防火帯の外側に設置される常設重大事故等対処設備（モニタリングポスト）に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、「周辺機器等からの影響」に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針を記載しているため。</p>	<p>森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車による事前散水による延焼防止の措置により機能を維持する設計とする。消防車により事前に散水することについては保安規定に定めて、管理する。②-20</p> <p>【許可からの変更点】 保安規定に定めて管理する対象の明確化。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して、回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。②-21</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。②-22</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。②-23</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重）、積雪に対して、損傷防止措置として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する設計とする。②-24</p>	<p>森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車による事前散水による延焼防止の措置により機能を維持する。②-20</p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して、回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。②-21</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。②-22</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重）、積雪に対して、損傷防止措置として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する。②-24</p>	<p>森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車による事前散水による延焼防止の措置により機能を維持する。④</p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対しては、回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。④</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、【④】関連する工程を停止する等の手順を整備する。②-23</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して常設重大事故等対処設備は、火山の影響</p>	<p>高潮に対して常設重大事故防止設備（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>④ (P8～)</p> <p>飛来物（航空機落下）に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。</p> <p>常設重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り上記を考慮して多様性、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>サポート系の故障に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動源、冷却源を用いる設計、又は駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源をもつ設計とする。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では電源、冷却水等のサポート系に相当する故障を起因として重大事故の発生を想定しており、これを代替する可搬型設備で重大事故等へ対処することを基本としている。これらの可搬型設備の駆動源や水源の多様性に関する設計方針は、個別施設の設計方針に展開しているため。</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、高潮は考慮すべき自然現象としていない（立地的特徴）ことから、設計上考慮する必要がないため。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 重大事故緩和設備は、発電炉とは異なり事業指定基準規則において定義されていない設備であり、再処理施設では重大事故等に対処するための設備は全て常設重大事故等対処設備又は可搬型重大事故等対処設備として整理しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (10 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。②-25</p>		<p>タの目詰まり等) に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰する手順を、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行う手順を、積雪に対しては除雪する手順を、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行う手順を整備することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないことから、設計上の考慮は不要である。◇</p> <p>設計基準より厳しい条件のうち動的機器の多重故障に対して常設重大事故等対処設備は、当該動的機器の多重故障の影響を受けないことから、設計上の考慮は不要である。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち長時間の全交流動力電源の喪失に対して常設重大事故等対処設備は、長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、設計上の考慮は不要である。◇</p> <p>周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。【②-25】また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。◇</p> <p>内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの回転羽の損壊による飛散物により設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る。 【◇】内部発生飛散物に対する健全性について、「(3) 環境条件等」に記載する。◇</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手</p>		

(当社の記載)
 <不一致の理由>
 事業変更許可申請書において、地震による波及的影響に対する方針を記載しているため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (11 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。③-8</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。③-9</p> <p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。③-10</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。③-11</p>	<p>ii) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。③-8</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。③-9</p> <p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。③-10</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「イ.(1) 敷地の面積及び形状」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保</p>	<p>順を整備する。④</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。④</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。④</p> <p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線、荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。④ 重大事故等時における条件に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。④</p> <div data-bbox="1617 1302 2003 1491" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 風(台風)及び竜巻については、同様の記載がP13にあるため。</p> </div> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「添付書類四 4. 4.6 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置する前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建</p>	<p>b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故等又は常設重大事故防止設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故等対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件における健全性については「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻のうち風荷重に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故等対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能が損なわれないように、設計基準事故等対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、屋外に保管する設計とし、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対しては、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1. 地盤等」に基づく地盤に設置された建屋内に保管する。</p>	<div data-bbox="2537 1071 2908 1312" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 多様性、位置的分散等に関連しない記載(健全性の記載箇所を示しただけの内容)であるため</p> </div>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (12 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「固縛等」とは設備を固定する手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「地中埋設構造物の損壊等」の指す内容は周辺構造物の倒壊、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊であり、これらの総称として当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、「設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震」に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。③-12</p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。③-13</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。③-14</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。③-15</p> <p>溢水、化学薬品漏えい、火災、内部発生</p>	<p>管する設計とする。③-11</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、「ロ.(5)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」の地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。③-12</p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。③-13</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「ロ.(6) 耐津波構造」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。③-14</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「(ハ) 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。③-15</p> <p>【許可からの変更点】 考慮する事象の明確化。</p> <p>溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散</p>	<p>屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。④</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」の地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。④</p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。④</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.8 耐津波設計」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。④</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「(6) 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。④</p> <p>地震、津波、火災、溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。⑤</p> <p>溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散</p>	<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する設計とする。</p> <p>④ (P38～)</p> <p>地震及び津波(敷地に遡上する津波を含む。)に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」及び「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>重大事故等対処設備に期待する機能につ</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (13 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 事業変更許可申請書において、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、塩害、航空機落下に対する方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、位置的分散を考慮する要因及び目的を明確化して記載していることから当該内容について記載する。</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。</p>	<p>飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る設計とする。③-16</p> <p>【許可からの変更点】 位置的分散の対象の明確化。</p> <p>【許可からの変更点】 重複した記載であるため削除。(以下同じ)</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。③-17</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上</p>	<p>物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る。③-16</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 地震については③-11(P12)、溢水については③-16にそれぞれ記載。津波(敷地に遡上する津波を含む。)と火災に対しては、設計上の考慮の違いにより記載が異なる。 ・津波に対しては、③-14(P12)のとおり、影響を受けない場所に保管する。 ・火災に対しては「9.2.8可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象及び人為事象に対して風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。③-17</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備これらを考慮して設置される建屋の</p>	<p>物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る。④</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、高潮は考慮すべき自然現象としていない(立地的特徴)ことから、設計上考慮する必要がないため。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象及び人為事象に対して風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。④</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備これらを考慮して設置される建屋の</p>	<p>いては、溢水影響を受けて設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないよう、被水及び蒸気影響に対しては可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、没水の影響に対しては溢水水位を考慮した位置に設置又は保管する。</p> <p>地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないよう、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>⑤ (P42～)</p> <p>風(台風)、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないよう、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>クラゲ等の海生生物の影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する設計とする。</p> <p>飛来物(航空機落下)及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋、常設代替高圧電源装</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理の記載は、「没水による水位を考慮した位置への設置又は保管」を「高さ方向への位置的分散」と許可において整理しているため。(「周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、～」の表現で発電炉の記載主旨を考慮できている)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、立地的特徴から「船舶の衝突」を考慮しておらず、設計上考慮する必要がないため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 防火帯の内側へ保管する方針については、「9.2.5 環境条件等」(⑧-63、P42)に記載しているため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、特定の自然現象に対して予備を有する設計とはしていないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (14 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、 位置的分散以外の設計方針を記 載しているため。</p>	<p>の離隔距離を確保した場所に保管すると ともに異なる場所にも保管することで位 置的分散を図る設計とする。③-18, ④-1</p> <p>また、屋外に設置する設計基準事故に対 処するための設備からも100m以上の離隔 距離を確保する設計とする。③-19, ④-2</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設 備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、 降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学 的事象、森林火災、塩害、航空機落下、 有毒ガス、敷地内における化学物質の漏 えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及 び爆発に対して健全性を確保する設計と する。③-20</p> <p>ただし、設計基準より厳しい条件の要因 となる外的事象のうち火山の影響(降下 火砕物による積載荷重)、積雪に対して は、損傷防止措置として実施する除灰、 除雪を踏まえて影響がないよう機能を維 持する設計とする。③-21</p>	<p>外壁から100m以上の離隔距離を確保した 場所に保管するとともに異なる場所にも 保管することで位置的分散を図る。③- 18, ④-1</p> <p>また、屋外に設置する設計基準事故に対 処するための設備からも100m以上の離隔 距離を確保する。③-19, ④-2</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設 備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、 降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学 的事象、森林火災、塩害、航空機落下、 有毒ガス、敷地内における化学物質の漏 えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及 び爆発に対して健全性を確保する設計と する。③-20</p> <p>ただし、設計基準より厳しい条件の要因 となる外的事象のうち火山の影響(降下 火砕物による積載荷重)、積雪に対して は、損傷防止措置として実施する除灰、 除雪を踏まえて影響がないよう機能を維 持する。③-21</p>	<p>外壁から100m以上の離隔距離を確保した 場所に保管するとともに異なる場所にも 保管することで位置的分散を図る。④</p> <p>また、屋外に設置する設計基準事故に対 処するための設備からも100m以上の離隔 距離を確保する。④</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する外 部からの衝撃による損傷の防止が図られ た建屋等及び屋外に保管する可搬型重大 事故等対処設備に対する健全性について は、「(3) 環境条件等」に記載す る。④</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事 象の外的事象のうち火山の影響(降下火 砕物による積載荷重、フィルタの目詰ま り等)、森林火災、草原火災、干ばつ、 積雪及び湖若しくは川の水位降下に対 して可搬型重大事故等対処設備は、火山の 影響(降下火砕物による積載荷重、フィ ルタの目詰まり等)に対してはフィルタ 交換、清掃及び除灰する手順を、森林火 災及び草原火災に対しては消防車による 初期消火活動を行う手順を、積雪に対 しては除雪する手順を、干ばつ及び湖若 しくは川の水位降下に対しては再処理工 程を停止した上で必要に応じて外部から の給水を行う手順を整備することにより、 設計基準事故に対処するための設備の安 全機能と同時にその機能が損なわれない ことから、設計上の考慮は不要である。 ④</p> <p>設計基準より厳しい条件のうち動的機器 の多重故障に対して可搬型重大事故等対 処設備は、当該動的機器の多重故障の影 響を受けないことから、設計上の考慮は 不要である。④</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事</p>	<p>置置場、常設低圧代替注水系ポンプ室、 格納容器圧力逃がし装置格納槽、緊急用 海水ポンプピット、海水ポンプエリアか ら100 m 以上の離隔距離を確保すると もに、当該可搬型重大事故等対処設備が その機能を代替する屋外の設計基準事 故等対処設備等及び常設重大事故等対 処設備から100 m 以上の離隔距離を確保した上 で、複数箇所に分散して保管する設計と する。</p> <p>サポート系の故障に対しては、系統又は 機器に供給される電力、空気、油及び冷 却水を考慮し、可搬型重大事故防止設備 は、設計基準事故等対処設備等又は常設重 大事故防止設備と異なる駆動源、冷却源 を用いる設計とするか、駆動源、冷却源 が同じ場合は別の手段が可能な設計とす る。また、水源についても可能な限り、 異なる水源を用いる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、重大事故の発生を仮定す る際の条件を設定することで、重大事故の 発生を仮定する機器を特定している。電 源、冷却水等のサポート系に相当する故障 は発生を仮定する際の条件として重大事故 の発生を想定しており、これを代替する可 搬型設備で重大事故等へ対処することを基 本としている。これらの可搬型設備の駆動 源や水源の多様性に関する設計方針は、個 別施設の設計方針に展開しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (15 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。⑤-8</p> <p>接続口は、重大事故等における条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。また、重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。⑤-9</p> <p>地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。⑤-10</p> <p>地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。⑤-11</p> <p>溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。⑤-12</p>	<p>iii) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。⑤-8</p> <p>接続口は、重大事故等における条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する。また、重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。⑤-9</p> <p>接続口は、「イ. (1) 敷地の面積及び形状」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置し、⑤-10 地震、津波及び火災に対して、「ロ. (5) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ. (6) 耐津波構造」及び「ロ. (4) (ii) 重大事故等対処施設の火災及び爆発防止」に基づく設計とする。⑤-11</p> <p>溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。⑤-12</p>	<p>象の内の事象のうち長時間の全交流動力電源の喪失に対して可搬型重大事故等対処設備は、長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、設計上の考慮は不要である。④</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。④</p> <p>重大事故等における条件に対して接続口は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。④</p> <p>重大事故等における条件に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。④</p> <p>接続口は、「添付書類四 4. 4.6 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「1. 6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1. 8 耐津波設計」及び「1. 5.2 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。④</p> <p>地震、津波及び火災に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。④</p> <p>溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。④</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、接続口は、建屋等内及び建屋等壁面の適切に隔離した隣接しない位置に複数箇所設置する。重大事故等時の環境条件における健全性については、「5. 1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>風(台風)及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対しては、環境条件にて考慮し、機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震に対して接続口は、「1. 地盤等」に基づく地盤上の建屋等内又は建屋等壁面に複数箇所設置する。</p> <p>地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)及び火災に対しては、「2. 1 地震による損傷の防止」、「2. 2 津波による損傷の防止」及び「3. 1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</p> <p>地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、溢水及び火災に対しては、接続口は、建屋等内及び建屋等壁面の適切に隔離した隣接しない位置に複数箇所設置する。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、接続口は常設重大事故等対処設備であり、「a. 常設重大事故等対処設備」に展開されているため。(「c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口」では、設置に関する設計方針のみを展開)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (16 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、自然現象及び人為事象に対する設計要求を記載しているため。</p>	<p>接続口は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。⑤-13</p> <p>接続口は、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。⑤-14</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。⑤-15</p> <div data-bbox="587 1417 1032 1640" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【「等」の解説】 「腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）」とは、許可において各施設で取扱う対象として記載している放射性物質を含む腐食性の液体の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。（以下同じ）</p> </div> <p>接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）に</p>	<p>接続口は、自然現象及び人為事象に対して、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。⑤-13</p> <p>接続口は、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。⑤-14</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は、「(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。⑤-15</p> <p>接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）に</p>	<p>接続口は、自然現象及び人為事象に対して、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性について、「(3) 環境条件等」に記載する。④</p> <p>接続口は、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。④</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち地震に対して接続口は、「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。④</p> <p>地震に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。④</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して常設重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰する手順を、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行う手順を、積雪に対しては除雪する手順を、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行う手順を整備することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないことから、設計上の考慮は不要である。④</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、配管の全周破断に対する健全性について、「(3) 環境条件等」に記載する。④ 設計基準より厳しい条件のうち動的機器の多重故障に対して常設重大事故等対処</p>	<p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他テロリズムに対して、接続口は、建屋等内及び建屋等壁面の適切に隔離した隣接しない位置に複数箇所設置する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は、開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない位置に設置する。</p> <div data-bbox="2139 1144 2507 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、高潮は考慮すべき自然現象としていない（立地的特徴）ことから、設計上考慮する必要がないため。</p> </div>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、立地的特徴から船舶の衝突は考慮すべき自然現象としていないため。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、接続口は常設重大事故等対処設備であり、常設重大事故等対処設備の方針として同内容が展開されており、重複記載を省略したため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (17 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>対して健全性を確保する設計とする。⑤-16</p>	<p>対して健全性を確保する設計とする。⑤-16</p> <p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。⑦-7</p>	<p>設備は、当該動的機器の多重故障の影響を受けないことから、設計上の考慮は不要である。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち長時間の全交流動力電源の喪失に対して常設重大事故等対処設備は、長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、設計上の考慮は不要である。◇</p> <p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。◇</p>	<p>① (P22 へ)</p> <p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量を確保し、状況に応じて、それぞれの系統に必要な容量を同時に供給できる設計とする。</p>	<p>⑦-7 (P21 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (18 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「弁等」の指す内容は、各設備条文（第三十八～五十一条）で具体化するため当該箇所では許可の記載を用いた。（以下同じ）</p> <p>【「等」の解説】 「弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等」の指す内容は、各設備条文（第三十八～五十一条）で具体化するため当該箇所では許可の記載を用いた。（以下同じ）</p>	<p>9.2.3 悪影響防止</p> <p>重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。⑥-1</p> <p>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。⑥-2</p> <p>系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑥-3</p>	<p>2) 悪影響防止</p> <p>重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。⑥-1</p> <p>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。⑥-2</p> <p>系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑥-3</p>	<p>b. 悪影響防止</p> <p>重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。④</p> <p>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、内部発生飛散物並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。④</p> <p>系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。④</p>	<p>5.1.3 悪影響防止等 (2) 共用 ② (P19～)</p> <p>常設重大事故等対処設備の各機器については、一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、東海発電所内の発電用原子炉施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、東海発電所内及び東海第二発電所内の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。</p> <p>(4) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、発電用原子炉施設（隣接する発電用原子炉施設を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>⑤ (P40から)</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。</p> <p>系統的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (19 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において 放水の対象建屋を記載している ため。</p>	<p>また、可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑥-4</p> <p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑥-5</p> <p>竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする⑥-6、又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑥-7</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。⑥-8</p>	<p>また、可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑥-4</p> <p>重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑥-7</p>	<p>また、可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。④</p> <p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑥-5</p> <p>竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする【⑥-6】、又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。【④】風（台風）及び竜巻に対する健全性について、「(3) 環境条件等」に記載する。⑤</p>	<p>放水砲については、建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>⑤1 (P29 から)</p> <p>屋内の重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による影響に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた施設内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>⑤2 (P40 から)</p> <p>悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とするとともに、重大事故等発生時の初動対応時間を確保するために、固縛装置の設置箇所数を可能な限り少なくする設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>② (P18 から)</p> <p>常設重大事故等対処設備の各機器については、一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、東海発電所内の発電用原子炉施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、東海発電所内及び東海第二発電所内の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>⑥-8 (P3 から)</p>

【許可からの変更点等】
 悪影響防止に対する共用対象の設備の設計方針について明確化。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (20 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「進展等」とは事象の特徴の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等」の指す内容は、仕様表で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「設備の機能、信頼度等」の指す内容は、重大事故時に設備に期待する機能、重要度、使用時の信頼度のよう個数の根拠となる事項の総称であり当該箇所では許可の記載を用いた。(以下同じ)</p>	<p>9.2.4 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。⑦-1</p> <p>「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。⑦-2</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。⑦-3</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、動的機器の単一故障を考慮した方針を記載しているため。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。⑦-4</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。⑦-5</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料</p>	<p>(ロ) 個数及び容量 1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。⑦-1</p> <p>「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。⑦-2</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。⑦-3</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。⑦-4</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。⑦-5</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料</p>	<p>(2) 個数及び容量 a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。④</p> <p>「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。④</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。④</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。④</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。④</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料</p>	<p>5.1.4 容量等 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。</p> <p>「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、弁吹出量、発電機容量、蓄電池容量、計装設備の計測範囲、作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するものについては、設計基準対象施設の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分であることを確認した上で、設計基準対象施設の容量等の仕様と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準対象施設の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、設計基準対象施設と兼用する常設重大事故等対処設備であって、重大事故等への対処の観点で容量等の変更が必要となる設備がないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (21 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲等」の指す内容は、仕様表で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。⑦-6</p> <div data-bbox="647 388 1213 527" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、MOX燃料加工施設との共用を考慮した方針を記載しているため。</p> </div> <p>一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。⑦-7</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。⑦-8</p> <p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲等とする。⑦-9</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。⑦-10</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。⑦-11</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。⑦-12</p>	<p>加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。⑦-6</p> <p>2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。⑦-8</p> <p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲等とする。⑦-9</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。⑦-10</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。⑦-11</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。⑦-12</p>	<p>加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。⑦</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。⑦</p> <p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲等とする。⑦</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。⑦</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。⑦</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。⑦</p>	<p>① (P17 から)</p> <p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量を確保し、状況に応じて、それぞれの系統に必要な容量を同時に供給できる設計とする。</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。</p> <p>「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電池容量、ポンベ容量、計装設備の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保する。</p>	<p>⑦-7 (P17 から)</p> <div data-bbox="2537 716 2893 1020" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、複数の機器で同時に重大事故等が発生することが前提であり、「重大事故等への対処に必要な容量」として同時使用分を見込んだ設計としているため。</p> </div> <div data-bbox="2537 1556 2893 1944" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 重大事故の発生を想定する場所が炉心のみの発電炉に対し、再処理施設では重大事故の発生を想定する場所が各施設に分散し、それらに対し同時に対処を行う必要があることから、設計の方針が異なる。(以下同じ)</p> </div>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (22 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等」とは、対処を実施する場所、制限時間、体制（要因）といった対処を成立させるために考慮すべき要因の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、MOX燃料加工施設との共用を考慮した方針を記載しているため。</p>	<p>また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。⑦-13</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。⑦-14</p> <p>ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。⑦-15</p> <p>また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。⑦-16</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。⑦-17</p>	<p>また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。⑦-13</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、有機溶媒等による火災又は爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。⑦-14</p> <p>【許可からの変更点】 可搬型重大事故等対処設備を使用する重大事故対象の明確化。</p> <p>また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。⑦-16</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。⑦-17</p>	<p>⑫ (P64 から)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。⇩</p> <p>また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。⇩</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、有機溶媒等による火災又は爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。⇩</p> <p>ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。⑦-15</p> <p>また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。⇩</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。⇩</p>	<p>また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する高圧窒素ボンベ（非常用窒素供給系）、逃がし安全弁用可搬型蓄電池等は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保する。</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量等を有する設備を1基当たり1セットに加え、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (23 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、異なる種類の重大事故等の同時発生に対する方針を記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 重大事故等の影響範囲の明確化。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、高温、落雷、生物学的事象、森林火災及び塩害に対する方針を記載しているため。</p>	<p>9.2.5 環境条件等 (1)環境条件 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。⑧-1</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。⑧-2</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。⑧-3</p> <p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。⑧-4</p>	<p>(ハ) 環境条件等 1) 環境条件 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。⑧-1</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。⑧-2</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。⑧-3</p> <p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。⑧-4</p>	<p>(3) 環境条件等 a. 環境条件 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。◇</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。◇</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同時に発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。◇ なお、再処理施設において、重大事故等が連鎖して発生することはない。◇</p> <p>自然現象の選定に当たっては、地震、津波に加え、敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害等の事象を考慮する。【◇】その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与</p>	<p>5.1.5 環境条件等 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度(環境温度及び使用温度)、放射線及び荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、自然現象による影響、外部人為事象の影響、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状(冷却材中の破損物等の異物を含む。)の影響を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境圧力、温度及び自然現象による荷重を考慮する。</p> <p>自然現象について、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪及び火山の影響を選定する。これらの事象のうち、凍結及び降水については、屋外の天候による影響として考慮する。</p>	<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、系統外からの異物については「重大事故等時に汽水を供給する系統への影響」(⑧-49、P37)において考慮しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (24 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、人為事象に対する方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設特有の設計上の考慮として、「内の事象として、配管の全周破断」を設計上考慮しているため。</p>	<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。⑧-5</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。⑧-6</p> <p>【許可からの変更点】 考慮する事象の明確化。</p> <p>重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準より厳しい条件の要因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）を考慮する。⑧-7</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設特有の設計上の考慮として、「設計基準より厳しい条件の要因となる事象」を設計上考慮しているため。</p> <p>また、内の事象として、配管の全周破断を考慮する。⑧-8</p>	<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。⑧-5</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害を選定する。⑧-6</p> <p>重大事故等の要因となるおそれとなる「八、ハ、(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する【四】設計基準より厳しい条件の要因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）を考慮する。⑧-7</p> <p>また、内の事象として、配管の全周破断を考慮する。⑧-8</p>	<p>えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。④</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。④</p> <p>人為事象としては、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。【四】その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害を選定する。④</p> <p>重大事故等の要因となるおそれとなる「添付書類八 6.6.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下を考慮する。④</p> <p>また、内の事象として、動的機器の多重故障、長時間の全交流動力電源の喪失及</p>	<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等対処設備を設置（使用）又は保管する場所に応じて、「(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重」に示すように設備分類ごとに必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 津波（敷地に遡上する津波を含む。）に対しては、「3.2 津波による損傷の防止」のとおり、影響がない場所に設置又は保管する設計であることから、荷重を考慮する必要が無いため。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 後述の(1)の読み込み（宣言だけ）であることから記載を省略する。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (25 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 記載の適正化。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、「周辺機器等からの影響」に対する方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、再処理施設特有の重大事故に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 設計上考慮する対象の明確化。</p>	<p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、<u>溢水</u>、<u>化学薬品漏えい</u>による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。⑧-9</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。⑧-10</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びりん酸三ブチル（以下「TBP」という。）又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブチル（以下「TBP等」という。）と硝酸、硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体（以下「TBP等の錯体」という。）による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-11</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止</p>	<p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、<u>溢水及び化学薬品漏えい</u>による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。⑧-9</p> <p>i) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。⑧-10</p> <p>放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びりん酸三ブチル（以下「TBP」という。）又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブチル（以下「TBP等」という。）と硝酸、硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体（以下「TBP等の錯体」という。）による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。⑧-11</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止</p>	<p>び配管の全周破断を考慮する。④</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。④</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。④</p> <p>放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びTBP等の錯体による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。④</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止</p>	<p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重</p> <p>③ (P37へ)</p> <p>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>④ (P26から)</p> <p>原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮する。</p> <p>⑤ (P26から)</p> <p>原子炉建屋付属棟内（中央制御室を含む。）、緊急時対策所建屋内、常設代替高圧電源装置置場（地下階）内、格納容器圧力逃がし装置格納槽内、常設低圧代替注水系格納槽内、緊急用海水ポンプピット内及び立坑内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>操作は中央制御室から可能な設計とする。</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 地震による荷重を考慮した設計方針は後述（P27⑧-15）しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 操作に関する記載については、「9.2.6 操作性及び試験・検査性」（⑩-8、P57）にて記載しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (26 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設計上考慮する対象の明確化。</p> <p>【許可からの変更点】 重大事故等の影響範囲の明確化。 (以下同じ)</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、異なる種類の重大事故等の同時発生に対する方針を記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 設計上考慮する対象の明確化。</p> <p>【許可からの変更点】 温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する設計とする対象の明確化。 (以下同じ)</p>	<p>の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。⑧-12</p> <p>同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-13</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。⑧-14</p>	<p>の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮した設計とする。⑧-12</p> <p>同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して常設重大事故等対処設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの事象による温度、圧力及び湿度に対して、機能を損なわない設計とする。⑧-13, 48</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通過するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。⑧-14</p>	<p>の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境条件を考慮した設計とする。④</p> <p>同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して常設重大事故等対処設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの事象による温度、圧力及び湿度に対して、機能を損なわない設計とする。④</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通過するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。④</p> <p>④⑤ (P55 ～)</p> <p>常設重大事故等対処設備の操作は、制御建屋の中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は設置場所で可能な設計とする。④</p>	<p>⑤ (P52 から)</p> <p>(2) 海水を通水する系統への影響 海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。また、使用時に海水を通水する重大事故等対処設備は、海水の影響を考慮した設計とする。</p> <p>④⑦ (P25, 37 ～)</p> <p>原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮する。</p> <p>④ (P38 ～)</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止及び固縛の措置をとる。</p> <p>⑤⑩ (P55 ～)</p> <p>操作は中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>④⑧ (P25, 37 ～)</p> <p>原子炉建屋付属棟内(中央制御室を含む。)、緊急時対策所建屋内、常設代替高圧電源装置置場(地下階)内、格納容器圧力逃がし装置格納槽内、常設低圧代替注水系格納槽内、緊急用海水ポンプピット内及び立坑内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>⑧-48 (P37 ～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (27 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>技術基準規則</p>	<p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-15</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。⑧-16</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。⑧-17</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。⑧-18</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。⑧-19</p>	<p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、「ロ. (5) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。⑧-15</p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。⑧-16</p> <p>また、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。⑧-17</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。⑧-18</p>	<p>⑥ (P34 から)</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑦ (P34 から)</p> <p>外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する常設重大事故等対処設備は、「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。◇</p> <p>⑧ (P35 から)</p> <p>周辺機器等からの影響について、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。◇</p> <p>④① (P7 から)</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、◇関連する工程を停止する等の手順を整備する。②-13, ⑧-19</p>	<p>⑫ (P55 から)</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 (中略)</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「2.1 地震による損傷の防止」に、津波 (敷地に遡上する津波を含む。) による荷重を含む耐津波設計については、「2.2 津波による損傷の防止」に、火災防護については、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、それらの事象による波及的影響により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止及び固縛の措置をとる。</p> <p>操作は中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> ④ (P26) との重複記載</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> ⑤① (P26) との重複記載</p>

<不一致の理由>
再処理施設特有の設計上の考慮として、「設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象」を設計上考慮しているため。

<不一致の理由>
事業変更許可申請書において、「周辺機器等からの影響」に対する設計方針を記載しているため。

(当社の記載) <不一致の理由>
事業変更許可申請書において、内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針を記載しているため。

(当社の記載) <不一致の理由>
④ (P26) との重複記載

(当社の記載) <不一致の理由>
⑤① (P26) との重複記載

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (28 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、化学薬品漏えいに対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針を記載しているため。</p>	<p>溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-20</p> <p>火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-21</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせること、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑧-22</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。⑧-24</p> <p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。⑧-25</p>	<p>溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-20</p> <p>火災に対して常設重大事故等対処設備は、「ロ. (4) (ii) 重大事故等対処施設の火災及び爆発防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑧-21</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせること、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑧-22, 23</p> <p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、「ロ. (6) 耐津波設計」に基づく設計とする。⑧-25</p>	<p>⑩ (P35 から) 想定する溢水量に対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行う。◇ 化学薬品漏えいに対して屋内の常設重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置、被液防護を行う。◇</p> <p>⑪ (P35 から) 火災に対して常設重大事故等対処設備は、「1.5.2 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。◇</p> <p>⑬ (P35 から) ただし、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して、これら事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、【◇】関連する工程を停止する等の手順を整備する。⑧-24</p> <p>⑭ (P34 から) 津波に対して常設重大事故等対処設備は、「1.8 耐津波設計」に基づく設計とする。◇</p>	<p>⑩ (P54 から) (4)周辺機器等からの悪影響 (中略) 溢水に対しては、重大事故等対処設備は、想定される溢水により機能を損なわないように、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等を実施する。</p> <p>⑫ (P55 から) (4)周辺機器等からの悪影響 (中略) 地震による荷重を含む耐震設計については、「2.1 地震による損傷の防止」に、津波(敷地に遡上する津波を含む。)による荷重を含む耐津波設計については、「2.2 津波による損傷の防止」に、火災防護については、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、それらの事象による波及的影響により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>⑮ (P54 から) 地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>⑫ (P55 から) (4)周辺機器等からの悪影響 (中略) 地震による荷重を含む耐震設計については、「2.1 地震による損傷の防止」に、津波(敷地に遡上する津波を含む。)による荷重を含む耐津波設計については、「2.2 津波による損傷の防止」に、火災防護については、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、それらの事象による波及的影響により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>⑧-23 (P32 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (29 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、風（台風）、竜巻に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針を記載しているため。</p>	<p>屋内の常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-26</p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-27</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-28</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。⑧-29</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。⑧-30</p>	<p>屋内の常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、<u>第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>⑧-26</p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により<u>重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>⑧-27</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、<u>重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>⑧-28</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。⑧-29</p>	<p>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災及び爆発に対して常設重大事故等対処設備は、建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。◇</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）は、それぞれの設計を個別に記載しているため。</p> <p>風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑰ (P33 から)</p> <p>自然現象及び人為事象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、当該設備が地震、風（台風）、竜巻、積雪、落雷、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、【◇】関連する工程を停止する等の手順を整備する。⑧-30</p>	<p>⑮ (P19 へ)</p> <p>屋内の重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による影響に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた施設内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>インターフェイスシステムLOCA時、使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれのある事故又は主蒸気管破断事故起因の重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料プール監視カメラは、使用済燃料プールに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。</p> <p>⑯から</p> <p>また、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、積雪及び火山の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計するとともに、可搬型重大事故等対処設備については、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>屋外及び常設代替高圧電源装置置場（地上階）の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>⑮ (P55 へ)</p> <p>操作は中央制御室、離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、積雪及び火山の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計するとともに、可搬型重大事故等対処設備については、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>⑯へ</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、これらの起因は設計基準より厳しい条件の結果としてもたらされる条件として考慮されているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (30 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、落雷に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、森林火災に対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。⑧-31</p> <p>直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-32</p> <p>間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-33</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。⑧-34</p> <p><u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</u>⑧-35</p> <p><u>生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-36</p> <p>森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u> また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確</p>	<p>落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、<u>直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。</u>⑧-31</p> <p>直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、<u>重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。</u>⑧-32</p> <p>間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減することにより、<u>重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。</u>⑧-33</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。</u>⑧-34</p> <p>生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、<u>重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。</u>⑧-36</p> <p>森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、<u>防火帯の内側に設置することにより、重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。</u> また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確</p>	<p>⑱ (P34 から)</p> <p>落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。◇</p> <p>直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。◇</p> <p>間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。◇</p> <p>⑰ (P33 から)</p> <p>自然現象及び人為事象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、当該設備が地震、風(台風)、竜巻、積雪、落雷、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、【◇】関連する工程を停止する等の手順を整備する。⑧-35</p> <p>生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。◇</p> <p>森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。◇ また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確</p>	<p>⑲ (P8 から)</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (31 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「離隔距離の確保等」とは、事前に離隔距離を確保した場所に設置することの他、必要に応じて移動する運用も含めて離隔距離の確保を確保する手段の総称であり、許可の記載を用いた。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針を記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 事前に散水することについて保安規定に定めることを明確化したことを記載。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、塩害に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>【「等」の解説】 「塗装等」とは防食処理対策の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、敷地内の化学物質漏えいに対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>保等により、設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-37</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。⑧-38</p> <p>消防車による事前散水については、保安規定に定めて、管理する。⑧-38</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-39</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-40</p> <p>敷地内における化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-41</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-42</p>	<p>保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-37</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。⑧-38</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-39</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-40</p> <p>敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-41</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。⑧-42</p>	<p>保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。④</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。④</p> <p>塩害に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、再処理事業所の敷地が海岸から約4km離れており、また、短期的に影響を及ぼすものではなく、その影響は小さいことから、設計上の考慮は不要とする。④</p> <p>⑱ (P33 から)</p> <p>化学物質の漏えいについては、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。④</p> <p>⑳ (P34 から)</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。④</p>	<p>⑳ (P53 から)</p> <p>(3) 電磁波による影響 (中略) 外部人為事象のうち重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として選定する電磁的障害に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (32 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、内的事象を要因として発生する重大事故に対する設計要求の除外方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、配管の全周破断に対する設計要求の除外方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設の特徴として、敷地内に他の事業の施設 (MOX 燃料加工施設) があるため。</p>	<p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-43</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。⑧-23</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。⑧-24</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-44</p> <p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。⑧-45</p> <p>安全施設及び重大事故等対処設備において、<u>主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</u>⑧-46</p>	<p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより<u>重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。</u>⑧-43</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により機能を損なわない設計とする。⑧-44</p> <p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。⑧-45</p> <p>【許可からの変更点】 主たる流路の機能維持のための設計について明確化。</p>	<p>⑫ (P35 から)</p> <p>内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑬ (P35 から)</p> <p>ただし、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して、これら事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。◇ また、<u>上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</u>⑧-24</p> <p>⑭ (P36 から)</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>⑮ (P36 から)</p> <p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。◇</p>	<p>⑯ (P41 から)</p> <p>安全施設及び重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</p>	<p>⑧-23 (P28から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (33 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>航空機落下については、三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定した防護設計の有無を踏まえた航空機落下確率評価の結果、再処理施設への航空機落下は考慮する必要がないことから、航空機落下に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。◇</p> <p>有毒ガスについては、再処理施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては、六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を考慮するが、重大事故等対処設備が有毒ガスにより影響を受けることはないことから、有毒ガスに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。◇</p> <p style="text-align: right;">⑱ (P31 ～)</p> <p>化学物質の漏えいについては、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>近隣工場の火災、爆発については、石油備蓄基地火災、MOX燃料加工施設の第1 高压ガストレーラ庫の爆発を考慮するが、石油備蓄基地火災の影響は小さいこと、MOX燃料加工施設の第1 高压ガストレーラ庫からの離隔距離が確保されていることから、近隣工場等の火災及び爆発に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。◇</p> <p style="text-align: right;">⑰ (P29, 30 ～)</p> <p>自然現象及び人事象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、当該設備が地震、風(台風)、竜巻、積雪、落雷、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、【◇】関連する工程を停止する等の手順を整備する。⑧-30, 35</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (34 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p style="text-align: right;">⑥ (P27 へ)</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">⑦ (P27 へ)</p> <p>外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する常設重大事故等対処設備は、「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">⑭ (P28 へ)</p> <p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、「1.8 耐津波設計」に基づく設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">⑱ (P30 へ)</p> <p>落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。◇</p> <p>直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。◇</p> <p>間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">㉔ (P31 へ)</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (35 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>⑧ (P27 へ)</p> <p>周辺機器等からの影響について、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。◇</p> <p>⑨ (P28 へ)</p> <p>想定する溢水量に対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行う。◇ 化学薬品漏えいに対して屋内の常設重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置、被液防護を行う。◇</p> <p>⑩ (P28 へ)</p> <p>火災に対して常設重大事故等対処設備は、「1.5.2 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。◇</p> <p>⑬ (P28, 32 へ)</p> <p>ただし、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して、これら事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、【◇】関連する工程を停止する等の手順を整備する。⑧-24</p> <p>⑳ (P32 へ)</p> <p>内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (36 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等），森林火災，草原火災，干ばつ，積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して常設重大事故等対処設備は，火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換，清掃及び除灰する手順を，森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行う手順を，積雪に対しては除雪する手順を，干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行う手順を整備することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないことから，設計上の考慮は不要である。◇</p> <p style="text-align: right;">㉓ (P32 へ)</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち，配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">㉔ (P32 へ)</p> <p>常設重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (37 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設計上考慮する対象の明確化。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 異なる種類の重大事故等の同時発生を考慮して設計が必要であるため。</p>	<p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 ⑧-74</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。⑧-47</p> <p>同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-48</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 ⑧-49</p>	<p>ii) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 ⑧-74</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮した設計とする。⑧-47</p> <p>【許可からの変更点】 可搬型重大事故等対処設備に対しても異なる種類の重大事故等の同時発生を考慮して設計をする旨を明確化。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 ⑧-49</p>	<p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 ◇</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮した設計とする。◇</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。 ◇</p>	<p>③ (P25 から)</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候等による影響並びに荷重 (中略) 原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>④⑦ (P26 から)</p> <p>原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮する。</p> <p>④⑧ (P26 から)</p> <p>原子炉建屋付属棟内（中央制御室を含む。）、緊急時対策所建屋内、常設代替高圧電源装置置場（地下階）内、格納容器圧力逃がし装置格納槽内、常設低圧代替注水系格納槽内、緊急用海水ポンプピット内及び立坑内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>⑤ (P52 から)</p> <p>(2) 海水を通水する系統への影響 海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。また、使用時に海水を通水する重大事故等対処設備は、海水の影響を考慮し</p>	<p>⑧-48 (P26 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (38 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設特有の設計上の考慮として、「設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象」を設計上考慮しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、「周辺機器等からの影響」に対する措置を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、化学薬品漏えいに対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。⑧-50</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。⑧-51</p> <p>また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。⑧-52</p> <p>溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-53</p>	<p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。⑧-50</p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。⑧-51</p> <p>また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。⑧-52</p> <p>溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-53</p>	<p>④⑥ (P55 へ)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所で可能な設計とする。④</p> <p>②⑤ (P44 から)</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。④</p> <p>②⑥ (P44 から)</p> <p>外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する可搬型重大事故等対処設備は、「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。④</p> <p>②⑦ (P45 から)</p> <p>周辺機器等からの影響について、地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。④</p> <p>②⑧ (P45 から)</p> <p>想定する溢水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う。④ 化学薬品漏えいに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行う。④</p>	<p>た設計とする。</p> <p>③⑨ (P53 から)</p> <p>また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>④ (P26 から)</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止及び固縛の措置をとる。</p> <p>④⑩ (P12 から)</p> <p>地震及び津波（敷地に遡上する津波を含む。）に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」及び「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>⑩ (P54 から)</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 (中略) 溢水に対しては、重大事故等対処設備は、想定される溢水により機能を損なわないように、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等を実施する。</p> <p>⑤⑨ (P54 から)</p> <p>地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (39 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 可搬型重大事故等対処設備の津波に対する設計の考え方（保管場所、使用時の据付）について明確化した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉では、他の設備に悪影響を及ぼさないことを目的とした施設内保管を記載しているが、「9.2.5 環境条件等」では機能を損なわないことを目的とした設計を記載しているため、該当する発電炉の記載は無い。</p>	<p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-54</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。⑧-55</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、使用時に津波の影響を受けるおそれのない場所を選定することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-56</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑧-57</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。⑧-58</p>	<p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「(へ) 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。⑧-54</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「ロ. (6) 耐津波設計」に基づく設計とする。⑧-55</p> <p>(ロ) 安全機能を有する施設 (6) 津波による損傷の防止 なお、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、使用時に津波による影響を受けるおそれのない場所を選定する。⑧-56</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。⑧-57</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。⑧-58</p>	<p>⑲ (P45 から)</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「(6) 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。◇</p> <p>⑳ (P44 から)</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.8 耐津波設計」に基づく設計とする。◇</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災及び爆発に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。◇</p> <p>風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。◇</p>	<p>㉑ (P55 から)</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 (中略) 地震による荷重を含む耐震設計については、「2.1 地震による損傷の防止」に、津波（敷地に遡上する津波を含む。）による荷重を含む耐津波設計については、「2.2 津波による損傷の防止」に、火災防護については、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、それらの事象による波及的影響により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備については、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮すること、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>位置的分散については、同じ機能を有する他の重大事故等対処設備（設計基準事故対処設備を兼ねている重大事故等対処設備も含む。）と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することの防止を図る設計とする。</p> <p>ただし、同じ機能を有する重大事故等対処設備がない設備については、竜巻によ</p>	<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 「9.2.2 多様性、位置的分散等」において③-18、④-1 (P14)に記載している。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (40 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の場合は工程停止中であっても発生可能性がある重大事故があるため。(内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備の場合の工程停止等については、「9.2.2 多様性, 位置的分散等」に記載)</p>	<p>って1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散させるとともに、原子炉格納容器、使用済燃料プール及びこれらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故対処設備, 重大事故等対処設備を内包する原子炉建屋等から100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。</p> <p>運用として、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合は、発電用原子炉の停止を含めた対応を速やかにとることとし、この運用について、保安規定に定める。</p> <p>⑤⑧ (P18へ)</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。</p> <p>⑤⑨ (P19へ)</p> <p>悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とするとともに、重大事故等発生時の初動対応時間を確保するために、固縛装置の設置箇所数を可能な限り少なくする設計とする。</p> <p>固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えないよう、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。</p> <p>⑤⑩ (P43へ)</p> <p>⑤⑪ (P43へ)</p> <p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重, フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換, 清掃及び除灰する手順を整備する。⑧-71</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 「9.2.2 多様性, 位置的分散等」において③-18, ④-1 (P14)に記載している。</p>
			<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 本内容は、耐震設計の具体であり、添付書類に記載する。</p>	<p>積雪及び火山の影響については、必要により除雪及び降下火砕物の除去等の措置を講じる。この運用について、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (41 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、凍結、高温及び降水に対する設計方針を記載しているため</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、落雷に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、鳥類、昆虫類、小動物の付着及び侵入を考慮する旨を記載しているため。</p>	<p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-59</p> <p>落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、<u>直撃雷を考慮した設計とする。</u>⑧-60</p> <p>直撃雷に対して、当該設備は構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する設計とする。⑧-61</p> <p>生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-62</p>	<p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、<u>凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>⑧-59</p> <p>落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、<u>直撃雷を考慮した設計を行う。</u>⑧-60</p> <p>直撃雷に対して、当該設備は構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。⑧-61</p> <p>生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u>⑧-62</p>	<p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、<u>凍結対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。</u>◇</p> <p>⑳ (P44 から)</p> <p>落雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、<u>直撃雷を考慮した設計を行う。直撃雷に対して、当該設備は構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。</u>◇</p> <p>生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、<u>鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着【⑧-58】又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。</u>◇</p>	<p>等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるよう、<u>位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とする。</u></p> <p>原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は、設計基準事故等及び重大事故等時に想定される圧力、温度等に対して、<u>格納容器スプレイ水による影響を考慮しても、その機能を発揮できる設計とする。</u></p> <p>㉞ (P32 へ)</p> <p>安全施設及び重大事故等対処設備において、<u>主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</u></p> <p>㉟ (P8 から)</p> <p>生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物からの影響を受けるおそれのある常設重大事故防止設備は、<u>侵入防止対策により重大事故等に対処するための必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</u></p>	<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 「9.2.2 多様性、位置的分散等」において③-18、④-1 (P13)に記載している。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 格納容器スプレイは発電炉特有の対策であり、再処理施設には適用されない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (42 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、森林火災に対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-63 また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、<u>離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-64</p>	<p>森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、<u>重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。</u>⑧-63 また、<u>森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-64</p>	<p>森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、<u>離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。</u>◇</p>	<p>⑤ (P13 から)</p> <p>風(台風)、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、<u>防火帯の内側の複数箇所分散して保管する設計とする。</u></p>	
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、塩害に対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-65 また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-66</p>	<p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-65 また、<u>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-66</p>	<p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、機能を損なわない設計とする。◇</p>	<p>③ (P43 から)</p>	
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、人為事象のうち敷地内の化学物質漏えいに対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>敷地内における化学物質漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-67</p>	<p>敷地内における化学物質漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-67</p>	<p>化学物質の漏えいについては、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。◇</p>	<p>② (P53 から)</p>	
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-68</p> <p>周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑧-69</p>	<p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</u>⑧-68</p> <p>周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。⑧-69</p>	<p>③ (P44 から)</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</u>◇</p>	<p>(3) 電磁波による影響 (中略)</p> <p>外部人為事象のうち重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として選定する電磁的障害に対しては、<u>重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</u></p>	
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重)及び積雪に対する設計方針を記載しているため。</p>	<p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重)及び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備、積雪に対しては除雪を</p>	<p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重)及び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備、積雪に対しては除雪を</p>	<p>④ (P45 から)</p> <p>内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (43 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、配管の全周破断に対する設計方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設の特徴として、敷地内に他の事業の施設 (MOX 燃料加工施設) があるため。</p>	<p>踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。⑧-70</p> <p>積雪に対する除雪、火山の影響 (降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等) に対するフィルタ交換、清掃及び除灰については、保安規定に定めて、管理する。⑧-71</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない場所に保管する設計とする。⑧-72</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。⑧-73</p>	<p>踏まえて影響がないよう機能を維持する。⑧-70</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により機能を損なわない場所に保管する。⑧-72</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。⑧-73</p>	<p>③⑤ (P40 から)</p> <p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響 (降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等) に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰する手順を整備する。⑧-71</p> <p>③⑦ (P46 から)</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により機能を損なわない場所に保管する。④</p> <p>③⑧ (P46 から)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。④</p> <p>航空機落下については、三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定した防護設計の有無を踏まえた航空機落下確率評価の結果、再処理施設への航空機落下は考慮する必要がないことから、航空機落下に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。④</p> <p>有毒ガスについては、再処理施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては、六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を考慮するが、重大事故等対処設備が有毒ガスにより影響を受けることはないことから、有毒ガスに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。④</p> <p>③② (P42 へ)</p> <p>化学物質の漏えいについては、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。④</p>	<p>③⑥ (P40 から)</p> <p>積雪及び火山の影響については、必要により除雪及び降下火砕物の除去等の措置を講じる。この運用について、保安規定に定めて、管理する。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (44 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>近隣工場の火災、爆発については、石油備蓄基地火災、MOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫の爆発を考慮するが、石油備蓄基地火災の影響は小さいこと、MOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫からの離隔距離が確保されていることから、近隣工場等の火災及び爆発に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。◇</p> <p style="text-align: right;">②⑤ (P38 へ)</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。◇</p> <p style="text-align: right;">②⑥ (P38 へ)</p> <p>外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する可搬型重大事故等対処設備は、「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">③⑩ (P39 へ)</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.8 耐津波設計」に基づく設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">③⑪ (P41 へ)</p> <p>落雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。直撃雷に対して、当該設備は構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。◇</p> <p style="text-align: right;">③③ (P42 へ)</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (45 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>⑳ (P38 ～)</p> <p>周辺機器等からの影響について、地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。◇</p> <p>㉑ (P38 ～)</p> <p>想定する溢水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う。◇ 化学薬品漏えいに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行う。◇</p> <p>㉒ (P39 ～)</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「(6) 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。◇</p> <p>㉓ (P42 ～)</p> <p>内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃、除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内へ配備する手順を、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行う手順を、積雪に対しては除雪する手順を、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (46 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行う手順を整備することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないことから、設計上の考慮は不要である。◇</p> <p style="text-align: right;">③⑦ (P43へ)</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない場所に保管する。◇</p> <p style="text-align: right;">③⑧ (P43へ)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。◇</p> <p>(c) 重大事故等時における環境条件 重大事故等時の温度、圧力、湿度、放射線の影響として、以下の条件を考慮しても機能を喪失することはなく、必要な機能を有効に発揮することができる設計とする。◇ 各重大事故等時の環境条件は以下のとおり。重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度及び放射線を第1.7.18-2表に示す。◇</p> <p>i. 臨界事故の拡大を防止するための設備 臨界の発生による溶液の温度の上昇及び沸騰により発生する蒸気による圧力及び湿度の上昇を考慮し、以下を使用条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温度 <ul style="list-style-type: none"> 可溶性中性子吸収材の供給系統 機器内：110℃ 機器外：40℃ 機器から廃ガス貯留槽までの系統：110℃ 機器に空気を供給するための系統 機器内：110℃ 機器外：40℃ ・圧力 <ul style="list-style-type: none"> 可溶性中性子吸収材の供給系統： 		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (47 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>3 k P a</p> <p>機器から貯留設備の空気圧縮機までの系統：3 k P a</p> <p>貯留設備の空気圧縮機から廃ガス貯留槽までの系統：0.5MP a</p> <p>機器に空気を供給するための系統：0.69MP a</p> <ul style="list-style-type: none"> 湿度 <ul style="list-style-type: none"> 可溶性中性子吸収材の供給系統 機器内：接液又は気相部 100% 機器から廃ガス貯留槽までの系統：100% 機器に空気を供給するための系統 機器内：接液又は気相部 100% 放射線：10 S v / h ◊ <p>ii. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備</p> <p>崩壊熱による溶液の温度の上昇，沸騰により発生する蒸気による圧力及び湿度の上昇，並びに外部からの水の供給圧力を考慮し，以下を使用条件とする。また，同時に発生するおそれのある「放射線分解により発生する水素による爆発」の使用条件も考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 温度 <ul style="list-style-type: none"> 内部ループ通水の系統 機器内の冷却水配管：130℃ 機器外（冷却水出口／入口系統）：60℃ 機器注水の系統 機器内：130℃ 機器外：60℃ 冷却コイル又は冷却ジャケット通水の系統 機器内の冷却水配管：130℃ 機器外（冷却水出口／入口系統）：60℃ 機器から導出先セルまでの系統 凝縮器上流：130℃ 凝縮器下流：50℃ 導出先セルから排気までの系統：50℃ 圧力 <ul style="list-style-type: none"> 内部ループ通水の系統：0.98MP a <p>水素爆発と同時発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固を想定する貯槽：0.5MP a</p> <p>機器注水の系統：0.98MP a</p> <p>冷却コイル又は冷却ジャケット通水の系統：0.98MP a</p> <p>機器から導出先セルまでの系統：</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (48 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>3 k P a 水素爆発と同時発生：0.003～0.5 MP a 導出先セルから排気までの系統： -4.7 k P a</p> <p>・湿度 内部ループ通水の系統 機器内：接液 機器注水の系統 機器内：接液又は気相部 100% 冷却コイル又は冷却ジャケット通水の系統 機器内：接液 機器から導出先セルまでの系統 凝縮器上流：100% (蒸気) 凝縮器下流：0% 導出先セルから排気までの系統 セル導出以降の排気：0% 凝縮水回収系：接液◇</p> <p>iii. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 水素の燃焼による温度及び圧力の上昇、並びに外部からの圧縮空気の供給圧力を考慮し、以下を使用条件とする。また、同時に発生するおそれのある「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の使用条件も考慮する。</p> <p>・温度 放射線分解により発生する水素による爆発を想定する貯槽： 110℃ 圧縮空気の供給系統 蒸発乾固と同時発生：130℃ 単独事象：50℃ 圧縮空気の供給系統 蒸発乾固と同時発生：130℃ 単独事象：50℃ 機器から導出先セルまでの系統 凝縮器上流 蒸発乾固と同時発生：130℃ 凝縮器下流 蒸発乾固と同時発生：50℃ 導出先セルから排気までの系統 蒸発乾固と同時発生：50℃</p> <p>・圧力 放射線分解により発生する水素による爆発を想定する貯槽： 0.5 MP a 圧縮空気の供給系統 圧縮空気貯槽及び可搬型空気圧縮機の系統：0.69 MP a</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (49 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>圧縮空気ユニットの系統 : 14MP a (減圧弁から供給先まで 0.97MP a)</p> <p>機器から導出先セルまでの系統 : 0.003~0.5MP a</p> <p>導出先セルから排気までの系統 : -4.7 k P a</p> <p>・湿度 圧縮空気の供給系統 蒸発乾固との同時発生 : 100% 機器から導出先セルまでの系統 凝縮器上流 蒸発乾固との同時発生 : 100% 凝縮器下流 蒸発乾固との同時発生 : 0 % 導出先セルから排気までの系統 : 0 %\diamond</p> <p>iv. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 T B P等の錯体による急激な分解反応が発生した時の温度及び圧力, 当該事象発生後の温度及び圧力を考慮し, 以下を条件とする。 ・温度 T B P等の錯体の急激な分解反応の発生時 プルトニウム濃縮缶気相部 : 370°C プルトニウム濃縮缶の加熱の停止に使用する設備 : 215°C プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止に使用する設備 : 50°C 機器から廃ガス貯留槽までの系統 : 100°C 機器から排気までの系統 : 100°C ・圧力 T B P等の錯体の急激な分解反応の発生時 プルトニウム濃縮缶気相部 : 0.84 MP a プルトニウム濃縮缶の加熱の停止に使用する設備 : 1.96MP a プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止に使用する設備 : 0.97MP a 機器から貯留設備の空気圧縮機までの系統 : 3 k P a 以下 貯留設備の空気圧縮機から廃ガス貯留槽までの系統 : 0.5MP a 機器から排気までの系統 : 30 k P a (系統内の最大圧力)</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (50 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>・湿度 プルトニウム濃縮缶の加熱の停止に使用する設備：100% プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止に使用する設備：100% 機器から廃ガス貯留槽までの系統：100% 機器から排気までの系統：100%◇</p> <p>v. 使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のための設備 崩壊熱による燃料貯蔵プール水の温度の上昇及び沸騰による燃料貯蔵プール周辺の湿度の上昇を考慮し、以下を使用条件とする。</p> <p>・温度 想定事故1, 想定事故2：100℃(燃料貯蔵プール水)</p> <p>・圧力 想定事故1, 想定事故2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の受入れ施設の使用済燃料受入れ設備の燃料仮置きピット、並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備の燃料貯蔵プール及び燃料送出しピット(以下「燃料貯蔵プール等」という。)へ注水するための系統：1.2MP a ◇</p> <p>(d) 自然現象等による条件 自然現象及び人為事象(故意によるものを除く。)(以下「自然現象等」という。)に対しては以下に示す条件において、機能を喪失することなく、必要な機能を有効に発揮することができる設計とする。◇</p> <p>・地震については、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」に基づく地震力を考慮する。 また、外的事象の地震を要因とする重大事故等に対処する重大事故等対処設備に対しては、「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく地震力を考慮する。◇</p> <p>・津波については、津波による影響を受けない標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの位置に設置、保管することから、設計上の考慮は不要である。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (51 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・風（台風）については、最大風速 41.7 m/s を考慮する。◇ ・竜巻については、最大風速 100m/s を考慮する。◇ ・凍結及び高温については、最低気温（-15.7℃）及び最高気温（34.7℃）を考慮する。◇ ・降水については、最大1時間降水量（67.0mm）を考慮する。◇ ・積雪については、最深積雪量（190 cm）を考慮する。◇ ・落雷については、最大雷撃電流 270 k A を考慮する。◇ ・火山の影響については、降下火砕物の積載荷重として層厚 55 cm、密度 1.3 g/m³ を、また、降下火砕物の侵入による閉塞を考慮する。◇ ・生物学的事象については、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮する。◇ ・森林火災については、敷地周辺の植生を考慮する。◇ ・塩害については、海塩粒子の飛来を考慮するが、再処理事業所の敷地は海岸から約 4 km 離れており、また、短期的に影響を及ぼすものではなく、その影響は小さいと考えられる。◇ 自然現象の組合せについては、風（台風）及び積雪、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響、積雪及び地震、風及び火山の影響、風（台風）及び地震を想定し、屋外に設置する常設重大事故等対処設備はその荷重を考慮する。◇ ・有毒ガスについては、再処理施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては、六ヶ所ウラン濃縮工場から漏れ出す六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を考慮するが、重大事故等対処設備 		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (52 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>が有毒ガスにより影響を受けることはない。④</p> <p>・化学物質の漏えいについては、再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいを考慮するが、重大事故等対処設備が化学物質により影響を受けることはないが、屋外の重大事故等対処設備は保管に際して漏えいに対する高さを考慮する。④</p> <p>・電磁的障害については、電磁波の影響を考慮する。④</p> <p>・近隣工場の火災、爆発については、石油備蓄基地火災、MOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫の爆発を考慮するが、石油備蓄基地火災の影響は小さいこと、MOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫からの離隔距離が確保されていることから、重大事故等対処設備が影響を受けることはない。④</p> <p>・航空機落下については、三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定した防護設計の有無を踏まえた航空機落下確率評価の結果、再処理施設への航空機落下は考慮する必要がないことから、重大事故等対処設備が航空機落下により影響を受けることはない。④</p>	<p>⑤ (P26, 37 へ)</p> <p>(2) 海水を通水する系統への影響 海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。 また、使用時に海水を通水する重大事故等対処設備は、海水の影響を考慮した設計とする。</p> <p>原則、淡水を通水するが、海水も通水する可能性のある重大事故等対処設備は、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への海水の影響を考慮する。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設の重大事故等対処においては取水する水の種類で優先順位をつけていないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (53 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<div data-bbox="1629 720 1994 993" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 本記載の内容については、「9.2.2 多様性、位置的分散等」にてそれぞれの事象に対して記載しているため。</p> </div>	<div data-bbox="2329 247 2516 285" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>㉞ (P38 ～)</p> </div> <div data-bbox="2050 300 2516 365" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> </div> <div data-bbox="2309 411 2516 449" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>㉟ (P31, 42 ～)</p> </div> <div data-bbox="2050 464 2516 720" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>(3) 電磁波による影響 (中略) 外部人為事象のうち重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として選定する電磁的障害に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> </div> <div data-bbox="2050 785 2516 1073" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 (中略) 重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備している自主対策設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を損なわない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、自然現象、外部人為事象、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。</p> </div> <div data-bbox="2050 1138 2516 1556" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>このうち、地震以外の自然現象及び外部人為事象による波及的影響に起因する周辺機器等からの悪影響により、それぞれ重大事故等に対処するための必要な機能を損なうおそれがないように、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備と位置的分散を図り設置する。また、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図るとともに、その機能に応じて、全てを一つの保管場所に保管することなく、複数の保管場所に分散配置する。</p> </div> <div data-bbox="2050 1591 2516 1913" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>重大事故等対処設備及び資機材等は、竜巻による風荷重が作用する場合においても、重大事故等に対処するための必要な機能に悪影響を及ぼさないように、浮き上がり又は横滑りにより飛散しない設計とするか、当該保管エリア以外の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させない位置に保管する設計とする。位置的分散については「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す。</p> </div>	<div data-bbox="2546 1241 2911 1514" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 本記載の内容については、「9.2.2 多様性、位置的分散等」にてそれぞれの事象に対して記載しているため。</p> </div> <div data-bbox="2546 1612 2911 1885" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 本記載の内容については、「9.2.5 環境条件等」にてそれぞれの事象に対して記載しているため。</p> </div>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (54 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				<p>⑩ (P28, 38 ~)</p> <p>溢水に対しては、重大事故等対処設備は、想定される溢水により機能を損なわないように、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等を実施する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、地震の波及的影響により、重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、その機能に応じて、すべてを一つの保管場所に保管することなく、複数の保管場所に分散配置する。</p> <p>また、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、油内包機器による地震随伴火災の影響や、水又は蒸気内包機器による地震随伴溢水の影響によりその機能を喪失しない場所に保管するとともに、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する設計とする。</p> <p>地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震により火災源又は溢水源とならない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>⑨ (P28, 38 ~)</p> <p>地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 本記載の内容については、「9.2.2 多様性、位置的分散等」にてそれぞれの事象に対して記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 本記載における設計は、耐震設計そのものであり、「3.1 地震による損傷の防止」及び「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に示す設計の結果、他の設備に悪影響を及ぼさないことは自明であるため。</p>
			<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 地震起因以外で溢水源になり得る重大事故等対処設備は、「第38条 臨界事故の拡大を防止するための設備」の対象設備だけであるため、当該条文にて記載する。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (55 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「遮蔽の設置等」の指す内容は放射線の影響対策の総称として示した記載であり保安規定で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。 (以下同じ)</p>	<p>(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。⑨</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所</p>	<p>2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。⑨</p> <p>3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所</p>	<p>b. 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。④</p> <p>④ (P26 から)</p> <p>常設重大事故等対処設備の操作は、制御建屋の中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は設置場所で可能な設計とする。④</p> <p>④ (P38 から)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所で可能な設計とする。④</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置</p>	<p>⑫ (P27, 28, 39 ~)</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「2.1 地震による損傷の防止」に、津波（敷地に遡上する津波を含む。）による荷重を含む耐津波設計については、「2.2 津波による損傷の防止」に、火災防護については、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、それらの事象による波及的影響により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 設置場所における放射線 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>⑤ (P26 から)</p> <p>操作は中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>⑤ (P29 から)</p> <p>操作は中央制御室、離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (56 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。⑩</p>	<p>への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。⑩</p>	<p>場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。⑩</p>	<p>所への遮蔽の設置等により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>(6) 冷却材の性状 安全施設及び重大事故等対処設備は、系統外部から異物が流入する可能性のある系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、その機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <div data-bbox="2110 615 2496 926" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とすることについては、発電炉では海からの直接取水に相当するものとして記載しており、それ以外に系統外部からの異物流入の可能性はないため記載しない。</p> </div>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (57 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 想定される重大事故等が発生した場合における重大事故等対処設備の設計については、事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハに基づく設計とすることを明確化。 また、これらの運用に係る体制、管理等を保安規定に定めることを明確化。</p> <p>【「等」の解説】 「防護具、可搬型照明等」とは、重大事故等への対処において要員が使用する資機材全般の総称として示した記載であり、保安規定で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「車両等」とは重量物を取り扱う機器の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「固定等」とは設置を確実に行うための手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>9.2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。⑩-1</p> <p>a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。⑩-2</p> <p>操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。⑩-3</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。⑩-4</p> <p>現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。⑩-5</p>	<p>(二) 操作性及び試験・検査性 1) 操作性の確保</p> <p>【「等」の解説】 「体制、管理等」とは、保安規定に定めて管理する対象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>i) 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。⑩-2</p> <p>操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、LEDヘッドランプ及びLED充電式ライト(以下「可搬型照明」という。)等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。⑩-3</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。⑩-4</p> <p>現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。⑩-5</p>	<p>(4) 操作性及び試験・検査性 a. 操作性の確保</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化</p> <p>(a) 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。⑩</p> <p>操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。⑩</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又は再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路(以下「アクセスルート」という。)の近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。⑩</p> <p>現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。⑩</p>	<p>5.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、設置変更許可申請書「十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。</p> <p>これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて管理する。</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは運転員等の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (58 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「より簡便な接続方式等」とはボルト・ネジ接続、フランジ接続以外の接続方式の手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、誤操作防止のための識別表示の設置を記載しているため。</p> <p>【「等」の解説】 「弁等」の指す内容は手動弁、ダンパなどであり、系統図でしめすため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「内部流体の圧力及び温度等」とは内部流体の特性の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「流量に応じて口径を統一すること等」とは、複数の系統での接続方式の統一手段の総称として示した記載であり、許可の記載を用いた。</p>	<p>現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。⑩-6</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。⑬-1</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。⑩-7</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。⑩-8</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。⑩-9</p> <p>b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。⑫</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。⑬-2</p> <p>また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。⑬-3</p>	<p>現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。⑩-6</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。⑬-1</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。⑩-7</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。⑩-8</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。⑩-9</p> <p>ii) 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。⑫</p> <p>iii) 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。⑬-2</p> <p>また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。⑬-3</p>	<p>現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。◇</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。◇</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。◇</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。◇</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。◇</p> <p>(b) 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。◇</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。◇</p> <p>また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。◇</p>	<p>現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は運転員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器については、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式等を用い、配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを用い、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続方式等を用いる設計とする。窒素ポンプ、空気ポンプ、タンクローリ等については、各々専用の接続方式を用いる。</p> <p>また、同一ポンプを接続する配管は口径を統一することにより、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (59 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事故時に実施するアクセスルートの確保（運用）と、設計の内容を明確化したことを記載。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象の選定の観点を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、アクセスルートに対する自然現象として洪水を選定している旨を記載しているため。</p>	<p>d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。⑭-1</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。⑭-2</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。⑭-3</p> <p>アクセスルートに対する人為事象につい</p>	<p>iv) 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計により確保する。⑭-1</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。⑭-2</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。⑭-3</p> <p>アクセスルートに対する人為事象につい</p>	<p>(d) 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計により確保する。◇</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する。◇</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）に加え、敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害等の事象を考慮する。◇ その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。◇</p> <p>アクセスルートに対する人為事象につい</p>	<p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備が移動・運搬できるため、また、他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。⑭ (P63 から)</p> <p>屋内アクセスルートの設定に当たっては、油内包機器による地震随伴火災の影響や、水又は蒸気内包機器による地震随伴溢水の影響を考慮するとともに、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。</p> <p>なお、想定される重大事故等の収束に必要な屋外アクセスルートは、基準津波の影響を受けない防潮堤内に、基準地震動S_s及び敷地に遡上する津波の影響を受けないルートを少なくとも1つ確保する設計とする。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然現象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する外</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設の屋外アクセスルートは、⑭-6 (P60) のとおり基準地震動に対し迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計としているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (60 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、アクセサルートに影響を与えるおそれがある事象の選定の観点に記載しているため。</p> <p>【「等」の解説】 「周辺構造物等」とは、地震の影響により損壊し屋外のアクセサルートに阻害しうる構築物の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>ては、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセサルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセサルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセサルートを確保する設計とする。⑭-4</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、アクセサルートに対する人為現象としてダム崩壊を選定している旨に記載しているため。</p> <p>なお、洪水、ダム崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセサルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセサルートへの影響はない。⑭-5</p> <p>屋外のアクセサルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセサルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセサルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。⑭-6</p>	<p>ては、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセサルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセサルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセサルートを確保する設計とする。⑭-4</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ アクセサルートに対して影響がない事象として、洪水、ダム崩壊及び船舶の衝突を記載しているため。</p> <p>屋外のアクセサルートは、「ロ. (5) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセサルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセサルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。⑭-6</p>	<p>ては、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物(航空機落下)、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。◇</p> <p>その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセサルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセサルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセサルートを確保する設計とする。◇</p> <p>なお、洪水、ダム崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセサルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセサルートへの影響はない。⑭-5</p> <p>屋外のアクセサルートは、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセサルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセサルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。◇</p>	<p>部人為事象については、屋外アクセサルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセサルートを確保する設計とする。</p> <p>電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセサルートへの影響はない。⑯ (P61 から)</p> <p>落雷に対しては、道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセサルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセサルートに対する地震による影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)による影響を想定し、複数のアクセサルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセサルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを2台(予備3台)保管、使用する。</p> <p>なお、東海発電所の排気筒の短尺化及びサービス建屋減築等によりアクセサルートへの影響を防止する設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 有毒ガスはアクセサルートへの影響度の観点から、アクセサルートに影響を与えるおそれのある事象として選定していないため。なお、要員への影響に関しては、⑭-12 (P62) に示す薬品防護具の配備及び着用により防護が可能である。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 東海発電所固有の事情による方針であるため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (61 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の立地的特徴から津波の影響が考えられる範囲が取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに限定されることに加え、重大事故等対処の特徴としてこれらの場所で要員が活動するため。</p> <p>【「等」の解説】 「不等沈下等」の指す内容は敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下などであり、添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「タイヤチェーン等」とは凍結又は積雪時の車両の通行性を確保するための手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 設計と運用を切り分けて記載し、語尾を統一。</p>	<p>屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。⑭-7</p> <p>尾駮沼取水場所A、尾駮沼取水場所B又は二又川取水場所A（以下「敷地外水源」という。）の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。⑭-8</p> <p>屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりにより崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保できる設計とする。⑭-9</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保できる設計とする。⑭-10</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車両はタイヤチェーン等を装着することにより、通行性を確保できる設計とする。また、道路については、融雪剤を配備することを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。⑭-7</p> <p>敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避する手順を整備する。⑭-8</p> <p>屋外のアクセスルートは、「ロ. (5) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりにより崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する。⑭-9</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダにより復旧する。⑭-10</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。⑭-11</p>	<p>屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。⑭</p> <p>尾駮沼取水場所A、尾駮沼取水場所B又は二又川取水場所A（以下「敷地外水源」という。）の【⑭-8】取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避する手順を整備する。⑭</p> <p>屋外のアクセスルートは、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりにより崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧するか又は迂回路を確保する。⑭</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダにより復旧する。⑭</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。⑭</p>	<p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>津波の影響については、敷地に遡上する津波による遡上高さに対して十分余裕を見た高さに高所のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>また、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、自然現象のうち凍結、森林火災、外部人為事象のうち飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス及び船舶の衝突に対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。⑯ (P60～)</p> <p>落雷に対しては、道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりにより崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の通行を行うことで、通行性を確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設の立地的特徴から津波の影響が考えられる範囲が取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに限定されることに加え、重大事故等対処の特徴としてこれらの場所で要員が活動するため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、立地的特徴から高潮は考慮すべき自然現象としていないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (62 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、化学物質の漏えいに対する方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、森林火災及び近隣工場等の火災に対する方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、地震に対する方針を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内にアクセスルートを確保する対象として、高温、塩害、電磁的障害を記載しているため。</p>	<p>⑭-11</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。⑭-12</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。⑭-13</p> <p>屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。⑭-14</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。⑭-15</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。⑭-16</p>	<p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。⑭-12</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。⑭-13</p> <p>屋内のアクセスルートは、「ロ. (5) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。⑭-14</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。⑭-16</p>	<p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。【◇】なお、融雪剤の配備等については、「添付書類八 5.1.1 (2) アクセスルートの確保」に示す。◇</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。◇</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる大規模損壊時の消火活動等については、「添付書類八 5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応における事項」に示す。◇</p> <p>屋外のアクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止対策(可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止)及び火災の拡大防止対策(大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置)については、「火災防護計画」に定める。◇</p> <p>屋内のアクセスルートは、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。◇</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。⑭-15</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。◇</p>	<p>屋内アクセスルートは、自然現象として選定する津波(敷地に遡上する津波を含む。)、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮による影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートは、外部人為事象として選定する飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、高潮は考慮すべき自然現象としていない(立地的特徴)ことから、設計上考慮する必要がないため。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、立地的特徴から船舶の衝突は考慮すべき人為事象としていないため。</p>

【許可からの変更点】
基本設計方針の記載に合わせ、表現及び語尾を統一。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (63 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの防護具の着用を記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 機器からの溢水に対してアクセスルートを確保するために防護具を配備・着用することを保安規定に定めることを記載。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、アクセスルート上の資機材への措置を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書において、可搬型照明によるアクセス性の確保及び被ばくに対する放射線防護具の着用を記載しているため。</p> <p>【「等」の解説】 「機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等」が指す具体的な内容は対処するために必要な機能の確認方法の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートにおける非常時対策組織要員の安全を確保するため薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。⑭-17</p> <p>また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。⑭-18</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。また、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。⑭-19</p> <p>【許可からの変更点】 実施する目的の明確化及び語尾の統一</p> <p>(2) 試験・検査性</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。⑮-1</p> <p>試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。⑮-2</p>	<p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。⑭-17</p> <p>また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。⑭-18</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。⑭-19</p> <p>【許可からの変更点】 屋内外のアクセスルートの移動時及び作業時の状況に応じて放射線防護具を着用することを保安規定に定めることを記載。</p> <p>2) 試験・検査性</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。⑮-1</p> <p>試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。⑮-2</p> <p>【「等」の解説】 「自主検査等」とは技術基準規則要求以外に係る機能維持の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。⑭</p> <p>また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。【⑭】万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。⑭</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。⑭</p> <p>b. 試験・検査性</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。⑭</p> <p>試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。⑭</p>	<p>図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>⑮ (P59～)</p> <p>屋内アクセスルートの設定に当たっては、油内包機器による地震随伴火災の影響や、水又は蒸気内包機器による地震随伴溢水の影響を考慮するとともに、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。</p> <p>(2) 試験・検査性</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、そのために必要な配置、空間等を備えた設計とする。また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。</p> <p>試験及び検査は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (64 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。⑮-3</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。⑮-4</p>	<p>再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。⑮-3</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。⑮-4</p>	<p>再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。◇</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。◇</p> <p style="text-align: right;">⑫ (P22 ～)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。◇</p>	<p>る。系統試験については、テストラインなどの設備を設置又は必要に応じて準備することで試験可能な設計とする。また、悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するものは、他の系統と独立して機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査が実施可能な設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>代替電源設備は、電気系統の重要な部分として、適切な定期試験及び検査が可能な設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、該当する施設がないため記載しない。(再処理施設の代替電源は可搬型設備として整備するため、他記載方針に含まれる)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (65 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な重大事故等対処設備の耐震設計方針を記載しているため。</p>	<p>9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、<u>重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</u>⑩-1</p> <p>a. <u>重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、内包する放射性物質(液体、気体、固体)の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと、地震による変形等により臨界に至らないこと、放射性物質(固体)を内包する容器等を搬送する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しないこと及び収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しないことのために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</u>⑩-2,3</p>	<p>(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 <u>基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</u>⑩-1</p> <p>i) <u>選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれることによって重大事故等の発生のおそれがないように設計する。</u>⑩-2</p>	<p>(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 a. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 <u>基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</u>⑩</p> <p>(a) 選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれることによって重大事故等の発生のおそれがないように設計する。⑩</p> <p style="text-align: center;">④③ (P70 から)</p> <p>i. 選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備 <u>放射性物質の保持機能を維持する設備の機能の確保に対しては、⑩内包する放射性物質(液体、気体、固体)の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと。</u> <u>核的制限値(寸法)を維持する設備の機能の確保に対しては、⑩地震による変形等により臨界に至らないこと。</u> <u>落下・転倒防止機能を維持する設備の機能の確保に対しては、⑩放射性物質(固体)を内包する容器等を搬送する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しないこと。</u> <u>ガラス固化体の崩壊熱除去機能の確保に対しては、⑩収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しないこと。</u>⑩-3</p>		

【許可からの変更点】
 事業変更許可時の内容を具体化した記載とした

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (66 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。⑩-4,5</p>	<p>ii) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。⑩-4</p>	<p>(b) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。④</p> <p style="text-align: center;">④ (P70 から)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地震を要因として発生する重大事故等の対処に必要な常設重大事故等対処設備は、基準地震動の1.2倍の地震力に対して、④「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」の「a. Sクラスの機器・配管」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」④にて確認した上で、それ以外を適用する場合は、設備のき裂や破損等により④水及び空気の供給や放出経路の維持等、重大事故等の対処に必要な機能が維持できること。⑩-5</p> </div> <p>b. 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定方法は、以下のとおり適用する。 (a) 動的地震力 地震を要因とする重大事故等に対する施設は、「1.6.1.4.2 動的地震力」に示す基準地震動による地震力を1.2倍した地震力を適用する。 c. 荷重の組合せと許容限界 荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。④</p> <p>(a) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 i. 建物・構築物 1) 運転時の状態 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。 2) 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 3) 設計用自然条件 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「b. 設計用自然条件」を適用する。 ii. 機器・配管系</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (67 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1) 運転時の状態 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。</p> <p>2) 運転時の異常な過渡変化時の状態 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「b. 運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。</p> <p>3) 設計基準事故時の状態 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「c. 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>4) 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 ◇</p> <p>(b) 荷重の種類 i. 建物・構築物 1) 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 2) 運転時の状態で施設に作用する荷重 3) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 4) 積雪荷重及び風荷重 ただし、運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。◇</p> <p>ii. 機器・配管系 1) 運転時の状態で施設に作用する荷重 2) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 3) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 4) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。◇</p> <p>(c) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは以下による。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (68 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>i. 建物・構築物</p> <p>1) 選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>2) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>3) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>なお、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。◇</p> <p>ii. 機器・配管系</p> <p>1) 選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>2) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>3) 地震を要因として発生する重大事</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (69 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>故等に対処する重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。◇</p> <p>iii. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>1) ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>2) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>3) 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>4) 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>5) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重との組み合わせについては、「(3) 環境条件等」の「a. 環境条件」の「(c) 重大事故等時における環境条件」に示す条件を考慮する。◇</p> <p>(d) 許容限界</p> <p>地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (70 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p style="text-align: right;">④③ (P65 へ)</p> <p>i. 選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備 放射性物質の保持機能を維持する設備の機能の確保に対しては、内包する放射性物質（液体、気体、固体）の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと。 核的制限値（寸法）を維持する設備の機能の確保に対しては、地震による変形等により臨界に至らないこと。 落下・転倒防止機能を維持する設備の機能の確保に対しては、放射性物質（固体）を内包する容器等を搬送する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しないこと。 ガラス固化体の崩壊熱除去機能の確保に対しては、収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しないこと。⑩-3</p> <p>上記の各機能について、基準地震動の1.2倍の地震力に対して、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」の「a. Sクラスの機器・配管」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」にて確認した上で、それ以外を適用する場合は各機能が維持できること。◇ 地震に対して各設備が保持する安全機能を第1.7.18-3表に示す。◇</p> <p>ii. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備</p> <p style="text-align: right;">④④ (P66 へ)</p> <p>地震を要因として発生する重大事故等の対処に必要な常設重大事故等対処設備は、基準地震動の1.2倍の地震力に対して、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」の「a. Sクラスの機器・配管」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」にて確認した上で、それ以外を適用する場合は、設備のき裂や破損等により水及び空気の供給や放出経路の維持等、重大事故等の対処に必要な機能が維持できること。⑩-5</p> <p>対象設備は、第1.7.18-1表に示す重大事故等の要因事象のうち、外的事象に係る常設重大事故等対処設備に示す。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (71 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>また、a. 及びb. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、<u>重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなく放射性物質及び放射線 の過度の放出防止機能を確保する設計とする。</u></p> <p>具体的には、再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。⑩-6</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等への対処に必要な機能が損なわれない設計とする。⑩-7</p>	<p>【許可からの変更点】 設備を設置する建物・構築物についての内容を追記。</p>	<p>iii. i 及び ii に示す設備を設置する建物・構築物 i 及び ii に示す設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対する建物・構築物全体としての変形能力について、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」の「a. Sクラスの建物・構築物」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。⑩-6</p> <p>d. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと。⑩-7 対象設備は、第1.7.18-1表に示す重大事故等の要因事象のうち、外的事象に係る可搬型重大事故等対処設備に示す。⑩</p>		

【「等」の解説】
「加振試験等」とは、動的機器が必要な機能を損なわないことの確認方法の例示であり、当該箇所では許可の記載を用いた。

【「等」の解説】
「ホース等」の指す内容は、ダクト、配管、フィルタ等であり、可搬型重大事故等対処設備のうち静的機器に該当するものの例示として用いたものであるため、当該箇所では許可の記載を用いた。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (72 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書において、可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を記載しているため。</p>	<p>9.2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、「再処理施設の技術基準に関する規則」の第三十六條第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。⑩-1</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。⑩-2</p> <p>重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。⑩-3</p> <p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。⑩-4</p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、</p>	<p>(へ) 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、「事業指定基準規則」の第三十三條第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。⑩-1</p> <p>1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。⑩-2</p> <p>重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。⑩-4</p> <p>2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。⑩-4</p> <p>3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、</p>	<p>(6) 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、事業指定基準規則の第33條第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。⑩</p> <p>再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。⑩</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。⑩</p> <p>重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。⑩</p> <p>b. 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。⑩</p> <p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (73 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「ネズミ等」とは重大事故等対処設備の小動物からの影響を総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「消火器等」とは火災時に消火する設備の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。⑰-5</p> <p>風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。⑰-6</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。⑰-7</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。⑰-8</p> <p>したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。⑰-9</p> <p>(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。⑰-10</p> <p>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせる設計とする。⑰-11</p> <p>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。⑰-12</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。⑰-13</p> <p>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉</p>	<p>落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。⑰-5</p> <p>風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。⑰-6</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。⑰-7</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。⑰-8</p> <p>したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。⑰-9</p> <p>4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。⑰-10</p> <p>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせる設計とする。⑰-11</p> <p>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。⑰-12</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。⑰-13</p> <p>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉</p>	<p>落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。⑰-5</p> <p>風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。⑰-6</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。⑰-7</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。⑰-8</p> <p>したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。⑰-9</p> <p>d. 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。⑰-10</p> <p>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせる設計とする。⑰-11</p> <p>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。⑰-12</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。⑰-13</p> <p>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第36条 (重大事故等対処設備) (74 / 74)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車は重大事故等対処設備ではないため、語尾の統一。</p> <p>【「等」の解説】 「現場操作盤等」とは中央制御室から現場版までの経路の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「地震等」とは火災感知設備及び消火設備に影響を与える自然現象の例示として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>末消防車を配備することを保安規定に定め、管理する。⑰-14</p> <p>重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動を行うことを保安規定に定め、管理する。⑰-15</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。⑰-16</p> <p>屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。⑰-17</p> <p>(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。⑰-18</p>	<p>末消防車を配備する設計とする。⑰-14</p> <p>重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。⑰-15</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。⑰-16</p> <p>屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。⑰-17</p> <p>5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。⑰-18</p>	<p>末消防車を配備する設計とする。◇</p> <p>重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。◇</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。◇</p> <p>屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。◇</p> <p>e. 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。◇</p>		

第三十六条（重大事故等対処設備）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	重大事故等対処設備の共通的な設計方針	重大事故等対処設備に対する一般的な要求事項	—	—	a
②	共通要因を考慮した機能維持に関する設計方針（常設重大事故等対処設備）	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	2項 (8条,12条,13条, 34~35条,38~51条)	—	a
③	共通要因を考慮した機能維持に関する設計方針（可搬型重大事故等対処設備）	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	3項6号 (8条,12条,13条, 34~35条,38~51条)	—	a
④	可搬型重大事故等対処設備の保管場所に関する設計方針	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	3項4号 (8条,38~51条)	—	a
⑤	接続口の設置場所に関する設計方針	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	3項2号 (8条,12条,13条, 34~35条,38~51条)	—	a
⑥	悪影響防止に関する設計方針	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	1項6号 (38~51条)	—	a
⑦	個数及び容量に関する設計方針	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	1項1号 (38~51条)	—	b
⑧	使用条件に関する設計方針	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	1項2号 (8条,12条,13条, 34~35条,38~51条)	—	a
⑨	設置場所に関する設計方針（重大事故等対処設備の操作・復旧）	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	1項7号 (38~51条)	—	a
⑩	設置場所に関する設計方針（可搬型重大事故等対処設備の据付、常設設備との接続）	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	3項3号 (38~51条)	—	a
⑪	操作性の確保に関する設計方針	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	1項3号 (38~51条)	—	a
⑫	システムの切替性に関する設計方針	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	1項5号 (38~51条)	—	a
⑬	容易かつ確実な接続、二以上のシステムの相互使用に関する設計方針	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	3項1号 (38~51条)	—	a
⑭	アクセスルートに関する設計方針	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	3項5号	—	a
⑮	試験、検査に関する設計方針	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	1項4号 (38~51条)	—	a
⑯	地震を要因とする重大事故等	技術基準規則（第36条）に基づく	1項2号	—	a

設工認申請書 各条文の設計の考え方

	に対する施設の耐震設計の基本方針	共通設計方針			
⑰	可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針	1項2号	—	a
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
㊦	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。			—
㊧	表等の呼び込み（重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所）	重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所は申請回次毎に示すため、基本設計方針に記載しない。			—
3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
◇	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。			—
◇	事業指定変更許可申請で明確化	考慮不要である旨を上流の事業変更許可申請で明確にしているため、記載しない。			—
◇	環境条件の具体化	環境条件については⑧⑨⑩で説明しており、詳細は添付書類にて記載する。			a
◇	大規模損壊の記載	大規模損壊は技術基準の要求にないことから、これを呼び込む記載はしない。			—
◇	表等の呼び込み	呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。			—
◇	表等の呼び込み（主要な重大事故等対処設備の設備分類）	主要な重大事故等対処設備の設備分類は、添付資料に示すため基本設計方針に記載しない。			—
◇	表等の呼び込み（重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所）	重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所は申請回次毎に示すため、基本設計方針に記載しない。			—
◇	火災防護計画に関する記載	火災防護計画に定める運用は、11、35条にて記載するため、基本設計方針には記載しない。			—
◇	添付書類記載事項	設工認申請書 添付書類に記載する事項のため、記載しない。			a
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書				
b	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書				

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
1	9. 設備に対する要求事項 9.2 重大事故等対処設備 9.2.1 重大事故等対処設備に対する設計方針 重大事故等対処については、放射能量、発熱量等に基いた対策の優先順位、対処の順序等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：概ね12年（冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・U P r未満、それ以外は冷却期間12年以上） せん断処理するまでの冷却期間：15年 これにより、使用済燃料の放射能量及び崩壊熱密度が低減する。	定義	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処については、放射能量、発熱量等に基いた対策の優先順位、対処の順序等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：概ね12年（冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・U P r未満、それ以外は冷却期間12年以上） せん断処理するまでの冷却期間：15年 これにより、使用済燃料の放射能量及び崩壊熱密度が低減する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	重大事故の発生の発生においては、安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象として、地震、火山の影響（降下火砕物によるフィルの目詰まり等）、配管の全周破断、動的機器の多重故障（多重の誤作動、多重の誤操作を含む）、長時間の全交流動力電源の喪失を想定し、これによる安全上重要な施設機能の喪失の範囲を整理することで重大事故の発生を低減し、具体的には臨界事故、冷却機能の喪失による高濃縮燃料、放射線分解により発生する水素による爆発、T B P等の錯体の急激な分解反応及び使用済燃料の著しい損傷の発生を低減する。 放射線分解による重大事故については、放射線分解による放射能の増大により発生する水素による爆発、T B P等の錯体の急激な分解反応及び使用済燃料の著しい損傷の発生を低減する。 また、内外的事象として、長時間にわたり全交流動力電源が喪失した場合も、外的事象と同様に工程が停止することから事故の発生は想定されない。また、動的機器の多重故障の場合は、当該系統の異常を検知し、工程を停止した上で建屋換気設備（セルからの排気系、汚染のおそれのある区域からの排気系）により代替排気を行うことから事故の発生は想定されない。以上より放射線分解による重大事故の発生は想定されない。また、動的機器の多重故障の場合は、当該系統の異常を検知し、工程を停止した上で建屋換気設備（セルからの排気系、汚染のおそれのある区域からの排気系）により代替排気を行うことから事故の発生は想定されない。以上より放射線分解による重大事故の発生は想定されない。以上より放射線分解による重大事故の発生は想定されない。以上より放射線分解による重大事故の発生は想定されない。	定義	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	重大事故の発生の発生においては、安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象として、地震、火山の影響（降下火砕物によるフィルの目詰まり等）、配管の全周破断、動的機器の多重故障（多重の誤作動、多重の誤操作を含む）、長時間の全交流動力電源の喪失を想定し、これによる安全上重要な施設機能の喪失の範囲を整理することで重大事故の発生を低減し、具体的には臨界事故、冷却機能の喪失による高濃縮燃料、放射線分解により発生する水素による爆発、T B P等の錯体の急激な分解反応及び使用済燃料の著しい損傷の発生を低減する。 また、内外的事象として、長時間にわたり全交流動力電源が喪失した場合も、外的事象と同様に工程が停止することから事故の発生は想定されない。また、動的機器の多重故障の場合は、当該系統の異常を検知し、工程を停止した上で建屋換気設備（セルからの排気系、汚染のおそれのある区域からの排気系）により代替排気を行うことから事故の発生は想定されない。以上より放射線分解による重大事故の発生は想定されない。以上より放射線分解による重大事故の発生は想定されない。以上より放射線分解による重大事故の発生は想定されない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能が発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能が発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するための必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより放射性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対応を考慮した回数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するための必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより放射性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対応を考慮した回数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4種層、E施設共用)				第3 Gr								
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
1	9. 設備に対する要求事項 9.2 重大事故等対処設備 9.2.1 重大事故等対処設備に対する設計方針 重大事故等対処については、放射能量、発熱量等に基づいた対策の優先順位、対処の順番等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：概ね12年（冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・U P r未満、それ以外は冷却期間12年以上） なお新処理するまでの冷却期間：15年 これにより、使用済燃料の放射能量及び崩壊熱密度が低減する。	定義	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処については、放射能量、発熱量等に基づいた対策の優先順位、対処の順番等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：概ね12年（冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・U P r未満、それ以外は冷却期間12年以上） せん断処理するまでの冷却期間：15年 これにより、使用済燃料の放射能量及び崩壊熱密度が低減する。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
2	重大事故の発生の仮定においては、安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象として、地震、火山の影響（降下火砕物によるフィルの目詰まり等）、配管の全周破断、動的機器の多重故障（多重の誤作動、多重の誤検出を含む）、長時間の全交流動力電源の喪失を想定し、これによる安全上重要な施設の機能喪失の範囲を整理することで重大事故の発生を想定し、具体的には臨界事故、冷却機能の喪失による高燃度燃、放射線分解により発生する水素による爆発、T B P等の錯体の急激な分解反応及び使用済燃料の著しい損傷の発生を仮定する。 放射性物質の漏えいによる重大事故については、放射性物質の保持機能の機能喪失により発生する。液体状又は固体状の放射性物質の保持機能は、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とすることにより喪失しない、又は喪失する場合であっても工程停止により漏えいを収束させることから事故の発生は想定されない。火山の影響、機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源喪失においては、機能喪失は考えられないことから事故の発生は想定されない。 また、内的事象において、放射性物質を内包する液体の移送配管の全周破断で液体状の放射性物質の保持機能が機能喪失し漏えいが発生するが、設計基準対象の施設により漏えいを停止し漏えい液を回収することで事象を収束できることから、事故の発生は想定されない。その他の内的事象においては、保持機能の喪失は考えられないことから事故の発生は想定されない。 気体状の放射性物質の閉じ込め機能（放出経路維持機能、放射性物質の捕集及び浄化機能並びに排気機能）の機能喪失は、外的事象（地震及び火山の影響）を想定した場合、排風機、廃ガス洗浄器へ水を供給するポンプ等の直接的な機能喪失、電源喪失による間接的な機能喪失により閉じ込め機能が喪失するが、工程停止により放射性物質の気相への移行量の減少し、放射性物質の放出が抑制されることから事故の発生は想定されない。 内的事象として、長期間にわたり全交流動力電源が喪失した場合も、外的事象と同様に工程が停止することから事故の発生は想定されない。また、動的機器の多重故障の場合は、当該系統の異常を検知し、工程を停止した上で遠隔換気設備（セルからの排気系、再燃のおそれのある区域からの排気系）により代替排気を行うことから事故の発生は想定されない。以上より放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。	定義	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	重大事故の発生の仮定においては、安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象として、地震、火山の影響（降下火砕物によるフィルの目詰まり等）、配管の全周破断、動的機器の多重故障（多重の誤作動、多重の誤検出を含む）、長時間の全交流動力電源の喪失を想定し、これによる安全上重要な施設の機能喪失の範囲を整理することで重大事故の発生を想定し、具体的には臨界事故、冷却機能の喪失による高燃度燃、放射線分解により発生する水素による爆発、T B P等の錯体の急激な分解反応及び使用済燃料の著しい損傷の発生を仮定する。 放射性物質の漏えいによる重大事故については、放射性物質の保持機能の機能喪失により発生する。液体状又は固体状の放射性物質の保持機能は、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とすることにより喪失しない、又は喪失する場合であっても工程停止により漏えいを収束させることから事故の発生は想定されない。火山の影響、機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源喪失においては、機能喪失は考えられないことから事故の発生は想定されない。 また、内的事象において、放射性物質を内包する液体の移送配管の全周破断で液体状の放射性物質の保持機能が機能喪失し漏えいが発生するが、設計基準対象の施設により漏えいを停止し漏えい液を回収することで事象を収束できることから、事故の発生は想定されない。その他の内的事象においては、保持機能の喪失は考えられないことから事故の発生は想定されない。 気体状の放射性物質の閉じ込め機能（放出経路維持機能、放射性物質の捕集及び浄化機能並びに排気機能）の機能喪失は、外的事象（地震及び火山の影響）を想定した場合、排風機、廃ガス洗浄器へ水を供給するポンプ等の直接的な機能喪失、電源喪失による間接的な機能喪失により閉じ込め機能が喪失するが、工程停止により放射性物質の気相への移行量が減少し、放射性物質の放出が抑制されることから事故の発生は想定されない。 内的事象として、長期間にわたり全交流動力電源が喪失した場合も、外的事象と同様に工程が停止することから事故の発生は想定されない。また、動的機器の多重故障の場合は、当該系統の異常を検知し、工程を停止した上で遠隔換気設備（セルからの排気系、再燃のおそれのある区域からの排気系）により代替排気を行うことから事故の発生は想定されない。以上より放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。						第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一	
3	再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するため、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
4	重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
5	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対応を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対応を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
6	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものとの外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと同型のものがあり、以下のとおり分類する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は内的事象を要因としてのみ発生する臨界事故に発生するための設備及び有機な分解反応)に発生するための設備並びにこれらの機能を発揮するために必要なユーティリティ設備(以下、「内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備」という。)と内的事象及び外的事象を要因として発生する冷却機能の喪失により発生する蒸気発生器に発生するための設備。放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備及び使用済燃料貯蔵庫の冷却等のための設備並びにこれらの機能を発揮するために必要なユーティリティ設備(以下、「外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備」という。)について、それぞれに常設のものと同型のものがあり、以下のとおり分類する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設を有するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。	定義	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 a. 常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設を有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	定義	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 c. 可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査にあたっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国際規格及び基準によるものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査にあたっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国際規格及び基準によるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	重大事故等対処設備の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通気連絡路、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な依拠の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通気連絡路、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な依拠の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	9.2.2 多様性、位置的分散等 重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設的设计において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針	【2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針】 重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設的设计において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針	【2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針】 共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高雷、降水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を想定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針	【2.3.1 基本方針】 共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高雷、降水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を想定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を想定する。故意による大型航空機の衝突その他のプログラムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針	【2.3.1 基本方針】 共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を想定する。故意による大型航空機の衝突その他のプログラムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種用、E施設共用)				第3Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2コアエリア建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものとの外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと同型のものがあり、以下のとおり分類する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は内的事象を要因としてのみ発生する臨事事故に対処するための設備及び有機溶媒等による火災又は爆発（TBR等の液体の急激な分解反応）に対処するための設備並びにこれらの機能を発揮するために必要なユーティリティ設備（以下、「内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備」という。）と内的事象及び外的事象を要因として発生する臨事事故による火災及び爆発に起因する重大事故等に対処するための設備、放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備並びにこれらの機能を発揮するために必要なユーティリティ設備（以下、「外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備」という。）について、それぞれに常設のものと同型のものがあり、以下のとおり分類する。						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
7	常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。	定義	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 a. 常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。 b. また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
8	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	定義	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 c. 可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
9	重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査にあたっては、現行国内法規に基づき規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国際規格及び基準によるものとする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査にあたっては、現行国内法規に基づき規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国際規格及び基準によるものとする。						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
10	重大事故等対処設備の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領に依り、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備の維持管理に重大事故等対処設備は、保安規定に基づく要領に依り、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係る設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないもの）で、特別な工事を要さないものに「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
11	9.2.2 多様性、位置的分散等 重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針	【2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針】 重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
12	共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、強度、放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針	【2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針】 共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、強度、放射線及び荷重を考慮する。						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
13	共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高風、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針	【2.3.1 基本方針】 共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高風、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
14	共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮する。放射線による大気航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針	【2.3.1 基本方針】 共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮する。 放射線による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
15	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針	【2.3.1 基本方針】 共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象として地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針	【2.3.1 基本方針】 共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象として地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	(1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備については可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とするか、又は健全性を確保する設計とする。 また、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、共通要因によって機能が損なわれる場合には代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	常設重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地盤」による損傷の防止、「3.2 津波」による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支保性能に係る基本方針」に基づき地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「IV 耐震性に関する説明書」、「VI-1-1-7 津波への配慮に関する説明書」及び「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地盤を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.7 地盤を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地盤を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、本資料の「9.2.7 地盤を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する場合と使用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 また、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、共通要因によって機能が損なわれる場合には代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種用、E施設共用)					第3Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティA建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類
15	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針	【2.3.1 基本方針】 共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
16	共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象として地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針	【2.3.1 基本方針】 共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象として地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
17	(1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備については可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。又は健全性を確保する設計とする。また、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、共通要因によって機能が損なわれる場合には代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれを適切に組み合わせることで、その機能を確保する設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一	
18	重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における圧力、温度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における圧力、温度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
19	常設重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地盤による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「IV 耐震性に関する説明書」、「IV-1-1-1 津波への配慮に関する説明書」及び「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
20	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地盤を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.7 地盤を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地盤を要因とする重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、本資料の「2.7 地盤を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
21	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と使用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれを適切に組み合わせることで、その機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 また、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、共通要因によって機能が損なわれる場合には代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれを適切に組み合わせることで、その機能を確保する設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
22	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	また、溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る。また、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言 (評語要求)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 また、溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、溢水による浸水、浸水、蒸気の放出、化学薬品漏えい及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断による浸水、被覆、火災による損傷により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることを考慮し、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る。また、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせること、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 また、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、共通要因によって機能が損なわれる場合には代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 また、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、共通要因によって機能が損なわれる場合には代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	常設重大事故等対処設備は、風 (台風)、竜巻、凍結、高雷、降水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針 (常設重大事故等対処設備)】 常設重大事故等対処設備は、風 (台風)、竜巻、凍結、高雷、降水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等、損傷防止措置又はこれらを適切に組み合わせること、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 また、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、共通要因によって機能が損なわれる場合には代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種屋、E施設共用)					第3Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
23	また、漏水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は漏水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 また、漏水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏水による浸水、排水、蒸気の流出、化学薬品漏えい及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断による浸液、被液、火災による熱損傷により同じ機能を有する設備と同時に機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は漏水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。						第2Gr (主要4種屋、E施設共用) と同一	
24	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、漏水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 また、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、共通要因によって機能が損なわれる場合には代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。						第2Gr (主要4種屋、E施設共用) と同一	
25	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。							第2Gr (主要4種屋、E施設共用) と同一
26	常設重大事故等対処設備は、風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、地害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3 多様性、位置的分散等 2.3.1 基本方針 (常設重大事故等対処設備)】 常設重大事故等対処設備は、風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、地害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。							第2Gr (主要4種屋、E施設共用) と同一
27	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等、損傷防止措置又はこれらを適切に組み合わせることで重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 また、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、共通要因によって機能が損なわれる場合には代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。							第2Gr (主要4種屋、E施設共用) と同一
28	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。							第2Gr (主要4種屋、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
29	森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための可燃型重大事故等対処設備を確保しているものは、可燃型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、損傷防止措置として消防車による事前放水による延焼防止の措置により機能を維持する設計とする。消防車により事前に放水することについては保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分数等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分数等 2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 森林火災に対して外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、当該常設重大事故等対処設備が重大事故等時に求められる機能と同じ機能を有する可燃型重大事故等対処設備を確保しているものは、可燃型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、損傷防止措置として消防車による事前放水による延焼防止の措置により機能を維持する設計とする。消防車により事前に放水することについては保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して、回転羽の損傷により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分数等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分数等 2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して、回転羽の損傷により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内的発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと。関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせること、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分数等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分数等 2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 また、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、共通原因によって機能損がなされる場合には代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと。関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと。関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (多様性、位置的分数等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分数等 2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと。関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響 (降下火砕物による積載荷重)、積雪に対して、損傷防止措置として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分数等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分数等 2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響 (降下火砕物による積載荷重)、積雪に対して、損傷防止措置として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34	周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分数等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分数等 2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。 ただし、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については、「2.5 環境条件等」に示す。また、常設重大事故等対処設備の機能と多様性、独立性、位置的分数を考慮する設備を「3.系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	(2) 可燃型重大事故等対処設備 可燃型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通原因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通原因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分数を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分数等 (可燃型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分数等 2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (2)可燃型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (2) 可燃型重大事故等対処設備】 可燃型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通原因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通原因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分数を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	また、可燃型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分数等 (可燃型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分数等 2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (2)可燃型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (2) 可燃型重大事故等対処設備】 また、可燃型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	重大事故等における条件に対して可燃型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における重量、圧力、温度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分数等 (可燃型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分数等 2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (2)可燃型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分数等に関する設計方針 (2) 可燃型重大事故等対処設備】 重大事故等における条件に対して可燃型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における重量、圧力、温度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種別、E施設共用)					第3Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区①) 第2コアエリア(建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表
29	森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための可燃型重大事故等対処設備を確保しているものは、可燃型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、損傷防止措置として消防車による事前放水による延焼防止の措置により機能を維持する設計とする。消防車により事前に放水することについては保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】</p> <p>森林火災に対して外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備であって、当該常設重大事故等対処設備が重大事故等時に求められる機能と同じ機能を有する可燃型重大事故等対処設備を確保しているものは、可燃型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。また、損傷防止措置として消防車による事前放水による延焼防止の措置により機能を維持する設計とする。消防車により事前に放水することについては保安規定に定めて、管理する。</p>						第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一
30	周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して、回転羽の損傷により飛散物を発生させる回転機について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して、回転羽の損傷により飛散物を発生させる回転機について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。</p>						第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一
31	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせること、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】</p> <p>また、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。</p>						第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一
32	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p>						第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一
33	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響 (降下火砕物による積載荷重)、積雪に対して、損傷防止措置として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響 (降下火砕物による積載荷重)、積雪に対して、損傷防止措置として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する設計とする。</p>						第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一
34	周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及の影響によって機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1)常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (1) 常設重大事故等対処設備】</p> <p>周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及の影響によって機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件となる事象となる事象に関する健全性については、「2.5 環境条件等」に示す。また、常設重大事故等対処設備の機能は多様性、独立性、位置的分散を考慮する設備を「3.系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。</p>					第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一	
35	(2) 可燃型重大事故等対処設備 可燃型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可燃型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可燃型重大事故等対処設備】</p> <p>可燃型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p>						第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一
36	また、可燃型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は事故による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可燃型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可燃型重大事故等対処設備】</p> <p>また、可燃型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は事故による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p>						第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一
37	重大事故等における条件に対して可燃型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可燃型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可燃型重大事故等対処設備】</p> <p>重大事故等における条件に対して可燃型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p>						第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可搬型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 地盤による共通要因故障の特性は、設備等に発生する地震力 (設備が設置される地盤や建物の影響によって発生する地震力は異なる。) 又は地盤による低衝撃クラス設備からの波及的影響により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に陥ることであることから、屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の措置をするともに、「3.1 地盤による損傷の防止」の地盤により生じる敷地下部面のすべり、液状化又は揺り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない積載の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可搬型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の措置をするとともに、「IV 耐震性に関する説明書」の地盤により生じる敷地下部面のすべり、液状化又は揺り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない積載の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	また、設計基準より厳しい条件の要因となる内外的事象のうち地震に対して、地盤を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を維持する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可搬型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 また、設計基準より厳しい条件の要因となる内外的事象のうち地震に対して、地盤を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を維持する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可搬型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「VI-1-1-7 津波への配慮に関する説明書」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可搬型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43	溢水、化学薬品漏えい、火災、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内外的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可搬型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 溢水、化学薬品漏えい、設計基準より厳しい条件の要因となる内外的事象の配管の全周破断、火災及び内部発生飛散物による共通要因故障の特性は、「溢水による浸水被水及び蒸気の湧出」、「化学薬品漏えい及び設計基準より厳しい条件の要因となる内外的事象の配管の全周破断による浸液及び被液」、「火災による熱損傷」、「内部発生飛散物」による当該設備及び機器の高速回転機能の回転軸の損壊による飛散物」により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであるから、溢水、化学薬品漏えい、設計基準より厳しい条件の要因となる内外的事象の配管の全周破断、火災、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
44	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風 (台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、雷害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可搬型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風 (台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、雷害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種用、E施設共用)					第3Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コアエリアティ建物に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
38	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可燃型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可燃型重大事故等対処設備】</p> <p>地盤による共通要因故障の特性は、設備等に発生する地盤力(設備が設置される地盤や建物の影響によって設備等が発生する地盤力は異なる。)又は地盤による低耐震クラス設備からの波及的影響により同一機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備は、「IV-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一	
39	屋外に保管する可燃型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の措置をするとともに、「3.1 地盤による損傷の防止」の地盤により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可燃型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可燃型重大事故等対処設備】</p> <p>屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の措置をするとともに、「IV 耐震性能に関する説明書」の地盤により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一	
40	また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地盤に対して、地盤を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可燃型重大事故等対処設備は、「2.7 地盤を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可燃型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可燃型重大事故等対処設備】</p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地盤に対して、地盤を要因とする重大事故等時に機能を期待する可燃型重大事故等対処設備は、「2.7 地盤を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p>							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
41	津波に対して可燃型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可燃型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可燃型重大事故等対処設備】</p> <p>津波に対して可燃型重大事故等対処設備は、「VI-1-1-7 津波への配慮に関する説明書」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。</p>							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
42	火災に対して可燃型重大事故等対処設備は、「9.2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可燃型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可燃型重大事故等対処設備】</p> <p>火災に対して可燃型重大事故等対処設備は、「2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。</p>							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
43	溢水、化学薬品漏えい、火災、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可燃型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可燃型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可燃型重大事故等対処設備】</p> <p>溢水、化学薬品漏えい、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断による浸液及び溢水、「化学薬品漏えい」及び「設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断による浸液及び溢水」の配管による浸液、「内部発生飛散物による当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物」により同一機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであるから、溢水、化学薬品漏えい、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断、火災、内部発生飛散物に対して可燃型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p>						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一	
44	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、洪水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、電害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	基本方針 (可燃型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可燃型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可燃型重大事故等対処設備】</p> <p>屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、雷害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、電害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p>						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
45	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリストに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建物の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリストに対して、風 (台風)、竜巻、雷害、生物学的事象、森林火災、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発及び航空機落下による共通要因の特性が、「風 (台風) による風圧力」、「竜巻による荷重 (風圧力、気圧差、飛来物の衝撃荷重)」、「雷害による雷撃電流」、「生物学的事象による病原体及び菌類」、「森林火災、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災及び爆発による輻射熱による熱損傷及びばい煙」、「航空機落下による衝突荷重」により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に陥ることであるから、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建物の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
46	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風 (台風)、竜巻、雷害、降雹、降雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、有毒ガス、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風 (台風)、竜巻、雷害、降雹、降雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48	ただし、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響 (降下火砕物による積載荷重)、積雪に対しては、損傷防止措置として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 ただし、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響 (降下火砕物による積載荷重)、積雪に対しては、損傷防止措置として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する設計とする。 なお、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については、「2.5 危険条件等」に示す。また、可搬型重大事故等対処設備の機能と多様性、独立性、位置的分散を考慮する設備を「3. 系統施設」の設計上の考慮」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49	(3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 (建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50	接続口は、重大事故等における条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。また、建屋等内の適切に隣接した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。また、重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 多様性、位置的分散等 2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 接続口は、重大事故等における条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。また、建屋等内の適切に隣接した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。また、重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種用、E施設共用)					第3Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コアタイプビル建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表
45	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、風（台風）、竜巻、雷害、生物学的事象、森林火災、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>「竜巻による荷重（風圧力、気圧差、飛来物の衝撃荷重）」、「雷害による雷電流」、「生物学的事象による地絡及び短絡」、「森林火災、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災及び爆発による輻射熱による熱損傷及びばい煙」、 「航空機客室による衝撃荷重」により同一機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであるから、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>	第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
46	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保する設計とする。</p>	第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
47	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、雷害、凍結、高湿、降水、積雪、薄雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、崖害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、雷害、凍結、高湿、降水、積雪、薄雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、崖害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p>	第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
48	ただし、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響（落下火砕物による積載荷重）、積雪に対しては、損傷防止増量として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2)可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 ただし、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響（落下火砕物による積載荷重）、積雪に対しては、損傷防止増量として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する設計とする。</p> <p>なお、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については、「2.5 環境条件等」に示す。また、可搬型重大事故等対処設備の機能と多様性、独立性、位置的分散を考慮する設備を「3.系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。</p>	第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
49	(3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口、建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 ・建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p>	第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
50	接続口は、重大事故等における条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。また、重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 ・接続口は、重大事故等における条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。また、重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。</p>	第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
51	地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針		基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52	地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地盤による振動の防止」、「5. 津波による振動の防止」及び「5. 火災等による振動の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53	漏水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、漏水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針		基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54	接続口は、風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55	接続口は、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び地震による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地盤を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は、「9.2.7 地盤を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種用、E施設共用)					第3Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コアタイプA型建物に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表
51	地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】</p> <p>地震に対して接続口は、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。</p>						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
52	地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地盤による損傷の防止」、「5.3 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】</p> <p>地震、津波及び火災に対しては、「IV 耐震性に関する説明書」、「VI-1-1-7 津波への配慮に関する説明書」及び「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。</p>						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
53	漏水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、漏水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】</p> <p>漏水、化学薬品漏えい及び火災による共通要因の特性は、「漏水による浸水、被水及び蒸気の流出」、「化学薬品漏えいによる浸水及び蒸気」、「火災による燃焼」により同時に接続することができなくなるから、漏水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、漏水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p>						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
54	接続口は、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】</p> <p>接続口は、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p>						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
55	接続口は、複数のアクセスルートを経由して自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】</p> <p>接続口は、複数のアクセスルートを経由して自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、風(台風)、電巻、落雷、生物学的事象、森林火災、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災及び爆発による輻射熱による熱損傷、ばい塵」、「航空機落下による衝突衝撃」により同時に接続することができなくなるから、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。</p>						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
56	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地盤を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は、「9.2.7 地盤を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.3 多様性、位置的分散等</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p>	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地盤を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は、「2.7 地盤を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p>						第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
57	接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることと防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることと防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) に対して健全性を確保する設計とする。 なお、重大事故等における条件、自然現象、人為的誤作動等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については、常設重大事故等対処設備として、「2.5 環境条件等」に示す。 また、接続口を異なる複数の場所に設置することに対しては「別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
58	9.2.3 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備 (安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。) に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (悪影響防止)	【2.4 悪影響防止 2.4.1 基本方針】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備 (安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。) に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
59	重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響 (電氣的な影響を含む。) により、内部発生飛散物による影響並びに電害により飛散物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (悪影響防止)	【2.4 悪影響防止 2.4.1 基本方針】 重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響 (電氣的な影響を含む。) により、内部発生飛散物による影響並びに電害により飛散物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60	系統的な影響について重大事故等対処設備は、非等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から非等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (悪影響防止)	【2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針】 系統的な影響について重大事故等対処設備は、非等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から非等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61	また、可搬型放水機については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (悪影響防止)	【2.4 悪影響防止 2.4.1 基本方針】 また、可搬型放水機については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
62	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (悪影響防止)	【2.4 悪影響防止 2.4.1 基本方針】 重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。他の設備に悪影響を及ぼさないことの設計方針については「VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
63	電害による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (悪影響防止)	【2.4 悪影響防止 2.4.1 基本方針】 電害による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 なお、電害に対する固縛等の措置については、「2.5 環境条件等」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件 (重大事故等に対処するために必要な機能) を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (悪影響防止)	【2.4 悪影響防止 2.4.1 基本方針】 重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件 (重大事故等に対処するために必要な機能) を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)					第3 Gr					
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)
57	接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	<p>【2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】</p> <p>接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>なお、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については、常設重大事故等対処設備として、「2.5 環境条件等」に示す。</p> <p>また、接続口を異なる複数の場所に設置することに対しては「別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</p>	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一					
58	9.2.3 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	<p>【2.4 悪影響防止 2.4.1 基本方針】</p> <p>重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一					
59	重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電氣的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに電磁により飛散物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	<p>【2.4 悪影響防止 2.4.1 基本方針】</p> <p>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電氣的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに電磁により飛散物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一					
60	系統的な影響について重大事故等対処設備は、非等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から非等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して系統で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	<p>【2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針】</p> <p>系統的な影響について重大事故等対処設備は、非等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から非等の操作によって重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して系統で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一					
61	また、可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合酸精製建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	<p>【2.4 悪影響防止 2.4.1 基本方針】</p> <p>また、可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合酸精製建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一					
62	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	<p>【2.4 悪影響防止 2.4.1 基本方針】</p> <p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。他の設備に悪影響を及ぼさないことの設計方針については「VE-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。</p>	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一					
63	電磁による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、電磁を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて図等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	<p>【2.4 悪影響防止 2.4.1 基本方針】</p> <p>電磁による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、電磁を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて図等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。なお、電磁に対する図等の措置については、「2.5 環境条件等」に示す。</p>	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一					
64	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するための必要機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	<p>【2.4 悪影響防止 2.4.1 基本方針】</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するための必要機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。</p>	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
65	9.2.4 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を策定するために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66	「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。	定義	基本方針 (常設重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
67	常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とする。設備の機能、信頼度を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
69	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70	常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
71	一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
72	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
73	「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンプ容量、計測器の計測範囲等とする。	定義	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
74	可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とする。設備の機能、信頼度を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
75	可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
76	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数 (必要数) に加え、予備として設備時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
77	また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設モードに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するボースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
78	可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾涸、放射線分解により発生する水素による爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、安全上重要な施設的安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
79	ただし、安全上重要な施設的安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80	また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
81	可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)		基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
82	9.2.5 環境条件等 (1) 環境条件 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するもの、外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における風速、圧力、温度、放射線及び振動を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。また、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (環境条件)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
						【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備は、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における風速、圧力、温度、放射線及び振動を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。また、操作が可能な設計とする。										

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 種層、E施設共用)					第3 Gr								
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更②)	申請対象設備 (2 項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	9.2.4 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を策定するために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
66	「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。	定義	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
67	常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とする。設備の機能、信頼度を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
68	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
69	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じた必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
70	常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
71	一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
72	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
73	「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンプ容量、計測器の計測範囲等とする。	定義	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
74	可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とする。設備の機能、信頼度を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
75	可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
76	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数 (必要数) に加え、予備として設備時のバックアップ及び検保等による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
77	また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に對し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するボースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一						
78	可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾涸、放射線分解により発生する水素による爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に對処する設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
79	ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
80	また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
81	可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一							
82	9.2.5 環境条件等 (1) 環境条件 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に對処するもの、外的事象を要因とする重大事故等に對処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、流量、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。また、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件		【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備は、内的事象を要因として発生する重大事故等に對処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に對処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、流量、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計するとともに、操作が可能な設計とする。	第2 Gr (主要4 種層、E施設共用) と同一						

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
83	重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、濃度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (2) 重大事故等における条件の影響	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、濃度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響並びに設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。</p> <p>【2.5.1 基本方針 (2) 重大事故等における条件の影響】</p> <p>(a) 圧力による影響 重大事故等への対処に必要な水、空気、硝酸ガドリニウムを供給する系統を構成する重大事故等対処設備及び重大事故等の発生に伴い気相中へ移行する放射性物質を内包する重大事故等対処設備は、以下に示す内部流体圧力において機能を損なわない設計とする。内部流体圧力に対する常設重大事故等対処設備の耐環境性については後述する「(b) 温度及び湿度による影響」の内部流体温度と合わせて「V 強度及び耐食性に関する説明書」に示す。</p> <p>以下の項目において系統ごとに値を記載する。 1) 臨界事故の拡大を防止するための設備 2) 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備 3) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 4) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 5) 使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のための設備 上記以外の重大事故等対処設備は、重大事故等の発生による環境の変化を考慮し以下に示す環境温度及び湿度にて機能を損なわない設計とする。環境湿度及び温度については、設備の設置場所ごとに重大事故等発生時に到達する最高値とし、以下のとおり設定する。以下の項目において値を記載する。 1) 臨界事故の拡大を防止するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 2) 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 3) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 4) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 5) 使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 6) 重大事故等対処設備 (建屋外)</p> <p>(b) 温度及び湿度による影響 重大事故等への対処に必要な水、空気、硝酸ガドリニウムを供給する系統を構成する重大事故等対処設備及び重大事故等の発生に伴い気相中へ移行する放射性物質を内包する重大事故等対処設備は、以下に示す内部流体温度にて機能を損なわない設計とする。内部流体温度に対する常設重大事故等対処設備の耐環境性については前述の「(a) 圧力による影響」の内部流体圧力と合わせて「V 強度及び耐食性に関する説明書」に示す。また、有機溶媒の揮発は100%を設定する。</p> <p>以下の項目において系統ごとに値を記載する。 1) 臨界事故の拡大を防止するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 2) 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 3) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 4) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 5) 使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 6) 重大事故等対処設備 (建屋外)</p> <p>(c) 放射線による影響 重大事故等対処設備は、重大事故等の発生時に想定される放射線にて機能を損なわない設計とする。放射線については、設備の設置場所ごとに重大事故等発生時に到達する最大線量とし、設置場所ごとの放射線量に対して、遮蔽等の効果を考慮して、機能を損なわない材料、構造、原理等を用いる設計とする。以下の項目において値を記載する。 1) 臨界事故の拡大を防止するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 2) 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 3) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 4) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 5) 使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 6) 重大事故等対処設備 (建屋外)</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)					第3 Gr					
			説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1 項変更④)	申請対象設備 (2 項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コアエリア建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事
83	重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響並びに設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。</p> <p>【2.5.1 基本方針 (2) 重大事故等における条件の影響】 (a) 圧力による影響 重大事故等への対処に必要な水、空気、硝酸ガドリニウムを供給する系統を構成する重大事故等対処設備及び重大事故等の発生に伴い気相中へ移行する放射性物質を内包する重大事故等対処設備は、以下に示す内部流体圧力において機能を損なわない設計とする。内部流体圧力に対する常設重大事故等対処設備の耐環境性については後述する。(b) 温度及び湿度による影響 「V」強度及び耐食性に関する説明書」に示す。 以下の項目において系統ごとに値を記載する。 1) 臨界事故の拡大を防止するための設備 2) 冷却機能の喪失による蒸発原因に対処するための設備 3) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 4) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 5) 使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のための設備 上記以外の重大事故等対処設備は、重大事故等の発生による環境の変化を考慮した環境圧力が建屋内は大気圧相当、屋外は大気圧であり、大気圧にて機能を損なわない設計とする。 (b) 温度及び湿度による影響 重大事故等への対処に必要な水、空気、硝酸ガドリニウムを供給する系統を構成する重大事故等対処設備及び重大事故等の発生に伴い気相中へ移行する放射性物質を内包する重大事故等対処設備は、以下に示す内部流体温度にて機能を損なわない設計とする。内部流体温度に対する常設重大事故等対処設備の耐環境性については前述の「(a) 圧力による影響」の内部流体圧力と合わせて「V」強度及び耐食性に関する説明書」に示す。また、内部流体の湿度は100%を設定する。 以下の項目において系統ごとに値を記載する。 1) 臨界事故の拡大を防止するための設備 2) 冷却機能の喪失による蒸発原因に対処するための設備 3) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 4) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 5) 使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のための設備 6) 重大事故等対処設備 (建屋外) (c) 放射線による影響 重大事故等対処設備は、重大事故等の発生時に想定される放射線にて機能を損なわない設計とする。放射線については、設備の設置場所ごとに重大事故等発生時に到達する最大線量とし、設置場所ごとの放射線量に対して、遮蔽等の効果を考慮して、機能を損なわない材料、構造、設置等を用いる設計とする。以下の項目において値を記載する。 1) 臨界事故の拡大を防止するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 2) 冷却機能の喪失による蒸発原因に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 3) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 4) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 5) 使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のために使用する重大事故等対処設備 (建屋内) 6) 重大事故等対処設備 (屋外)</p>	<p>第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用) と同一</p>					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
84	荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連続して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸気圧力及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象(地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響)による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連続して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸気圧力及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。 【2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響】 (a)常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備については、自然現象のうち、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。 (b)可搬型重大事故等対処施設 可搬型重大事故等対処施設については、自然現象のうち、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
85	自然現象については、重大事故等発生時の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等発生時の重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高潮、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 自然現象については、重大事故等発生時の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等発生時の重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高潮、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
86	自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響 (c) 荷重の組み合わせ	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。 【2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響 (c) 荷重の組み合わせ】 自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響をそれぞれに対し、以下の組み合わせを考慮する。 イ、地震と風(台風) ロ、地震と積雪 ハ、風(台風)と積雪 ニ、風(台風)と火山の影響 ホ、竜巻と積雪 ヘ、積雪と火山の影響 「イ、地震と風(台風)」及び「ロ、地震と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については、「IV-1-1-1 再処理施設の耐震性に関する説明書」に示す。また、評価条件及び評価結果を「IV-2 再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。 「ハ、風(台風)と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については、「VI-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に示す。ただし、風(台風)と積雪の組み合わせは、竜巻と積雪の組み合わせに包含されるため、竜巻と積雪の重ね合わせに関する評価条件及び評価結果を「VI-1-1-2-5 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書」に示す。 「ニ、風(台風)と火山の影響」及び「ヘ、積雪と火山の影響」の荷重の組み合わせの考え方については、「VI-1-1-3 火山への配慮に関する説明書」に示す。また、評価条件及び評価結果を「VI-1-1-3-5 火山への配慮が必要な施設の強度計算書」に示す。 「ホ、竜巻と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については、「VI-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書」に示す。また、評価条件及び評価結果を「VI-1-1-2-5 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書」に示す。 また、竜巻と地震、竜巻と火山及び地震と火山の影響の組み合わせを考慮しないことについては、「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種別、E施設共用)					第3Gr					
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)
84	荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連続して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸気乾留及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象(地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響)による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連続して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸気乾留及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。 【2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響】 【2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響】 常設重大事故等対応設備については、自然現象のうち、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。 (b)可搬型重大事故等対応施設 可搬型重大事故等対応設備については、自然現象のうち、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。	第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一				
85	自然現象については、重大事故等発生時の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対応設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する対応余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対応設備に影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高潮、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 自然現象については、重大事故等発生時の敷地及びその周辺での発生可能性、重大事故等対応設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する対応余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対応設備に影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高潮、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一				
86	自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響 (c) 荷重の組み合わせ	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。 【2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響 (c) 荷重の組み合わせ】 自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響のそれぞれに対し、以下の組み合わせを考慮する。 イ、地震と風(台風) ロ、地震と積雪 ハ、風(台風)と積雪 ニ、風(台風)と火山の影響 ホ、竜巻と積雪 ヘ、積雪と火山の影響 「イ、地震と風(台風)」及び「ロ、地震と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については、「IV-1-1-1 再処理施設の耐震性に関する説明書」に示す。また、評価条件及び評価結果を「IV-2 再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。 「ハ、風(台風)と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については、「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象による損傷の防止に関する説明書」に示す。ただし、風(台風)と積雪の組み合わせは、竜巻と積雪の重ね合わせに包摂されるため、竜巻と積雪の重ね合わせに関する評価条件及び評価結果を「VI-1-1-2-5 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書」に示す。 「ニ、風(台風)と火山の影響」及び「ヘ、積雪と火山の影響」の荷重の組み合わせの考え方については、「VI-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書」に示す。また、評価条件及び評価結果を「VI-1-1-1-3 火山への配慮が必要な施設等の強度計算書」に示す。 「ホ、竜巻と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については、「VI-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書」に示す。また、評価条件及び評価結果を「VI-1-1-2-5 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書」に示す。 また、竜巻と地震、竜巻と火山及び地震と火山の影響の組み合わせを考慮しないことについては、「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象による損傷の防止に関する説明書」に示す。	第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
87	人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時重大事故等対処設備に影響を与えおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を特定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 人為事象としては、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮し、その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、化学物質の漏えい及び電磁的障害を特定する。 航空機落下については再処理施設への航空機の落下確率が十分低いこと、有毒ガスについては六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスが重大事故等対処設備の機能に及ぼす影響を及ぼすことは考えられないこと、近隣工場等の火災については火災源となる石油備蓄基地から危険距離以上の距離を確保すること、爆発についてはMOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫からの隣隔距離を確保することから、環境条件としての考慮は不要である。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
88	重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準より厳しい条件の要因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、火山の影響 (降下火砕物による積載荷重) を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、火山の影響 (降下火砕物による積載荷重) を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
89	また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
90	周辺機器等からの影響としては、地震、火災、漏水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生機動物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 周辺機器等からの影響としては、地震、火災、漏水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生機動物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
91	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所 (使用場所) に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所 (使用場所) に応じた耐環境性を有する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
92	常設重大事故等対処設備のうち、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びりん酸ニブチル (以下「TBP」という。) 又はその分解生成物であるりん酸ニブチル、りん酸一ブチル (以下「TBP等」という。) と硝酸、硝酸ウラン又は硝酸プルトニウムの錯体 (以下「TBP等錯体」という。) による急激な分解反応の発生を想定する機能については、瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備のうち、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びりん酸ニブチル (以下「TBP」という。) 又はその分解生成物であるりん酸ニブチル、りん酸一ブチル (以下「TBP等」という。) と硝酸、硝酸ウラン又は硝酸プルトニウムの錯体 (以下「TBP等錯体」という。) による急激な分解反応の発生を想定する機能については、瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
93	使用済燃料貯蔵庫における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵庫内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 使用済燃料貯蔵庫における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵庫内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
94	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重への具体的な設計方針は「(2) 重大事故等における条件の影響」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用)					第3 Gr					
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事
87	人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生のおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を想定する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 人為事象としては、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮し、その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生のおそれのある事象として、化学物質の漏えい及び電磁的障害を想定する。</p> <p>航空機落下については再処理施設への航空機の落下確率が十分低いこと、有線芽虫についてはバクテリオファグ工場から漏えいする有毒ガスが重大事故等対処設備の機能に重大影響を及ぼすことは考えられないこと、近隣工場等の火災については火災源となる石油貯蔵基地から危険距離以上の距離を確保すること、爆発についてはMOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫からの隔離距離を確保することから、環境条件としての考慮は不要である。</p>	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一				
88	重大事故等の原因となるおそれとなる設計基準より厳しい条件の原因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、火山の影響(落下火砕物による積載荷重)を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 設計基準より厳しい条件の原因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、火山の影響(落下火砕物による積載荷重)を考慮する。</p>	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一				
89	また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。</p>	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一				
90	周辺機器等からの影響としては、地震、火災、漏水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件】 周辺機器等からの影響としては、地震、火災、漏水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p>	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一				
91	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。</p>	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一				
92	常設重大事故等対処設備のうち、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びりん酸二ブチル(以下「T B P」という。)又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブチル(以下「T B P等」という。)と硝酸、硝酸ワニス又は硝酸アルミニウムの結体(以下「T B P等の結体」という。)による急激な分解反応の発生を想定する機能については、瞬間的に上昇する内部液体温度及び内部液体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備のうち、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びりん酸二ブチル(以下「T B P」という。)又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブチル(以下「T B P等」という。)と硝酸、硝酸ワニス又は硝酸アルミニウムの結体(以下「T B P等の結体」という。)による急激な分解反応の発生を想定する機能については、瞬間的に上昇する内部液体温度及び内部液体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一				
93	使用済燃料貯蔵庫における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 使用済燃料貯蔵庫における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。</p>	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一				
94	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、濃度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、濃度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>・想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重への具体的な設計方針は、「(2) 重大事故等における条件の影響」に示す。</p>	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
95	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
96	地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 地震に対して常設重大事故等対処設備は、「IV 耐震性に関する説明書」に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
97	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
98	地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの放射的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (環境条件 a. 常設重大事故等対処設備)】 地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺からの放射的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
99	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
101	溜水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溜水量及び化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、防水防護及び被覆防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 溜水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溜水量及び化学薬品漏えいに対して、機能を損なわない高さへの設置、防水防護及び被覆防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 想定する溜水及び化学薬品の漏えいによる影響に対して機能を損なわないとする評価等の設計方針については、後述の溜水評価及び化学薬品漏えい評価を示す申請書において示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
102	火災に対して常設重大事故等対処設備は、「8. 火災による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 火災に対して常設重大事故等対処設備は、「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
103	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溜水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせること、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、溜水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせること、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
104	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
105	津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 津波に対して常設重大事故等対処設備は、「VI-1-1-7 津波への配慮に関する説明書」に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2コアエリア建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類
95	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
96	地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】地震に対して常設重大事故等対処設備は、「IV 耐震性に関する説明書」に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
97	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
98	地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの放射的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの放射的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
99	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
100	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
101	漏水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する漏水量及び化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、防水防護及び液滴防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】漏水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する漏水量及び化学薬品漏えいに対して、機能を損なわない高さへの設置、防水防護及び液滴防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
102	火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】火災に対して常設重大事故等対処設備は、「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
103	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、漏水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせること、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、漏水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせること、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
104	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
105	津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】津波に対して常設重大事故等対処設備は、「VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書」に基づく設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
106	室内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び関連に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	書類宣言 (評価要求)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 室内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び関連に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
107	屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び落下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	書類宣言 (評価要求)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (環境条件、常設重大事故等対処設備) 方針】 屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び落下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
108	凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	書類宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 凍結に対して室内の常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する最低気温を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 高温に対して室内の常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する最高気温を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 降水に対して室内の常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する日最大1時間降水量を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とし、屋外の常設重大事故等対処設備は、防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
109	ただし、内的事象を要因とする重大事故等への対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と使用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。	書類宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等への対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (環境条件、常設重大事故等対処設備)】 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
111	停電に対して全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等への対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。	書類宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 停電に対して全交流電源喪失を要因とせず発生する重大事故等への対処する常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-3 停電への対応に関する説明書」にて設定する最大雷撃電圧を考慮し、全交流電源喪失を要因とせず発生する重大事故等への対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種別、E施設共用)					第3Gr					
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建物に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事
106	<p>屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分庫建屋、積炭建屋、クラウン・フルトニウム混合脱硝建屋、高圧ヘム電液ガス固化建屋、使用済燃料受け入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び関連に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>書類宣言 (評価要求)</p>	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 【別設工認①】 【別設工認②】 【別設工認③】 【別設工認④】 【別設工認⑤】 【別設工認⑥】 【別設工認⑦】 【別設工認⑧】 【別設工認⑨】 【別設工認⑩】 【別設工認⑪】 【別設工認⑫】 【別設工認⑬】 【別設工認⑭】 【別設工認⑮】 【別設工認⑯】 【別設工認⑰】 【別設工認⑱】 【別設工認⑲】 【別設工認⑳】 【別設工認㉑】 【別設工認㉒】 【別設工認㉓】 【別設工認㉔】 【別設工認㉕】 【別設工認㉖】 【別設工認㉗】 【別設工認㉘】 【別設工認㉙】 【別設工認㉚】 【別設工認㉛】 【別設工認㉜】 【別設工認㉝】 【別設工認㉞】 【別設工認㉟】 【別設工認㊱】 【別設工認㊲】 【別設工認㊳】 【別設工認㊴】 【別設工認㊵】 【別設工認㊶】 【別設工認㊷】 【別設工認㊸】 【別設工認㊹】 【別設工認㊺】 【別設工認㊻】 【別設工認㊼】 【別設工認㊽】 【別設工認㊾】 【別設工認㊿】</p>	<p>第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一</p>				
107	<p>屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>書類宣言 (評価要求)</p>	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (環境条件、常設重大事故等対処設備)】 【別設工認①】 【別設工認②】 【別設工認③】 【別設工認④】 【別設工認⑤】 【別設工認⑥】 【別設工認⑦】 【別設工認⑧】 【別設工認⑨】 【別設工認⑩】 【別設工認⑪】 【別設工認⑫】 【別設工認⑬】 【別設工認⑭】 【別設工認⑮】 【別設工認⑯】 【別設工認⑰】 【別設工認⑱】 【別設工認⑲】 【別設工認⑳】 【別設工認㉑】 【別設工認㉒】 【別設工認㉓】 【別設工認㉔】 【別設工認㉕】 【別設工認㉖】 【別設工認㉗】 【別設工認㉘】 【別設工認㉙】 【別設工認㉚】 【別設工認㉛】 【別設工認㉜】 【別設工認㉝】 【別設工認㉞】 【別設工認㉟】 【別設工認㊱】 【別設工認㊲】 【別設工認㊳】 【別設工認㊴】 【別設工認㊵】 【別設工認㊶】 【別設工認㊷】 【別設工認㊸】 【別設工認㊹】 【別設工認㊺】 【別設工認㊻】 【別設工認㊼】 【別設工認㊽】 【別設工認㊾】 【別設工認㊿】</p>	<p>第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一</p>				
108	<p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>書類宣言</p>	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 【別設工認①】 【別設工認②】 【別設工認③】 【別設工認④】 【別設工認⑤】 【別設工認⑥】 【別設工認⑦】 【別設工認⑧】 【別設工認⑨】 【別設工認⑩】 【別設工認⑪】 【別設工認⑫】 【別設工認⑬】 【別設工認⑭】 【別設工認⑮】 【別設工認⑯】 【別設工認⑰】 【別設工認⑱】 【別設工認⑲】 【別設工認⑳】 【別設工認㉑】 【別設工認㉒】 【別設工認㉓】 【別設工認㉔】 【別設工認㉕】 【別設工認㉖】 【別設工認㉗】 【別設工認㉘】 【別設工認㉙】 【別設工認㉚】 【別設工認㉛】 【別設工認㉜】 【別設工認㉝】 【別設工認㉞】 【別設工認㉟】 【別設工認㊱】 【別設工認㊲】 【別設工認㊳】 【別設工認㊴】 【別設工認㊵】 【別設工認㊶】 【別設工認㊷】 【別設工認㊸】 【別設工認㊹】 【別設工認㊺】 【別設工認㊻】 【別設工認㊼】 【別設工認㊽】 【別設工認㊾】 【別設工認㊿】</p>	<p>第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一</p>				
109	<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と使用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。</p>	<p>書類宣言</p>	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 【別設工認①】 【別設工認②】 【別設工認③】 【別設工認④】 【別設工認⑤】 【別設工認⑥】 【別設工認⑦】 【別設工認⑧】 【別設工認⑨】 【別設工認⑩】 【別設工認⑪】 【別設工認⑫】 【別設工認⑬】 【別設工認⑭】 【別設工認⑮】 【別設工認⑯】 【別設工認⑰】 【別設工認⑱】 【別設工認⑲】 【別設工認⑳】 【別設工認㉑】 【別設工認㉒】 【別設工認㉓】 【別設工認㉔】 【別設工認㉕】 【別設工認㉖】 【別設工認㉗】 【別設工認㉘】 【別設工認㉙】 【別設工認㉚】 【別設工認㉛】 【別設工認㉜】 【別設工認㉝】 【別設工認㉞】 【別設工認㉟】 【別設工認㊱】 【別設工認㊲】 【別設工認㊳】 【別設工認㊴】 【別設工認㊵】 【別設工認㊶】 【別設工認㊷】 【別設工認㊸】 【別設工認㊹】 【別設工認㊺】 【別設工認㊻】 【別設工認㊼】 【別設工認㊽】 【別設工認㊾】 【別設工認㊿】</p>	<p>第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一</p>				
110	<p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>運用要求</p>	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (環境条件、常設重大事故等対処設備)】 【別設工認①】 【別設工認②】 【別設工認③】 【別設工認④】 【別設工認⑤】 【別設工認⑥】 【別設工認⑦】 【別設工認⑧】 【別設工認⑨】 【別設工認⑩】 【別設工認⑪】 【別設工認⑫】 【別設工認⑬】 【別設工認⑭】 【別設工認⑮】 【別設工認⑯】 【別設工認⑰】 【別設工認⑱】 【別設工認⑲】 【別設工認⑳】 【別設工認㉑】 【別設工認㉒】 【別設工認㉓】 【別設工認㉔】 【別設工認㉕】 【別設工認㉖】 【別設工認㉗】 【別設工認㉘】 【別設工認㉙】 【別設工認㉚】 【別設工認㉛】 【別設工認㉜】 【別設工認㉝】 【別設工認㉞】 【別設工認㉟】 【別設工認㊱】 【別設工認㊲】 【別設工認㊳】 【別設工認㊴】 【別設工認㊵】 【別設工認㊶】 【別設工認㊷】 【別設工認㊸】 【別設工認㊹】 【別設工認㊺】 【別設工認㊻】 【別設工認㊼】 【別設工認㊽】 【別設工認㊾】 【別設工認㊿】</p>	<p>第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一</p>				
111	<p>停電に対して全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。</p>	<p>書類宣言</p>	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 【別設工認①】 【別設工認②】 【別設工認③】 【別設工認④】 【別設工認⑤】 【別設工認⑥】 【別設工認⑦】 【別設工認⑧】 【別設工認⑨】 【別設工認⑩】 【別設工認⑪】 【別設工認⑫】 【別設工認⑬】 【別設工認⑭】 【別設工認⑮】 【別設工認⑯】 【別設工認⑰】 【別設工認⑱】 【別設工認⑲】 【別設工認⑳】 【別設工認㉑】 【別設工認㉒】 【別設工認㉓】 【別設工認㉔】 【別設工認㉕】 【別設工認㉖】 【別設工認㉗】 【別設工認㉘】 【別設工認㉙】 【別設工認㉚】 【別設工認㉛】 【別設工認㉜】 【別設工認㉝】 【別設工認㉞】 【別設工認㉟】 【別設工認㊱】 【別設工認㊲】 【別設工認㊳】 【別設工認㊴】 【別設工認㊵】 【別設工認㊶】 【別設工認㊷】 【別設工認㊸】 【別設工認㊹】 【別設工認㊺】 【別設工認㊻】 【別設工認㊼】 【別設工認㊽】 【別設工認㊾】 【別設工認㊿】</p>	<p>第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一</p>				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
112	直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
113	間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (環境条件、常設重大事故等対処設備)】 間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
114	ただし、内的事象を要因とする重大事故等への対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、雷害により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等への対処する設備のうち常設重大事故等対処設備は、雷害により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
115	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
116	生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて選定する対象生物を考慮し、常設重大事故等対処設備は、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
117	森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する放射強度を考慮し、防火帯の内側に設置することにより、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には、常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備は、森林火災からの放射強度の影響に対し、建屋等又は屋外の常設重大事故等対処設備の前面温度が許容温度となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る隣隔距離を確保する。 常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備に対する放射強度に対する設計方針については、「VI-1-1-4-3-2 外部火災防護における評価方針」に基づくものとし、隣隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「VI-1-1-4-4 外部火災防護に関する評価条件及び評価結果」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
118	ただし、内的事象を要因とする重大事故等への対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等への対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種型、E施設共用)					第3Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建物に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
112	直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する境界等に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する境界等に設置する。							第2Gr (主要4種型、E施設共用) と同一
113	間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (環境条件、常設重大事故等対処設備)】 間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。							第2Gr (主要4種型、E施設共用) と同一
114	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、雷害により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等へ対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、雷害により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。							第2Gr (主要4種型、E施設共用) と同一
115	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。							第2Gr (主要4種型、E施設共用) と同一
116	生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて選定する対象生物を考慮し、常設重大事故等対処設備は、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。							第2Gr (主要4種型、E施設共用) と同一
117	森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する輻射強度を考慮し、防火帯の内側に設置することにより、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には、常設重大事故等対処設備を収納する建屋及び建屋外の常設重大事故等対処設備は、森林火災からの輻射強度の影響に対し、建屋等又は建屋外の常設重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る隣隔距離を確保する。常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び建屋外の常設重大事故等対処設備に対する輻射強度に対する設計方針については、「VI-1-1-1-4-3-2 外部火災防護における評価方針」に基づくものとし、隣隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「VI-1-1-4-4 外部火災防護に関する評価条件及び評価結果」に示す。							第2Gr (主要4種型、E施設共用) と同一
118	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等へ対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。							第2Gr (主要4種型、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
119	消防車による事前放水については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 消防車による事前放水については、保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
120	塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの脱着フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、塩害等による塩害の防止に関する説明書にて設定する影響を考慮し、屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへのフィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とし、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電閉鎖設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
121	また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電閉鎖設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電閉鎖設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
122	敷地内における化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 敷地内における化学物質の漏えいに対して、常設重大事故等対処設備は再処理事業所内で運転する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して、機能を損なわない設計とする。具体的には、屋外の常設重大事故等対処設備は、有毒ガスに対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
123	電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、電磁波の影響に対して重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には、電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本産業規格に基き、ノイズ対策を行うことにより、電磁的及び物理的な独立性を得たことにより、重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
124	周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を及ぼさない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を及ぼさない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、常設重大事故等対処設備に対して影響を与えるおそれのある電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加え、誘導電機による回転数を制御する機構又はケージングを有することで、回転機器の回転羽の損壊による飛散物の発生を防止する。電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、潤滑油により回転数を監視し、回転数が上限を超えた場合には回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の回転羽の損壊による飛散物の発生を防止する。常設重大事故等対処設備と回転機器の位置関係等の設計方針については、「VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4種層、E施設共用)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更④)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コアエリアティアイ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
119	消防車による事前散水については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 消防車による事前散水については、保安規定に定めて、管理する。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
120	塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋結気ユニットへの脱着フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-4 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する影響を考慮し、屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋結気ユニットへのフィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とし、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電閉閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。						第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一	
121	また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電閉閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電閉閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
122	敷地内における化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 敷地内における化学物質の漏えいに対して、常設重大事故等対処設備は再処理施設内で運転する腐蝕及び液体二酸化炭素の屋外での遊離又は受入れ時の漏えいに対して、機能を損なわない設計とする。具体的には、屋内の常設重大事故等対処設備は、有毒ガスに対して外部からの損傷防止できる建屋等内に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。						第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一	
123	電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、電磁波の影響に対して重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には、電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本産業規格に基づきノイズ対策を行うこととし、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。						第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一	
124	周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、常設重大事故等対処設備に対して影響の与えるおそれのある電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加え、該電動機による回転数を制御する機構又はケージングを有することで、回転機器の回転羽損壊の損壊による飛散物の発生を防止する。電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、调速器により回転数を監視し、回転数が上限を超えた場合には回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の回転羽損壊の損壊による飛散物の発生を防止する。常設重大事故等対処設備と回転機器の位置関係等の設計方針については「VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。						第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
125	ただし、内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 ただし、内の事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
126	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
127	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶剤、有機溶剤等) により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶剤、有機溶剤等) により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には、耐食性を有する材料とすること、腐食性液体の影響が及ばない位置へ設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
128	常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
129	安全施設及び重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。	冒頭宣言	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 安全施設及び重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
130	b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
131	使用済燃料貯蔵庫における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 使用済燃料貯蔵庫における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
132	同一建屋において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、濃度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 同一建屋において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、濃度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、濃度、放射線及び荷重への具体的な設計方針は「(2) 重大事故等における条件の影響」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
133	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を過水する又は尾根溜で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾根溜から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を過水する又は尾根溜で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾根溜から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コアエリアリフト建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
125	ただし、内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】ただし、内の事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
126	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
127	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周断絶に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶剤、有機溶剤等) により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周断絶に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶剤、有機溶剤等) により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には、腐食性を有する材料とすること、腐食性液体の影響が及ばない位置へ設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
128	常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
129	安全施設及び重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるように、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。	冒頭宣言	○	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	基本方針 (常設重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】安全施設及び重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるように、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
130	b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
131	使用済燃料貯蔵庫における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】使用済燃料貯蔵庫における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
132	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する蒸気による曝露に對して、これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に對して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する蒸気による曝露に對して、これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に對して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重への具体的な設計方針は「(2) 重大事故等における条件の影響」に示す。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
133	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に對して常時汽水を過水する又は尾数溜で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾数溜から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に對して常時汽水を過水する又は尾数溜で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾数溜から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。							第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
134	地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
135	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
136	また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 また、地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
137	漏水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏水及び化学薬品漏えいに対しては想定する漏水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 漏水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏水及び化学薬品漏えいに対しては想定する漏水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 想定する漏水及び化学薬品の漏えいによる影響に対して機能を損なわないとする詳細等の設計方針については、後次回の漏水評価及び化学薬品漏えい評価を示す申請書において示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
138	火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
139	津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書」に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140	なお、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、使用時に津波の影響を受けるおそれのない場所を選定することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 なお、尾取取水場所A、尾取貯取水場所又は二又川取水場所A (以下「敷地外水面」という。)における可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波警報の解除後に対応を開始すること、津波警報の発令確認時に対応中は一時に止まること、これら以外の可搬型重大事故等対処設備の据付けは、使用時に津波の影響を受けるおそれのない場所を選定することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。可搬型重大事故等対処設備の据付けについては「別記2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
141	風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理室、分断壁、遮断壁、防風壁、防雪壁、防雨壁、防塵壁等に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理室、分断壁、遮断壁、防風壁、防雪壁、防雨壁、防塵壁等に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種層、E施設共用)				第3Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
134	地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
135	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に起因して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
136	また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 また、地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
137	漏水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏水及び化学薬品漏えいに対しては想定する漏水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び液状防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 漏水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏水及び化学薬品漏えいに対しては想定する漏水量及び化学薬品漏えいに対する機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び液状防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。想定する漏水及び化学薬品の漏えいによる影響に対して機能を損なわないとする評価等の設計方針については、後次回の漏水評価及び化学薬品漏えい評価を示す申請書において示す。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
138	火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
139	津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「VI-1-1-7 津波への配慮に関する説明書」に基づく設計とする。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
140	なお、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、使用時に津波の影響を受けおそれない場所を選定することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 なお、尾瀬沼取水場所A、尾瀬沼取水場所B又は二又川取水場所A (以下「取水場所」という。)における可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波警報の解除後に対応を開始すること、津波警報の発令確認時に対応中の場合は一時的に遮断すること、これら以外の可搬型重大事故等対処設備の据付けは、使用時に津波の影響を受けるおそれない場所を選定することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。可搬型重大事故等対処設備の据付けについては「別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に示す。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
141	風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる構造等に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前地埋埋込、分埋埋込、積敷埋込、ウラン・プルトニウム遮蔽埋込、高圧への腐蝕ガラス固化埋込、使用済燃料受入れ・貯蔵埋込、制御埋込、主排気筒等埋込、第1保安庫・貯水庫、第2保安庫・貯水庫、緊急時対策埋込に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
142	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は、(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
143	凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 凍結に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する最低気温を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とし、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 高温に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する最大1時間降水量を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とし、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
144	落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせしめ発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 落雷に対して可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-5 落雷への配慮に関する説明書」にて設定する最大雷撃電流を考慮し、直撃雷を考慮した設計を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
145	直撃雷に対して、当該設備は構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
146	生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する対象生物を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
147	森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する耐熱強度を考慮し、防火帯の内側に保管することにより、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4棟層、E施設共用)					第3Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2コアエリアリフト建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類
142	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。							第2Gr(主要4棟層、E施設共用)と同一
143	凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 凍結に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する最低気温を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とし、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 高温に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する最高気温を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とし、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 降水に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する日最大1時間降水量を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とし、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。						第2Gr(主要4棟層、E施設共用)と同一	
144	落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 落雷に対して可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-5 落雷への配慮に関する説明書」にて設定する最大雷撃電流を考慮し、直撃雷を考慮した設計を行う。						第2Gr(主要4棟層、E施設共用)と同一	
145	直撃雷に対して、当該設備は構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する設計とする。						第2Gr(主要4棟層、E施設共用)と同一	
146	生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する対象生物を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。						第2Gr(主要4棟層、E施設共用)と同一	
147	森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する耐熱強度を考慮し、防火帯の内側に保管することにより、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。						第2Gr(主要4棟層、E施設共用)と同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
148	また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には、可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、森林火災からの放射強度の影響に対し、建屋等又は屋外の可搬型重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る隣隔距離を確保する。 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等に対する放射強度に対する設計方針については、「VI-1-1-1-4-2 外部火災防護における評価方針」に基づくものとし、隣隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「VI-1-1-1-4-4 外部火災防護に関する評価条件及び評価結果」に示す。 屋外の可搬型重大事故等対処設備に対する放射強度に対する設計方針、隣隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
149	塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する影響を考慮し、換気設備の建屋給気ユニットへのフィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とし、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
150	また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
151	敷地内における化学物質漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被覆防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 敷地内における化学物質の漏えいに対して、可搬型重大事故等対処設備は再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して、機能を損なわない設計とする。具体的には、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、有毒ガスに対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被覆防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
152	電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、電磁波の影響に対して重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には、電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制振は本装置規格に基づきノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4種用、E施設共用)					第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表
148	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には、可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、森林火災からの輻射強度の影響に対し、建屋等又は屋外の可搬型重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する。 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等に対する輻射強度に対する設計方針については、「VI-1-1-4-3-2 外部火災防護における評価方針」に基づくとし、離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「VI-1-1-4-4 外部火災防護に関する評価条件及び評価結果」に示す。 屋外の可搬型重大事故等対処設備に対する輻射強度に対する設計方針、離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。	第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
149	塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の稼働給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1 再処理工場に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する影響を考慮し、換気設備の稼働給気ユニットへのフィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とし、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の防食による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
150	また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	-	2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 敷地内における化学物質の漏えいに対して、可搬型重大事故等対処設備は再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して、機能を損なわない設計とする。 具体的には、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、有毒ガスに対して外からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの保管、被覆防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
151	敷地内における化学物質漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被覆防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 敷地内における化学物質の漏えいに対して、可搬型重大事故等対処設備は再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して、機能を損なわない設計とする。 具体的には、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、有毒ガスに対して外からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの保管、被覆防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
152	電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時において電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、電磁波の影響に対して重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には、電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制振は日本産業規格に基づきノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。	第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
153	周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機軸の回転羽の損傷による飛散物の影響を考慮し、影響を受けにくい位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機軸の回転羽の損傷による飛散物の影響を考慮し、影響を受けにくい位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、可搬型重大事故等対処設備に対して影響の与えるおそれのある電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加え、誘導電動機による回転数を制御する機構又はケージングを有することで、回転機器の回転羽根の損傷による飛散物の発生を防止する。電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、潤滑油により回転数を監視し、回転数が上限を超えた場合には回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の回転羽根の損傷による飛散物の発生を防止する。可搬型重大事故等対処設備と回転機器の位置関係等の設計方針については、「VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
154	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響 (降下火砕物による積載荷重) 及び降雪に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響 (降下火砕物による積載荷重) に対しては除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備、降雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響 b. 可搬型重大事故等対処設備】 積雪荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 降下火砕物による荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除灰及び屋内への配備により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
155	積雪に対する除雪、火山の影響 (降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等) に対するフィルタ交換、清掃及び除灰については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響 b. 可搬型重大事故等対処設備】 積雪荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除灰及び屋内への配備については保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
156	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びドロップボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びドロップボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には、腐食性液体の影響が及ばない位置へ保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
157	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
158	(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、放射線の影響を受けにくい異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件 (重大事故等対処設備の設置場所))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5.1 基本方針 (4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、放射線の影響を受けにくい異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種別、E施設共用)					第3Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表
153	周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、可搬型重大事故等対処設備に対して影響を与えるおそれのある電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加え、誘導電動機による回転数を制御する機構又はブレーキを有することで、回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止する。電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限を越えた場合には回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止する。可搬型重大事故等対処設備と回転機器の位置関係等の設計方針については、「VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。	—	—	—	—	—	第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一
154	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響 (降下火砕物による積載荷重) 及び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響 (降下火砕物による積載荷重) に対しては除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備、積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響 b.可搬型重大事故等対処設備】 積雪等によって屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除灰により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 降下火砕物による積載に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除灰及び屋内への配備により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一	
155	積雪に対する除雪、火山の影響 (降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等) に対するフィルタ交換、清掃及び除灰については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (3) 自然現象により発生する荷重の影響 b.可搬型重大事故等対処設備】 ・除雪については保安規定に定めて、管理する。 ・除灰及び屋内への配備については保安規定に定めて、管理する。	—	—	—	—	第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一	
156	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びドロップボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びドロップボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には、腐食性液体の影響が及ばない位置へ保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一	
157	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備)	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5.1 基本方針 (1) 環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	—	—	—	—	第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一	
158	(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、積載量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (4) 重大事故等対処設備の設置場所	【2.5.1 基本方針 (4) 重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、積載量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所から遠隔で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	—	—	—	—	第2Gr (主要4種別、E施設共用) と同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
159	(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、換気率の高くなるおそれのない設置場所の選定。当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件 (可搬型重大事故等対処設備の設置場所))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5.1 基本方針 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、換気率の高くなるおそれのない設置場所の選定。当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
160	9.2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートとの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 運用要求	基本方針 施設共通 基本設計方針	基本方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保】 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートとの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
161	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 a. 操作環境	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 a. 操作環境】 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
162	操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 a. 操作環境	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 a. 操作環境】 操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
163	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができることにも、必要により設置場所にてアクトリガの引出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 冒頭宣言	重大事故等対処設備 基本方針	基本方針 (操作性の確保) 設計方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 b. 操作準備	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 b. 操作準備】 現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができることにも、必要により設置場所にてアクトリガの引出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
164	現場の操作スイッチは非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	設計方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容】 現場の操作スイッチは非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
165	現場において人力で操作を行う際は、手動操作が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	設計方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容】 現場において人力で操作を行う際は、手動操作が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
166	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容】 現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
167	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容】 現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種用、E施設共用)					第3Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建物に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
159	(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、段差の高くなるおそれのない設置場所の選定。当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.1 基本方針 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5.1 基本方針 (5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、段差の高くなるおそれのない設置場所の選定。当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
160	9.2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 運用要求	○	基本方針 施設共通 基本設計方針	基本方針 施設共通 基本設計方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保】 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
161	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 a. 操作環境	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 a. 操作環境】 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
162	操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 a. 操作環境	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 a. 操作環境】 操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
163	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができることにも、必要により設置場所にてアトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 冒頭宣言	○	重大事故等対処設備 基本方針	重大事故等対処設備 基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 b. 操作準備	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 b. 操作準備】 現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができることにも、必要により設置場所にてアトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
164	現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電圧操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	○	重大事故等対処設備	重大事故等対処設備	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容】 現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電圧操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
165	現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。	機能要求①	○	重大事故等対処設備	重大事故等対処設備	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容】 現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
166	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容】 現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
167	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容】 現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
168	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	設計方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容】 また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
169	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	設計方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容】 想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
170	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途 (安全機能を有する施設としての用途等) 以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 4. 系統の切替性	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 4. 系統の切替性】 重大事故等対処設備のうち本来の用途 (安全機能を有する施設としての用途等) 以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
171	c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ナット接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 e. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 e. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性】 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ナット接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
172	また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 e. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 e. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性】 また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
173	d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (アクセスルートの確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
174	アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学製品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (アクセスルートの確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学製品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
175	アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波 (敷地に懸上る津波を含む。)、洪水、風 (台風)、竜巻、凍結、降雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (アクセスルートの確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波 (敷地に懸上る津波を含む。)、洪水、風 (台風)、竜巻、凍結、降雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用)						第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コアエリア棟層に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
168	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御室の操作器具は非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。	機能要求①	○	重大事故等対処設備	重大事故等対処設備	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容】 また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御室の操作器具は非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。							第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一
169	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	重大事故等対処設備	重大事故等対処設備	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 c. 操作内容】 想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。							第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一
170	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 d. 系統の切替性	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 d. 系統の切替性】 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。							第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一
171	c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 e. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 e. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性】 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。							第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一
172	また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 e. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 e. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性】 また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。							第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一
173	d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への搬送、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への搬送、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。							第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一
174	アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、浸水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、浸水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。							第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一
175	アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えおそれがある事象として、地震、津波(敷地に懸上する津波を含む。)、洪水、嵐(台風)、竜巻、凍結、降雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えおそれがある事象として、地震、津波(敷地に懸上する津波を含む。)、洪水、嵐(台風)、竜巻、凍結、降雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。							第2 Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
176	アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺の発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を及ぼすおそれのある事象として選定する航空機墜落、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (アクセスルートの確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を及ぼすおそれのある事象として選定する航空機墜落、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
177	なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。雷害及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (アクセスルートの確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。雷害及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
178	屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(吹雪)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機墜落、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び事故発生による神機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	設置要求	基本方針	設計方針 (アクセスルートの確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋外のアクセスルートは、「IV 耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(吹雪)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機墜落、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び事故発生による神機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
179	屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路土への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所を確認する設計とする。	運用要求 評価要求	施設共通 基本設計方針 屋外アクセスルート	基本方針 (アクセスルートの確保) 評価 (アクセスルートの確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路土への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所を確認する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
180	尾取取水場所A、尾取取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水渠」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対処を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応の場合に備え、非常時対策組織委員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (アクセスルートの確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 尾取取水場所A、尾取取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水渠」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対処を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応の場合に備え、非常時対策組織委員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
181	屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保できる設計とする。	運用要求 評価要求	施設共通 基本設計方針 屋外アクセスルート	基本方針 (アクセスルートの確保) 評価 (アクセスルートの確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋外のアクセスルートは、「IV 耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりによる崩壊土が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種層、E施設共用)					第3Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表
176	アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象発生速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を及ぼすおそれのある事象として選定する航空機墜下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の墜落その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 E.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p>	<p>【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 E.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象発生速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を及ぼすおそれのある事象として選定する航空機墜下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
177	なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。常備及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 E.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p>	<p>【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 E.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。常備及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
178	屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機墜下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールロードを3台使用する。ホイールロードは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機時外のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	設置要求	○	基本方針	基本方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 E.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p>	<p>【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 E.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋外のアクセスルートは、「IV 耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機墜下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールロードを3台使用する。ホイールロードは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機時外のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
179	屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路土への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所を確認する設計とする。	運用要求 評価要求	○	施設共通 基本設計方針 屋外アクセスルート	施設共通 基本設計方針 屋外アクセスルート	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 E.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p>	<p>【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 E.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路土への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所を確認する設計とする。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
180	尾数取水場A、尾数取水場B又は二又川取水場A (以下「敷地外水渠」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに該当するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織委員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 E.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p>	<p>【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 E.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 尾数取水場A、尾数取水場B又は二又川取水場A (以下「敷地外水渠」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに該当するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織委員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
181	屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードによる崩壊面の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保できる設計とする。	運用要求 評価要求	○	施設共通 基本設計方針 屋外アクセスルート	施設共通 基本設計方針 屋外アクセスルート	—	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 E.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p>	<p>【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 E.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋外のアクセスルートは、「IV 耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードによる崩壊面の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保できる設計とする。</p>						第2Gr (主要4種層、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
182	また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保できる設計とする。	運用要求 評価要求	施設共通 基本設計方針 屋外アクセスルート		基本方針 (アクセスルートの確保) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
183	屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車面はタイヤチェーン等を装着することにより、通行性を確保できる設計とする。また、道路については、融雪剤を配備することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求 評価要求	施設共通 基本設計方針 屋外アクセスルート		基本方針 (アクセスルートの確保) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車面はタイヤチェーン等を装着することにより、通行性を確保できる設計とする。また、道路については、融雪剤を配備することを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
184	敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針		基本方針 (アクセスルートの確保) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
185	屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防率による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針		基本方針 (アクセスルートの確保) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防率による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
186	屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 屋内アクセスルート		設計方針 (アクセスルートの確保) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 「IV 耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
187	屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (アクセスルートの確保) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
188	屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として想定する風 (台風)、豪雪、凍結、高湿、降水、積雪、霧雪、霧、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に複数確保する設計とする。	設置要求	施設共通 基本設計方針 屋内アクセスルート		設計方針 (アクセスルートの確保) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として想定する風 (台風)、豪雪、凍結、高湿、降水、積雪、霧雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に複数確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
189	屋内のアクセスルートにおいては、機器からの漏水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートにおける非常時対策組織委員の安全を確保するための薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針		基本方針 (アクセスルートの確保) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋内のアクセスルートにおいては、機器からの漏水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートにおける非常時対策組織委員の安全を確保するための薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
190	また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。	運用要求	施設共通 基本設計方針		基本方針 (アクセスルートの確保) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
191	屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、夜間及び停電時の確実な避難や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。また、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針		基本方針 (アクセスルートの確保) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、夜間及び停電時の確実な避難や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。また、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4種用、E施設共用)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類
182	また、不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールロードによる復旧を行うことで、通行性を確保できる設計とする。	運用要求 評価要求	○	施設共通 基本設計方針 屋外アクセスルート	施設共通 基本設計方針 屋外アクセスルート	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 また、不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールロードによる復旧を行うことで、通行性を確保できる設計とする。							第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
183	屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車両はタイヤチェーン等を装着することにより、通行性を確保できる設計とする。また、道路については、融雪剤を配備することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求 評価要求	○	施設共通 基本設計方針 屋外アクセスルート	施設共通 基本設計方針 屋外アクセスルート	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車両はタイヤチェーン等を装着することにより、通行性を確保できる設計とする。また、道路については、融雪剤を配備することを保安規定に定めて、管理する。							第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
184	敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。							第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
185	屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。							第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
186	屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	設置要求	○	施設共通 基本設計方針 屋内アクセスルート	施設共通 基本設計方針 屋内アクセスルート	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋内のアクセスルートは、「IV 耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。							第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
187	屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。							第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
188	屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として想定する風(台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、霧雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	設置要求	○	施設共通 基本設計方針 屋内アクセスルート	施設共通 基本設計方針 屋内アクセスルート	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として想定する風(台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、霧雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。							第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
189	屋内のアクセスルートにおいては、機器からの漏水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートにおける非常時対策組織委員の安全を確保するため薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋内のアクセスルートにおいては、機器からの漏水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートにおける非常時対策組織委員の安全を確保するため薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。							第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
190	また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。							第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
191	屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、夜間及び停電時の確実な避難や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。また、狭びくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6 試験・検査性 (1) 操作性の確保 f.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保】 屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、夜間及び停電時の確実な避難や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。また、狭びくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。							第2 Gr (主要4種用、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
192	(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所を点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所を点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
193	試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検 (日常の運転管理の活用を含む。) が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性】 試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検 (日常の運転管理の活用を含む。) が実施可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
194	再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性】 再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
195	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放 (非破壊検査を含む。) が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性】 構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放 (非破壊検査を含む。) が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
196	9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
197	a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、内包する放射性物質 (液体、気体、固体) の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと、地震による変形等により漏れに至らないこと、放射性物質 (固体) を内包する容器等を構成する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しないこと及び収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しないことのために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	評価 (耐震)	評価 (耐震)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、内包する放射性物質 (液体、気体、固体) の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏れに至らないこと、放射性物質 (固体) を内包する容器等を構成する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しないこと及び収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しないことのために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
198	b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	評価 (耐震)	評価 (耐震)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種用、E施設共用)						第3Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コアエリア建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
192	(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所を点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所を点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
193	試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検 (日本の運転管理の活用を含む。) が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性】 試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検 (日本の運転管理の活用を含む。) が実施可能な設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
194	再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器においては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性】 再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器においては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
195	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放 (非破壊検査を含む。) が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 試験・検査性 (2) 試験・検査性】 構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放 (非破壊検査を含む。) が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
196	9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を越える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 基準地震動を越える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
197	a. 重大事故等の原因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、内包する放射性物質 (液体、気体、固体) の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと、地震による変形等により漏れに至らないこと、放射性物質 (固体) を内包する容器等を構成する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しないこと及び収納管及び通風等の破損により冷却空気流路が閉塞しないことのために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	○	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 a. 重大事故等の原因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、内包する放射性物質 (液体、気体、固体) の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと、地震による変形等により漏れに至らないこと、放射性物質 (固体) を内包する容器等を構成する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しないこと及び収納管及び通風等の破損により冷却空気流路が閉塞しないことのために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一
198	b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、崩壊熱除去、水蒸気、放出経路の維持及び放出抑制の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	○	地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、崩壊熱除去、水蒸気、放出経路の維持及び放出抑制の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。							第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
199	また、a. 及びb. の設備を設置する建物・構造物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が明瞭等することなく放射線物質及び放射線 の過度の放出防止機能を確保する設計とする。 具体的には、再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ、建物・構造物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構造物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。	評価要求	測定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備及び地震を要因として発生する重大事故等に対する重大事故等対処設備	評価 (耐震)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件における健全性に関する説明書 2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 また、a. 及びb. の設備を設置する建物・構造物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が明瞭等することなく放射線物質及び放射線 の過度の放出防止機能を確保する設計とする。 具体的には、再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ、建物・構造物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構造物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。 基準地震動を超える地震動に対して機能維持が必要な設備を設置する建物・構造物の基準地震動を1.2倍した地震力による重大事故等対処の成立性確認については、「IV-6-1 基準地震動を1.2倍した地震力による耐震性確認の基本方針」に基づくものとし、耐震性確認結果については「IV-6-2 基準地震動 S _a を1.2倍した地震力による耐震性確認結果」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
200	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等への対処に必要な機能が損なわれない設計とする。	評価要求	可搬型重大事故等対処設備	評価 (耐震)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件における健全性に関する説明書 2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等への対処に必要な機能が損なわれない設計とする。 可搬型重大事故等対処設備の基準地震動を1.2倍した地震力による重大事故等対処の成立性確認については、「防衛 可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に基づくものとし、耐震性確認結果については「IV-6-2-3 可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
201	9.2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、「再処理施設の技術基準に関する規則」の第三十六条第三項第六号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備は、「事業指定基準規則」の第三十三条第三項第六号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
202	(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び短絡の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び短絡の防止対策を講ずる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
203	重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り可燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、可燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
204	(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、可燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、可燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種用、E施設共用)					第3Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コアエリア内建物に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表
199	また、a、及びb、の設備を設置する建物・構造物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 また、a、及びb、の設備を設置する建物・構造物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 また、a、及びb、の設備を設置する建物・構造物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 また、a、及びb、の設備を設置する建物・構造物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	評価要求	○	測定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備及び地盤を要因として発生する重大事故等に対する重大事故等対処設備	測定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備及び地盤を要因として発生する重大事故等に対する重大事故等対処設備	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 地盤を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計	【2.7 地盤を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計】 また、a、及びb、の設備を設置する建物・構造物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確保することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が損傷等することなく放射性物質及び放射線 の過度の放出防止機能を確保する設計とする。 具体的には、再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ、建物・構造物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構造物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。	第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
200	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機能については加振試験等により重大事故等対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機能は、複数の保管場所に分けて保管することにより、地震により重大事故等への対処に必要な機能が損なわれない設計とする。	評価要求	○	可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7 地盤を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計	【2.7 地盤を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計】 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機能については加振試験等により重大事故等への対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機能は、複数の保管場所に分けて保管することにより、地震により重大事故等への対処に必要な機能が損なわれない設計とする。	第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
201	9.2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、「再処理施設の技術基準に関する規則」の第三十六条第3項第6号にて、共通要項によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備は、「基本指定基準規則」の第二十三条第3項第6号にて、共通要項によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことがないことを求められている。 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
202	(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
203	重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備は、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。	第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					
204	(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	第2Gr (主要4種用、E施設共用) と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
205	(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止敷地及びその周辺での発生の可能性、可燃型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可燃型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 敷地及びその周辺での発生の可能性、可燃型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可燃型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
206	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
207	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
208	津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに落下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに落下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
209	したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
210	(4) 早期の火災感知及び消火火災の感知及び消火については、可燃型重大事故等対処設備に対する火災の影響を想定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 火災の感知及び消火については、可燃型重大事故等対処設備に対する火災の影響を想定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
211	可燃型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言	消火設備	基本方針(可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可燃型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
212	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
213	消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
214	火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備することを保安規定に定め、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備することを保安規定に定め、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4種層、E施設共用)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
205	(3) 雷害、地震等の自然現象による火災の発生防止敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、降雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 地震及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、降雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
206	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
207	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
208	津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに落下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに落下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
209	したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、雷害及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、雷害及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
210	(4) 早期の火災感知及び消火火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を想定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を想定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
211	可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言	○	消火設備	消火設備	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
212	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
213	消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一
214	火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備することを保安規定に定め、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備することを保安規定に定め、管理する。							第2 Gr (主要4種層、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
215	重大事故等への対応を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動を行うことを保安規定に定め、管理する。	冒頭宣言	基本方針		基本方針(可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 重大事故等への対応を行う屋内のアクセスルート上には、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動を行うことを保安規定に定め、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
216	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針(可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
217	屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針(可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
218	(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水管、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針(可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針) VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水管、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4棟層、E施設共用)					第3Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コアエリアリフト建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
215	重大事故等への対応を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動を行うことを保安規定に定め、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 重大事故等への対応を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動を行うことを保安規定に定め、管理する。							第2Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一
216	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。							第2Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一
217	屋内消火栓、消火設備の現場整備等に必要照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 屋内消火栓、消火設備の現場整備等に必要照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。							第2Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一
218	(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。							第2Gr (主要4棟層、E施設共用) と同一

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-：当該申請回次で記載しない項目

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

再処理施設-発電炉 記載比較 (1 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備 2.1 概要</p> <p>本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第三十六条及び第三十八条から第四十五条に基づき、重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。</p>	<p>V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>1. 概要 (設計基準対象施設の記載は「1.安全機能を有する施設」にて比較するため記載省略)</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準規則」という。)第9条、第14条、第15条(第1項及び第3項を除く。),第32条第3項、第38条第2項、第の附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術44条第1項第5号及び第54条(第2項第1号及び第3項第1号を除く。))及び第59条から第77条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。)に基づき、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。</p>	

再処理施設-発電炉 記載比較 (2 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>健全性として、機器に要求される機能を有効に発揮するための系統設計及び構造設計に係る事項を考慮して、「多様性、独立性、位置的分散に関する事項（技術基準規則第三十六条第2項、第3項第二号、第四号、第六号及び第三十八条から第四十五条）（以下「多様性、位置的分散等」という。）</p> <p>「共用化による MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設への悪影響も含めた、機器相互の悪影響（技術基準規則第三十六条第1項第六号及び第三十八条から第四十五条）」（以下「悪影響防止」という。）</p> <p>「重大事故等対処設備に想定される事故時の環境条件（使用条件含む。）等における機器の健全性（技術基準規則第三十六条第1項第二号、第七号、第3項第三号及び第三十八条から第四十五条）」（以下「環境条件等」という。）及び「要求される機能を達成するために必要な操作性、試験・検査性、保守点検性等（技術基準規則第三十六条第1項第三号、第四号、第五号、第3項第一号及び第五号）」（以下「操作性及び試験・検査性」という。）を説明する。</p>	<p>今回は、健全性として、機器に要求される機能を有効に発揮するための系統設計及び構造設計に係る事項を考慮して、「多重性又は多様性及び独立性に係る要求事項を含めた多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散に関する事項（技術基準規則第9条、第14条第1項、第54条第2項第3号、第3項第3号、第5号、第7号及び第59条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」という。）</p> <p>「共用化による他号機への悪影響も含めた、機器相互の悪影響（技術基準規則第15条第4項、第5項、第6項、第54条第1項第5号、第2項第2号及び第59条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「悪影響防止」という。）</p> <p>「安全設備及び重大事故等対処設備に想定される事故時の環境条件（使用条件含む。）等における機器の健全性（技術基準規則第14条第2項、第32条第3項、第44条第1項第5号、第54条第1項第1号、第6号、第3項第4号及び第59条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「環境条件等」という。）及び「要求される機能を達成するために必要な操作性、試験・検査性、保守点検性等（技術基準規則第15条第2項、第38条第2項及び第54条第1項第2号、第3号、第4号、第3項第2号、第6号及び第59条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「操作性及び試験・検査性」という。）を説明する。</p>	

再処理施設－発電炉 記載比較 (3 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>健全性を要求する対象設備については、技術基準規則だけではなく、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業許可基準規則」という。）及びその解釈も踏まえて、重大事故等対処設備は全てを対象とする。</p>	<p>健全性を要求する対象設備については、技術基準規則及びその解釈だけでなく、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）及びその解釈も踏まえて、重大事故等対処設備は全てを対象とし、安全設備を含む設計基準対象施設は以下のとおり対象を明確にして説明する。</p> <p>「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」については、技術基準規則第 14 条第 1 項及びその解釈にて安全設備に対して要求されていること、設置許可基準規則第 12 条第 2 項及びその解釈にて安全機能を有する系統のうち安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの（以下「重要施設」という。）に対しても要求されていることから、安全設備を含めた重要施設を対象とする。</p> <p>人の不法な侵入等の防止の考慮については、技術基準規則第 9 条及びその解釈にて発電用原子炉施設に対して要求されていることから、重大事故等対処設備を含む発電用原子炉施設を対象とする。</p> <p>「悪影響防止」のうち、内部発生飛散物の考慮は、技術基準規則第 15 条第 4 項及びその解釈にて設計基準対象施設に属する設備に対して要求されていることから、安全設備を含めた設計基準対象施設を対象とする。</p> <p>共用又は相互接続の禁止に対する考慮は、技術基準規則第 15 条第 5 項及びその解釈にて、安全設</p>	

再処理施設－発電炉 記載比較 (4 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
		<p>備に対して要求されていること、設置許可基準規則第 12 条第 6 項及びその解釈にて重要安全施設に対して要求されていることから、安全設備を含めた重要安全施設を対象とする。</p> <p>共用又は相互接続による安全性の考慮は、技術基準規則第 15 条第 6 項及びその解釈にて安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安全施設」という。）に対して要求されているため、安全設備を含めた安全施設を対象とする。</p> <p>「環境条件等」については、設計が技術基準規則第 14 条第 2 項及びその解釈にて安全施設に対して要求されているため、安全設備を含めた安全施設を対象とする。</p> <p>「操作性及び試験・検査性」のうち、操作性の考慮は、技術基準規則第 38 条第 2 項及びその解釈にて中央制御室での操作に対する考慮が要求されており、その操作対象を考慮して安全設備を含めた安全施設を対象とする。</p> <p>試験・検査性、保守点検性等の考慮は技術基準規則第 15 条第 2 項及びその解釈にて設計基準対象施設に対して要求されており、安全設備を含めた設計基準対象施設を対象とする。</p>	

再処理施設－発電炉 記載比較 (5 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>重大事故等対処については、放射能量、発熱量等に基づいた対策の優先順位、対処の手順等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として以下の条件とする。</p> <p>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：概ね 12 年（冷却期間 4 年以上 12 年未満の使用済燃料の貯蔵量が 600 t・UPr 未満、それ以外は冷却期間 12 年以上）</p> <p>せん断処理するまでの冷却期間：15 年</p> <p>重大事故の発生の仮定においては、安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象として、地震、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）、配管の全周破断、動的機器の多重故障（多重の誤作動、多重の誤操作を含む）、長時間の全交流動力電源の喪失を想定し、これによる安全上重要な施設の機能喪失の範囲を整理することで重大事故の発生を仮定し、具体的には臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、TBP 等の錯体の急激な分解反応及び使用済燃料の著しい損傷の発生を仮定する。</p>	<p>2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針</p> <p>重大事故等対処については、放射能量、発熱量等に基づいた対策の優先順位、対処の手順等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として以下の条件とする。</p> <p>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：概ね 12 年（冷却期間 4 年以上 12 年未満の使用済燃料の貯蔵量が 600 t・UPr 未満、それ以外は冷却期間 12 年以上）せん断処理するまでの冷却期間：15 年</p> <p>これにより、使用済燃料の放射能量及び崩壊熱密度が低減する。</p> <p>重大事故の発生の仮定においては、安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象として、地震、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）、配管の全周破断、動的機器の多重故障（多重の誤作動、多重の誤操作を含む）、長時間の全交流動力電源の喪失を想定し、これによる安全上重要な施設の機能喪失の範囲を整理することで重大事故の発生を仮定し、具体的には臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、TBP 等の錯体の急激な分解反応及び使用済燃料の著しい損傷の発生を仮定する。</p>	<p>迫而</p>	

再処理施設-発電炉 記載比較 (6 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>放射性物質の漏えいによる重大事故については、放射性物質の保持機能の機能喪失により発生する。液体状又は固体状の放射性物質の保持機能は、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とすることにより喪失しない、又は喪失する場合であっても工程停止により漏えいを収束させることから事故の発生は想定されない。火山の影響、機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源喪失においては、機能喪失は考えられないことから事故の発生は想定されない。</p> <p>また、内の事象において、放射性物質を内包する液体の移送配管の全周破断で液体状の放射性物質の保持機能が機能喪失し漏えいが発生するが、設計基準対象の施設により漏えいを停止し漏えい液を回収することで事象を収束できることから、事故の発生は想定されない。その他の内の事象においては、保持機能の喪失は考えられないことから事故の発生は想定されない。</p> <p>気体状の放射性物質の閉じ込め機能（放出経路維持機能、放射性物質の捕集及び浄化機能並びに排気機能）の機能喪失は、外的事象（地震及び火山の影響）を想定した場合、排風機、廃ガス洗浄器へ水を供給するポンプ等の直接的な機能喪失、電源喪失による間接的な機能喪失により閉じ込め機能が喪失するが、工程停止により放射性物質の気相への移行量が減少</p>	<p>放射性物質の漏えいによる重大事故については、放射性物質の保持機能の機能喪失により発生する。液体状又は固体状の放射性物質の保持機能は、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とすることにより喪失しない、又は喪失する場合であっても工程停止により漏えいを収束させることから事故の発生は想定されない。火山の影響、機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源喪失においては、機能喪失は考えられないことから事故の発生は想定されない。</p> <p>また、内の事象において、放射性物質を内包する液体の移送配管の全周破断で液体状の放射性物質の保持機能が機能喪失し漏えいが発生するが、設計基準対象の施設により漏えいを停止し漏えい液を回収することで事象を収束できることから、事故の発生は想定されない。その他の内の事象においては、保持機能の喪失は考えられないことから事故の発生は想定されない。</p> <p>気体状の放射性物質の閉じ込め機能（放出経路維持機能、放射性物質の捕集及び浄化機能並びに排気機能）の機能喪失は、外的事象（地震及び火山の影響）を想定した場合、排風機、廃ガス洗浄器へ水を供給するポンプ等の直接的な機能喪失、電源喪失による間接的な機能喪失により閉じ込め機能が喪失するが、工程停止により放射性物質の気相への移行量が減少</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (7 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>し、放射性物質の放出が抑制されることから事故の発生は想定されない。</p> <p>内的事象として、長期間にわたり全交流動力電源が喪失した場合も、外的事象と同様に工程が停止することから事故の発生は想定されない。また、動的機器の多重故障の場合は、当該系統の異常を検知し、工程を停止した上で建屋換気設備(セルからの排気系、汚染のおそれのある区域からの排気系)により代替排気を行うことから事故の発生は想定されない。以上より放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。</p> <p>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む)で構成する。</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満た</p>	<p>し、放射性物質の放出が抑制されることから事故の発生は想定されない。</p> <p>内的事象として、長期間にわたり全交流動力電源が喪失した場合も、外的事象と同様に工程が停止することから事故の発生は想定されない。また、動的機器の多重故障の場合は、当該系統の異常を検知し、工程を停止した上で建屋換気設備(セルからの排気系、汚染のおそれのある区域からの排気系)により代替排気を行うことから事故の発生は想定されない。以上より放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。</p> <p>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む)で構成する。</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満た</p>		

再処理施設－発電炉 記載比較 (8 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>しつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</p>	<p>しつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備は内的事象を要因としてのみ発生する臨界事故に対処するための設備及び有機溶媒等による火災又は爆発 (TBP 等の錯体の急激な分解反応) に対処するための設備並びにこれらの機能を発揮するために必要なユーティリティ設備 (以下、「内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備」という。) と内的事象及び外的事象を要因として発生する冷却機能の喪失により発生する蒸発乾固に対処するための設備、放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備並びにこれらの機能を発揮するために必要なユーティリティ設備 (以下、「外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備」という。) について、それぞれに常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (9 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。 また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外」の常設重大事故等対処設備」という。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p> <p>重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査にあたっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。 重大事故等対処設備の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の</p>	<p>a. 常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。 b. また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外」の常設重大事故等対処設備」という。 c. 可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p> <p>重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査にあたっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。 重大事故等対処設備の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (10 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。</p>	<p>の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。</p>		
<p>9.2.2 多様性, 位置的分散等</p> <p>重大事故等対処設備は, 共通要因の特性を踏まえた設計とする。</p> <p>共通要因としては, 重大事故等における条件, 自然現象, 人為事象, 周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模 (以下「設計基準より厳しい条件」という。) の要因となる事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については, 想定される重大事故等が発生した場合における温度, 圧力, 湿度, 放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象として, 地震, 津波, 風 (台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学的事象, 森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては, 地震, 風 (台風), 積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象として, 航空機落下, 有毒ガス, 敷地内における化学物質の漏えい, 電磁的障害, 近隣工場等の火災及び爆発を選定する。</p>	<p>2.3 多様性, 位置的分散等</p> <p>2.3.1 基本方針</p> <p>重大事故等対処設備は, 共通要因の特性を踏まえた設計とする。</p> <p>共通要因としては, 重大事故等における条件, 自然現象, 人為事象, 周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模 (以下「設計基準より厳しい条件」という。) の要因となる事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については, 想定される重大事故等が発生した場合における温度, 圧力, 湿度, 放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象として, 地震, 津波, 風 (台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学的事象, 森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては, 地震, 風 (台風), 積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象として, 航空機落下, 有毒ガス, 敷地内における化学物質の漏えい, 電磁的障害, 近隣工場等の火災及び爆発を選定する。</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (11 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象として地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p>	<p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象として地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。</p> <p>2.3.2 多様性、位置的分散等に関する設計方針</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備については可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とするか、又は健全性を確保する設計とする。また、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、共通要因によって機能が損なわれる場合には代替設備により必要な機能を確保すること、安全</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (12 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p>	<p>上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「IV 耐震性に関する説明書」、「VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書」及び「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、本資料の「2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (13 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。</p>	<p>また、溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、溢水による没水、被水、蒸気の流出、化学薬品漏えい及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断による没液、被液、火災による熱損傷により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることを考慮し、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (14 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備の</p>	<p>設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (15 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>うち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等、損傷防止措置又はこれらを適切に組み合わせることで重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車による事前散水による延焼防止の措置により機能を維持する設計とする。消防車により事前に散水することについては保安規定に定めて、管理する。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して、回転羽の損壊に</p>	<p>森林火災に対して外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備であって、当該常設重大事故等対処設備が重大事故等時に求められる機能と同じ機能を有する可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車による事前散水による延焼防止の措置により機能を維持する設計とする。消防車により事前に散水することについては保安規定に定めて、管理する。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して、回転羽の損壊に</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (16 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>より飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重）、積雪に対して、損傷防止措置として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。</p>	<p>より飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重）、積雪に対して、損傷防止措置として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (17 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧</p>	<p>なお、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については、「2.5 環境条件等」に示す。また、常設重大事故等対処設備の機能と多様性、独立性、位置的分散を考慮する設備を「3. 系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (18 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>力, 湿度, 放射線及び荷重を考慮し, その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は, 「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより, 設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は, 転倒しないことを確認する, 又は必要により固縛等の措置をするとともに, 「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生じる敷地下斜面のすべり, 液状化又は揺すり込みによる不等沈下, 傾斜及び浮き上がり, 地盤支持力の不足, 地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより, 設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処す</p>	<p>力, 湿度, 放射線及び荷重を考慮し, その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>地震による共通要因故障の特性は, 設備等に発生する地震力 (設備が設置される地盤や建物の影響によって設備等に発生する地震力は異なる。) 又は地震による低耐震クラス設備からの波及的影響により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから, 屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は, 「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより, 設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は, 転倒しないことを確認する, 又は必要により固縛等の措置をするとともに, 「IV 耐震性に関する説明書」の地震により生じる敷地下斜面のすべり, 液状化又は揺すり込みによる不等沈下, 傾斜及び浮き上がり, 地盤支持力の不足, 地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより, 設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処する</p>		

再処理施設－発電炉 記載比較 (19 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>るために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。</p> <p>溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内の事的象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>ために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。</p> <p>溢水、化学薬品漏えい、設計基準より厳しい条件の要因となる内の事的象の配管の全周破断、火災及び内部発生飛散物による共通要因故障の特性は、「溢水による没水被水及び蒸気の流出」、「化学薬品漏えい及び設計基準より厳しい条件の要因となる内の事的象の配管の全周破断による没液及び被液」、「火災による熱損傷」、「内部発生飛散物による当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊によ</p>		

再処理施設－発電炉 記載比較 (20 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意によ</p>	<p>る飛散物」により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであるから、溢水、化学薬品漏えい、設計基準より厳しい条件の要因となる内の事象の配管の全周破断、火災、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意によ</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (21 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>る大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から 100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも 100m以上の離隔距離を確保する設計とする。</p>	<p>る大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発及び航空機落下による共通要因の特性が、「風（台風）による風圧力」、「竜巻による荷重（風圧力、気圧差、飛来物の衝撃荷重）」、「落雷による雷撃電流」、「生物学的事象による地絡及び短絡」、「森林火災、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災及び爆発による輻射熱による熱損傷及びばい煙」、「航空機落下による衝突荷重」により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであるから、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から 100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも 100m以上の離隔距離を確保する設計とする。</p>		
<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事</p>	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (22 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>象, 森林火災, 塩害, 航空機落下, 有毒ガス, 敷地内における化学物質の漏えい, 電磁的障害, 近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。ただし, 設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重), 積雪に対しては, 損傷防止措置として実施する除灰, 除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する設計とする。</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 建屋等の外から水, 空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は, 共通要因によって接続することができなくなることを防止するため, それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>接続口は, 重大事故等における条件に対して, 想定される重大事故等が発生した場合における温度, 圧力, 湿度, 放射線及</p>	<p>象, 森林火災, 塩害, 航空機落下, 有毒ガス, 敷地内における化学物質の漏えい, 電磁的障害, 近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。ただし, 設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重), 積雪に対しては, 損傷防止措置として実施する除灰, 除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する設計とする。</p> <p>なお, 重大事故等における条件, 自然現象, 人為事象, 周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については, 「2.5 環境条件等」に示す。また, 可搬型重大事故等対処設備の機能と多様性, 独立性, 位置的分散を考慮する設備を「3. 系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 建屋等の外から水, 空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は, 共通要因によって接続することができなくなることを防止するため, それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>接続口は, 重大事故等における条件に対して, 想定される重大事故等が発生した場合における温度, 圧力, 湿度, 放射線及</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (23 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。また、重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。</p> <p>地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。</p> <p>地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>接続口は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、</p>	<p>び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。また、重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。</p> <p>地震に対して接続口は、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。</p> <p>地震、津波及び火災に対しては、「IV 耐震性に関する説明書」、「VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書」及び「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。</p> <p>溢水、化学薬品漏えい及び火災による共通要因故障の特性は、「溢水による没水、被水及び蒸気の流出」、「化学薬品漏えいによる没液及び被液」、「火災による熱損傷」により同時に接続することができなくなることであるから、溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>接続口は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (24 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>接続口は、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計</p>	<p>降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>接続口は、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発及び航空機落下による共通要因の特性が、「風（台風）による風圧力」、「竜巻による荷重（風圧力、気圧差、飛来物の衝撃荷重）」、「落雷による雷撃電流」、「生物学的事象による地絡及び短絡」、「森林火災、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災及び爆発による輻射熱による熱損傷、ばい煙」、「航空機落下による衝突荷重」により同時に接続することができなくなることであるから、建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は、「2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計と</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (25 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>とする。</p> <p>接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）に対して健全性を確保する設計とする。</p>	<p>する。</p> <p>接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>なお、重大事故等における条件，自然現象、人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については，常設重大事故等対処設備として，「2.5 環境条件等」に示す。また，接続口を異なる複数の場所に設置することに対しては「別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (26 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>9.2.3 悪影響防止</p> <p>重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とす</p>	<p>2.4 悪影響防止</p> <p>2.4.1 基本方針</p> <p>重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、設備兼用時の容量に関する影響については、複数の機能を兼用する設備について複数の機能を兼用する場合を踏まえて設定した容量を添付書類「VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に示す。</p> <p>2.4.2 健全性確保のための設計方針</p> <p>系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とす</p>	<p>迫而</p>	

再処理施設－発電炉 記載比較 (27 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>ること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさ</p>	<p>ること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさないこと的设计方針については「VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。</p> <p>竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさ</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (28 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>ない設計とする，又は風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。</p>	<p>ない設計とする，又は風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお，竜巻に対する固縛等の措置については，「2.5 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (29 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>9.2.5 環境条件等</p> <p>(1)環境条件</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連鎖して発生を想定する重大事故</p>	<p>2.5 環境条件等</p> <p>2.5.1 基本方針</p> <p>(1)環境条件</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による周囲の環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響並びに設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象(地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響)による荷重を考慮する。また、同一建屋内にお</p>	<p>追而</p>	

再処理施設-発電炉 記載比較 (30 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。</p> <p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害を選定する。</p>	<p>いて同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。</p> <p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する</p> <p>人為事象としては、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮し、その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、化学物質</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (31 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準より厳しい条件の要因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）を考慮する。また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される</p>	<p>の漏えい及び電磁的障害を選定する。</p> <p>航空機落下については再処理施設への航空機の落下確率が十分低いこと、有毒ガスについては六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスが重大事故等対処設備の機能に直接影響を及ぼすことは考えられないこと、近隣工場等の火災については火災源となる石油備蓄基地から危険距離以上の離隔を確保すること、爆発についてはMOX燃料加工施設の第1 高压ガストレーラ庫からの離隔距離を確保することから、環境条件としての考慮は不要である。</p> <p>重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準より厳しい条件の要因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）を考慮する。また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (32 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びりん酸三ブチル（以下「TBP」という。）又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブチル（以下「TBP等」という。）と硝酸、硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体（以下「TBP等の錯体」という。）による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。</p> <p>同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの</p>	<p>重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びりん酸三ブチル（以下「TBP」という。）又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブチル（以下「TBP等」という。）と硝酸、硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体（以下「TBP等の錯体」という。）による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。</p> <p>同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (33 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的</p>	<p>重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重への具体的な設計方針は「(2) 重大事故等における条件の影響」に示す。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、「IV 耐震性に関する説明書」に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (34 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>想定する溢水及び化学薬品の漏えいによる影響に対して機能を損なわないとする評価等の設計方針については、後次回</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (35 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせること、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする</p> <p>屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び</p>	<p>の溢水評価及び化学薬品漏えい評価を示す申請書において示す。</p> <p>火災に対して常設重大事故等対処設備は、「Ⅲ. 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせること、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、「VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書」に基づく設計とする。</p> <p>屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (36 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>火山の影響に対して、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，非常用電源建屋，主排気筒管理建屋，第1保管庫・貯水所，第2保管庫・貯水所，緊急時対策建屋及び洞道に設置し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>凍結，高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は，凍結防止対策，高温防止対策及び防水対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>火山の影響に対して，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，非常用電源建屋，主排気筒管理建屋，第1保管庫・貯水所，第2保管庫・貯水所，緊急時対策建屋及び洞道に設置し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。</p> <p>凍結に対して屋内の常設重大事故等対処設備は，添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する最低気温を考慮し，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそ</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (37 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>れがない設計とし、屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>高温に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する最高気温を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とし、屋外の常設重大事故等対処設備は、高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>降水に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する日最大1時間降水量を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とし、屋外の常設重大事故等対処設備は、防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>		
ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を	ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、風（台		

再処理施設-発電炉 記載比較 (38 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。 直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を</p>	<p>風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>落雷に対して全交流電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-5 落雷への配慮に関する説明書」にて設定する最大雷撃電流を考慮し、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。</p> <p>ただし、内の事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、落雷により</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (39 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて選定する対象生物を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する輻射強度を考慮し、防火帯の内側に設置することにより、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (40 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等</p>	<p>処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>具体的には、常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備は、森林火災からの輻射強度の影響に対し、建屋等又は屋外の常設重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する。</p> <p>常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備に対する輻射強度に対する設計方針については、「VI-1-1-1-4-3-2 外部火災防護における評価方針」に基づくものとし、離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「VI-1-1-1-4-4 外部火災防護に関する評価条件及び評価結果」に示す。</p> <p>ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する影響を考</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (41 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>慮し、換気設備の建屋給気ユニットへのフィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とし、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して、機能を損なわない設計とする。具体的には、屋内の常設重大事故等対処設備は、有毒ガスに対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とする。屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、電磁波の影響に対して重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には、電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本産業規格に基づきノイズ対策を行うとともに、</p>		

再処理施設－発電炉 記載比較 (42 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、常設重大事故等対処設備に対して影響の与えるおそれのある電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加え、誘導電動機による回転数を制御する機構又はケーシングを有することで、回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止する。電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、调速器により回転数を監視し、回転数が上限を超えた場合には回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止する。常設重大事故等対処設備と回転機器の位置関係等の設計方針については、「VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。</p>		
<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を</p>	<p>ただし、内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は、周辺機器等</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (43 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p>	<p>からの影響のうち内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>具体的には、耐食性を有する材料とすること、腐食性液体の影響が及ばない位置へ設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (44 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>安全施設及び重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。</p> <p>同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>安全施設及び重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。</p> <p>同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合に</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (45 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p>	<p>おける温度、圧力、湿度、放射線及び荷重への具体的な設計方針は「(2) 重大事故等における条件の影響」に示す。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p>		

再処理施設－発電炉 記載比較 (46 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、使用時に津波の影響を受けるおそれのない場所を選定することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>想定する溢水及び化学薬品の漏えいによる影響に対して機能を損なわないとする評価等の設計方針については、後次回の溢水評価及び化学薬品漏えい評価を示す申請書において示す。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書」に基づく設計とする。</p> <p>なお、尾駁沼取水場所 A、尾駁沼取水場所 B 又は二又川取水場所 A (以下「敷地外水源」という。)における可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波警報の解除後に対応を開始すること、津波警報の発</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (47 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p>	<p>令確認時に対応中の場合は一時的に退避すること、これら以外の可搬型重大事故等対処設備の据付けは、使用時に津波の影響を受けるおそれのない場所を選定することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の据付けについては「別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に示す。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (48 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>す。</p> <p>凍結に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する最低気温を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とし、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>高温に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する最高気温を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とし、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>降水に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する日最大1時間降水量を考慮し、外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管すること</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (49 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計とする。</p> <p>直撃雷に対して、当該設備は構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する設計とする。</p> <p>生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を</p>	<p>により重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とし、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>落雷に対して可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-5 落雷への配慮に関する説明書」にて設定する最大雷撃電流を考慮し、直撃雷を考慮した設計を行う。直撃雷に対して、当該設備は当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する設計とする。</p> <p>生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて選定する対象生物を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する輻射強度を考慮し、防火帯の内側に保管することにより、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、森林火</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (50 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>具体的には、可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は、森林火災からの輻射強度の影響に対し、建屋等又は屋外の可搬型重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し、その危険距離を上回る離隔距離を確保する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等に対する輻射強度に対する設計方針については、「VI-1-1-4-3-2 外部火災防護における評価方針」に基づくものとし、離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「VI-1-1-4-4 外部火災防護に関する評価条件及び評価結果」に示す。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備に対する輻射強度に対する設計方針、離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</p> <p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて設定する影響を考慮し、換気設備の建屋給気ユニットへのフィルタの設置、直接外気を取り込む</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (51 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とし、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して可搬型重大事故等対処設備は、再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して、機能を損なわない設計とする。具体的には、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、有毒ガスに対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの保管、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、電磁波の影響に対して重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には、電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本産業規格に基づきノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせ</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (52 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重）及び積雪に対して</p>	<p>ることにより、重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備に対して影響の与えるおそれのある電力を駆動源とする回転機器は、過電流遮断器等を設置することに加え、誘導電動機による回転数を制御する機構又はケーシングを有することで、回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止する。電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限を超えた場合には回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の発生を防止する。可搬型重大事故等対処設備と回転機器の位置関係等の設計方針については、「VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (53 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備，積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。</p> <p>積雪に対する除雪，火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等）に対するフィルタ交換，清掃及び除灰については，保安規定に定めて，管理する。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち，配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない場所に保管する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p>	<p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>具体的には，腐食性液体の影響が及ばない位置へ保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (54 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>(2) 重大事故等における条件の影響 (a) 圧力による影響</p> <p>重大事故等への対処に必要な水、空気、硝酸ガドリニウムを供給する系統を構成する重大事故等対処設備及び重大事故等の発生に伴い気相中へ移行する放射性物質を内包する重大事故等対処設備は、以下に示す内部流体圧力において機能を損なわない設計とする。内部流体圧力に対する常設重大事故等対処設備の耐環境性については後述する「(b) 温度及び湿度による影響」の内部流体温度と合わせて「V 強度及び耐食性に関する説明書」に示す。</p> <p>1) 臨界事故の拡大を防止するための設備</p> <p>可溶性中性子吸収材の供給系統：3 k P a 機器に空気を供給するための系統：0.69MP a 機器から貯留設備の空気圧縮機までの系統：3 k P a 貯留設備の空気圧縮機から廃ガス貯留槽までの系統：0.5MP a</p> <p>2) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備</p> <p>放射線分解により発生する水素による爆発との同時発生を考慮し、以下のとおり設定する。</p> <p>内部ループ通水の系統：0.98MP a 機器注水の系統：0.98MP a 冷却コイル又は冷却ジャケット通水の系統：0.98MP a</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (55 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>機器から導出先セルまでの系統（放射線分解により発生する水素による爆発との同時発生が想定されない箇所）：3 k P a</p> <p>機器から導出先セルまでの系統（放射線分解により発生する水素による爆発との同時発生が想定される箇所）：0.003~0.5MP a</p> <p>導出先セルから排気までの系統：— 4.7 k P a</p> <p>3) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 冷却機能の喪失による蒸発乾固との同時発生を考慮し、以下のとおり設定する。</p> <p>圧縮空気の供給系統、圧縮空気貯槽及び可搬型空気圧縮機の系統：0.69 MP a</p> <p>圧縮空気ユニットの系統：14MP a（減圧弁から供給先まで 0.97MP a）</p> <p>機器から導出先セルまでの系統：0.003~0.5MP a</p> <p>導出先セルから排気までの系統：— 4.7 k P a</p> <p>4) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 プルトニウム濃縮缶の加熱の停止に使用する設備：1.96MP a</p> <p>プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止に使用する設備：0.97MP a</p> <p>プルトニウム濃縮缶気相部：0.84M</p>		

再処理施設－発電炉 記載比較 (56 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>P a</p> <p>機器から貯留設備の空気圧縮機までの系統：3 k P a</p> <p>貯留設備の空気圧縮機から廃ガス貯留槽までの系統：0.5MP a</p> <p>機器から排気までの系統：30 k P a</p> <p>5) 使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のための設備</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の受入れ施設の使用済燃料受入れ設備の燃料仮置きピット、並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備の燃料貯蔵プール及び燃料送出しピットへ注水するための系統：1.2MP a</p> <p>上記の重大事故等への対処に必要な水、空気、硝酸ガドリニウムを内包する重大事故等対処設備及び重大事故等の発生に伴い気相中へ移行する放射性物質を内包する重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備は、重大事故等の発生による環境の変化を考慮した環境圧力が建屋内は大気圧相当、屋外は大気圧であり、大気圧にて機能を損なわない設計とする。</p> <p>設定した圧力に対して機器が機能を損なわないように、機器が使用される内部流体圧力又は環境圧力下において、部材に発生する応力に耐えられる設計とする。環境圧力に対する健全性の確認の方</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (57 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>法としては、環境圧力と機器の最高使用圧力との比較の他、環境圧力を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</p> <p>(b)温度及び湿度による影響</p> <p>重大事故等への対処に必要な水、空気、硝酸ガドリニウムを供給する系統を構成する重大事故等対処設備及び重大事故等の発生に伴い気相中へ移行する放射性物質を内包する重大事故等対処設備は、以下に示す内部流体温度にて機能を損なわない設計とする。内部流体温度に対する常設重大事故等対処設備の耐環境性については前述の「(a)圧力による影響」の内部流体圧力と合わせて「V 強度及び耐食性に関する説明書」に示す。また、内部流体の湿度は100%を設定する。</p> <p>1) 臨界事故の拡大を防止するための設備</p> <p>可溶性中性子吸収材の供給系統 機器内：110℃ 機器外：40℃</p> <p>機器に空気を供給するための系統 機器内：110℃ 機器外：40℃</p> <p>機器から廃ガス貯留槽までの系統： 110℃</p> <p>2) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備</p> <p>放射線分解により発生する水素によ</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (58 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>る爆発との同時発生を考慮し、以下のとおり設定する。</p> <p>内部ループ通水の系統 機器内の冷却水配管：130℃ 機器外（冷却水出口／入口系統）：60℃</p> <p>機器注水の系統 機器内：130℃ 機器外：60℃</p> <p>冷却コイル又は冷却ジャケット通水の系統 機器内の冷却水配管：130℃ 機器外（冷却水出口／入口系統）：60℃</p> <p>機器から導出先セルまでの系統 凝縮器上流：130℃ 凝縮器下流：50℃ 導出先セルから排気までの系統：50℃</p> <p>3) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 冷却機能の喪失による蒸発乾固との同時発生を考慮し、以下のとおり設定する。</p> <p>圧縮空気の供給系統：50℃ 機器から導出先セルまでの系統 凝縮器上流：130℃ 凝縮器下流：50℃ 導出先セルから排気までの系統：50℃</p> <p>4) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備</p>		

再処理施設－発電炉 記載比較 (59 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>プルトニウム濃縮缶気相部：370℃ プルトニウム濃縮缶の加熱の停止に使用する設備：215℃ プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止に使用する設備：50℃ 機器から廃ガス貯留槽までの系統：100℃ 機器から排気までの系統：100℃</p> <p>5) 使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のための設備</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の受入れ施設の使用済燃料受入れ設備の燃料仮置きピット、並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備の燃料貯蔵プール及び燃料送出しピットへ注水するための系統：29℃</p> <p>上記の重大事故等への対処に必要な水、空気、硝酸ガドリニウムを内包する重大事故等対処設備及び重大事故等の発生に伴い気相中へ移行する放射性物質を内包する重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備は、重大事故等の発生による環境の変化を考慮し以下に示す環境温度及び湿度にて機能を損なわない設計とする。環境温度及び湿度については、設備の設置場所ごとに重大事故等発生時に到達する最高値とし、以下のとおり設定する。</p> <p>1) 臨界事故の拡大を防止するために使</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (60 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>用する重大事故等対処設備 (建屋内)</p> <p>臨界事故は内的事象を要因としてのみ発生するため、環境温度及び湿度は平常値を設定する。</p> <p>2) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内)</p> <p>冷却水を内包する機器及び放射性物質を内包する機器を熱源として生じる環境変化を考慮した環境温度として80℃以下を設定し、湿度として90%を設定する。</p> <p>3) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内)</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固との同時発生を考慮し、冷却水を内包する機器及び放射性物質を内包する機器を熱源として生じる環境変化を考慮した環境温度として80℃以下を設定し、湿度として90%を設定する。</p> <p>4) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備 (建屋内)</p> <p>有機溶媒等による火災又は爆発は内的事象を要因としてのみ発生するため、環境温度及び湿度は平常値を設定する。</p> <p>5) 使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のために使用する重大事故等対処設備 (建屋内)</p> <p>使用済燃料プール水の沸騰の可能性を考慮して、環境温度は約80℃、湿度</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (61 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>は100% (蒸気) を設定する。</p> <p>6) 重大事故等対処設備 (建屋外) 屋外の重大事故等対処設備に対しては、環境温度は35℃、湿度は90%を設定する。</p> <p>設定した環境温度に対して機器が機能を損なわないように、機器が使用される環境温度下において、部材に発生する応力に耐えられる設計とする。環境温度に対する健全性の確認の方法としては、環境温度と機器の最高使用温度との比較、温度評価の他、環境温度を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</p> <p>また、設定した湿度に対して機器が機能を損なわないように、当該構造部が気密性・水密性を有すること、機器の外装を気密性の高い構造とし、機器内部を周囲の空気から分離すること等により、機能が阻害される湿度に到達しない設計とする。湿度に対する健全性の確認の方法としては、環境湿度と機器仕様の比較の他、環境湿度を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</p> <p>(c)放射線による影響 重大事故等対処設備は、重大事故等の発生時に想定される放射線にて機能を損なわない設計とする。放射線については、設備の設置場所ごとに重大事</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (62 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>故等発生時に到達する最大線量とし、設置場所ごとの放射線量に対して、遮蔽等の効果を考慮して、機能を損なわない材料、構造、原理等を用いる設計とする。</p> <p>1) 臨界事故の拡大を防止するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） 放射線物質を内包する機器を放射線源として設定し、放射線源の影響を受ける可能性があるエリアについては、遮蔽等の効果や放射線源からの距離等を考慮してエリアごとに10Gy/7日間以下を設定する。</p> <p>2) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） 放射線物質を内包する機器を放射線源として設定し、放射線源の影響を受ける可能性があるエリアについては、放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生を考慮した上で遮蔽等の効果や放射線源からの距離等を考慮してエリアごとに23Gy/h以下を設定する。</p> <p>3) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） 放射線物質を内包する機器を放射線源として設定し、放射線源の影響を受ける可能性があるエリアについては、冷却機能の喪失による蒸発乾固の同時発生を考慮した上で遮蔽等の効果や放</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (63 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>放射線源からの距離等を考慮してエリアごとに23Gy/h以下を設定する。</p> <p>4) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） 放射線物質を内包する機器を放射線源として設定し、放射線源の影響を受ける可能性があるエリアについては、遮蔽等の効果や放射線源からの距離等を考慮してエリアごとに$2 \times 10^{-3} \mu\text{Gy/h}$以下を設定する。</p> <p>5) 使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のために使用する重大事故等対処設備（建屋内） 放射線物質を内包する機器を放射線源として設定し、放射線源の影響を受ける可能性があるエリアについては、遮蔽等の効果や放射線源からの距離等を考慮してエリアごとに$27 \mu\text{Gy/h}$以下を設定する。</p> <p>6) 重大事故等対処設備（屋外） 冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発及び使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷は、これらの重大事故等が同時に発生する可能性があることを考慮し、同時発生時の環境への放射性物質の放出量を基に以下を設定する。 重大事故等の同時発生時：$2 \times 10^{-7} \text{mGy}$</p> <p>放射線による影響に対して機器が機能を損なわないように、耐放射線性が低いと考えられるパッキン・ガスケットも含</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (64 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>めた部品の性能が有意に低下する放射線量に到達しない設計とする。また、電気絶縁や電気信号の伝送・表示等の機能が阻害される放射線量に到達しない設計とする。放射線に対する健全性の確認の方法としては、環境放射線を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等に基づく積算線量を機器の放射線に対する耐性値とし、環境放射線条件と比較することとする。また、環境放射線条件との比較のため、機器の耐性値を機器が照射下にあると評価される期間で除算して線量率に換算することとする。</p> <p>なお、再処理施設の通常運転中に有意な放射線環境に置かれるセル内機器にあつては、通常運転時などの重大事故等以前の状態において受ける放射線量と有意な差が生じる臨界事故について放射線の影響を評価することとする。</p> <p>(3)自然現象により発生する荷重の影響 (a)常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備については、自然現象のうち、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>風（台風）による荷重に対して常設重</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (65 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に基づき算出する風荷重を考慮し、機械的強度を有する設計とする。ただし、竜巻の最大風速による風荷重を大きく下回るため、竜巻に対する設計の中で確認する。</p> <p>竜巻による荷重に対して常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書」に基づき算出する設計荷重を考慮し、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない、また、設計飛来物の衝突に対し、貫通及び裏面剥離の発生により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻による荷重に対する構造健全性評価、設計飛来物の衝突に対する貫通、裏面剥離に係る評価に係る設計方針については、「VI-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算の方針」に基づくものとし、評価条件及び評価結果を「VI-1-1-1-2-5 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書」に示す。</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (66 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>積雪荷重に対して常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に基づき算出する荷重を考慮し、機械的強度を有する設計とする。積雪に対する設計は、構造物への静的負荷として降下火砕物の堆積荷重の影響を考慮する火山事象に対する設計の中で確認する。</p> <p>降下火砕物による荷重に対して常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書」に基づき算出する荷重を考慮し、構造健全性を維持する設計とする。</p> <p>降下火砕物による荷重に対する構造健全性評価に係る設計方針については、「V-1-1-1-3-4 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に基づくものとし、評価条件及び評価結果を「VI-1-1-1-3-5 火山への配慮が必要な施設の強度計算書」に示す。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処施設 可搬型重大事故等対処設備については、自然現象のうち、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (67 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p>風（台風）による荷重に対して可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に基づき算出する風荷重を考慮し、機械的強度を有する設計とする。</p> <p>風（台風）による荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に基づき算出する風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>ただし、竜巻の最大風速による風荷重を大きく下回るため、竜巻に対する設計の中で確認する。</p> <p>竜巻による荷重に対して可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等は、添付書類「VI-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書」に基づき算出する設計荷重を考慮し、主要構造の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない、また、設計飛来物の衝突に対し、貫通及び裏面剥離の発生により重大事故等に対処するために必要な機能を</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (68 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>損なわない設計とする。</p> <p>竜巻による荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「VI-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書」に基づき算出する風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>竜巻による荷重に対する構造健全性評価、設計飛来物の衝突に対する貫通、裏面剥離に係る評価に係る設計方針及び屋外の可搬型重大事故等対処設備の固縛等に係る設計方針については、「VI-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算の方針」に基づくものとし、評価条件及び評価結果を「VI-1-1-1-2-5 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書」に示す。</p> <p>積雪荷重に対して可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等は、添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に基づき算出する荷重を考慮し、機械的強度を有する設計とする。積雪に対する設計は、構造物への静的負荷として降下火砕物の堆積荷重の影響を考慮する火山事象に対する設計の中で確認する。</p> <p>積雪荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除雪により重大事故等</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (69 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>への対処に必要な機能を損なわない設計とする。除雪については保安規定に定めて、管理する。</p> <p>降下火砕物による荷重に対して可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等は、添付書類「VI-1-1-3 火山への配慮に関する説明書」に基づき算出する荷重を考慮し、構造健全性を維持する設計とする。</p> <p>降下火災物による荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、除灰及び屋内への配備により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。除灰及び屋内への配備については保安規定に定めて、管理する。</p> <p>降下火砕物による荷重に対する構造健全性評価に係る設計方針については、「VI-1-1-3-4 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に基づくものとし、評価条件及び評価結果を「VI-1-1-3-5 火山への配慮が必要な施設の強度計算書」に示す。</p> <p>(c) 荷重の組み合わせ 自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響のそれぞれに対し、以下の組み合わせを考慮する。 イ. 地震と風（台風）</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (70 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>ロ. 地震と積雪 ハ. 風（台風）と積雪 ニ. 風（台風）と火山の影響 ホ. 竜巻と積雪 ヘ. 積雪と火山の影響</p> <p>「イ. 地震と風（台風）」及び「ロ. 地震と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については、「IV-1 再処理施設の耐震性に関する説明書」に示す。また、評価条件及び評価結果を「IV-2 再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。</p> <p>「ハ. 風（台風）と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については、「VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に示す。ただし、風（台風）と積雪の重ね合わせは、竜巻と積雪の重ね合わせに包絡されるため、竜巻と積雪の重ね合わせに関する評価条件及び評価結果を「VI-1-1-1-2-5 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書」に示す。</p> <p>「ニ. 風（台風）と火山の影響」及び「ヘ. 積雪と火山の影響」の荷重の組み合わせの考え方については、「VI-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書」に示す。また、評価条件及び評価結果を「VI-1-1-1-3-5 火山への配慮が必要な施設の強度計算書」に示す。</p> <p>「ホ. 竜巻と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については、「VI-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書」に示す。また、評価条件及び評価結果を「VI-1-1-</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (71 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
	<p>1-2-5 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書」に示す。</p> <p>また、竜巻と地震、竜巻と火山及び地震と火山の影響の組み合わせを考慮しないことについては、「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に示す。</p> <p>(d)事故時荷重の組み合わせ</p> <p>重大事故等対処設備は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震及び津波を除く。)により作用する荷重及び重大事故等時に生ずる荷重を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、重大事故等対処設備の重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>具体的には、屋内の重大事故等対処設備は、建屋等によって自然現象(地震及び津波を除く。)の影響を防止することにより、重大事故等が発生した場合でも、自然現象(地震及び津波を除く。)による影響を受けない設計とする。</p> <p>また、屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合でも運転圧力や温度が変わらないため、事故時荷重が発生するものではなく、自然現象(地震及び津波を除く。)による荷重と重なることはない。</p>		

再処理施設－発電炉 記載比較 (72 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所</p>	<p>さらに、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計としている。</p> <p>(4) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。</p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所</p>		

再処理施設－発電炉 記載比較（73 / 91）

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，遮蔽設備を有する中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，遮蔽設備を有する中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。		

再処理施設-発電炉 記載比較 (74 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>9.2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。</p> <p>操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>2.6 操作性及び試験検査性 (1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>a. 操作環境 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。</p> <p>操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>追而</p>	

再処理施設－発電炉 記載比較 (75 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置す</p>	<p>b. 操作準備 現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>c. 操作内容 現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置す</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (76 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>る設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度</p>	<p>る設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>d. 切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (77 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</p> <p>また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。</p> <p>d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象</p>	<p>等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</p> <p>また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。</p> <p>f. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (78 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象</p>	<p>として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外のアクセスルートは、「IV 耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象によ</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (79 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物, 積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下, 爆発)を想定し, 複数のアクセスルートの中から状況を確認し, 早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため, 障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは, 必要数として3台に加え, 予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台, 合計7台を保有数とし, 分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは, 地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては, 道路上への自然流下も考慮した上で, 通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。</p> <p>尾駁沼取水場所A, 尾駁沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水源」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては, 津波警報の解除後に対応を開始する。なお, 津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え, 非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて, 管理する。</p> <p>屋外のアクセスルートは, 「3.1 地震</p>	<p>る影響(風(台風)及び竜巻による飛来物, 積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下, 爆発)を想定し, 複数のアクセスルートの中から状況を確認し, 早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため, 障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは, 必要数として3台に加え, 予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台, 合計7台を保有数とし, 分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは, 地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては, 道路上への自然流下も考慮した上で, 通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。</p> <p>尾駁沼取水場所A, 尾駁沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水源」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては, 津波警報の解除後に対応を開始する。なお, 津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え, 非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて, 管理する。</p> <p>屋外のアクセスルートは, 「IV 耐震性に</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (80 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保できる設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車両はタイヤチェーン等を装着することにより、通行性を確保できる設計とする。また、道路については、融雪剤を配備することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>関する説明書」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保できる設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車両はタイヤチェーン等を装着することにより、通行性を確保できる設計とする。また、道路については、融雪剤を配備することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (81 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートにおける非常時対策組織要員の安全を確保するため薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。 また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、夜間及び停電時の確実な運搬や移動</p>	<p>屋内のアクセスルートは、「IV 耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートにおける非常時対策組織要員の安全を確保するため薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。 また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、夜間及び停電時の確実な運搬や移動</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (82 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。また、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(2) 試験・検査性</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。</p> <p>再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策</p>	<p>のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。また、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(2) 試験・検査性</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。</p> <p>再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (83 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。		

再処理施設-発電炉 記載比較 (84 /91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>(1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p> <p>a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、内包する放射性物質（液体、気体、固体）の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと、地震による変形等により臨界に至らないこと、放射性物質（固体）を内包する容器等を搬送する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しないこと及び収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しないことのために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	<p>2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>(1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p> <p>a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、内包する放射性物質（液体、気体、固体）の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと、地震による変形等により臨界に至らないこと、放射性物質（固体）を内包する容器等を搬送する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しないこと及び収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しないことのために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	<p>迫而</p>	

再処理施設－発電炉 記載比較 (85 /91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>また、a. 及び b. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなく放射性物質及び放射線の過度の放出防止機能を確保する設計とする。</p> <p>具体的には、再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。</p>	<p>b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>また、a. 及び b. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなく放射性物質及び放射線の過度の放出防止機能を確保する設計とする。</p> <p>具体的には、再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。</p> <p>基準地震動を超える地震動に対して機能</p>		

再処理施設－発電炉 記載比較 (86 /91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等への対処に必要な機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>維持が必要な設備を設置する建物・構築物の基準地震動を 1.2 倍した地震力による重大事故等対処の成立性確認については、「IV-6-1 基準地震動を 1.2 倍した地震力による耐震性確認の基本方針」に基づくものとし、耐震性確認結果については「IV-6-2 基準地震動 S_s を 1.2 倍した地震力による耐震性確認結果」に示す。</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等への対処に必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の基準地震動を 1.2 倍した地震力による重大事故等対処の成立性確認については、「別添 2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に基づくものとし、耐震性確認結果については「IV-6-2-3 可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書」に示す。</p>		

再処理施設－発電炉 記載比較 (87 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>9.2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、「再処理施設の技術基準に関する規則」の第三十六条第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。</p> <p>再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。</p>	<p>2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、「再処理施設の技術基準に関する規則」の第三十六条第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。</p> <p>再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。</p>	<p>追而</p>	

再処理施設-発電炉 記載比較 (88 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の</p>	<p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (89 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせる設計とする。</p>	<p>影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせる設計とする。</p>		

再処理施設-発電炉 記載比較 (90 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
<p>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないように適切に配置する設計とする。</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</p> <p>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備することを保安規定に定め、管理する。</p> <p>重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動を行うことを保安規定に定め、管理する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。</p> <p>屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。</p>	<p>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないように適切に配置する設計とする。</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</p> <p>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備することを保安規定に定め、管理する。</p> <p>重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動を行うことを保安規定に定め、管理する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる場合には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。</p> <p>屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。</p>		

再処理施設－発電炉 記載比較 (91 / 91)

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

再処理施設		発電炉	備 考
基本設計方針	添付書類 VI-1-1-4	添付書類 V-1-1-6	
(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。		